

第10回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (12月10日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	10
○報告第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第170号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議案第171号の上程、説明、質疑、委員会付託	24
○議案第172号の上程、説明、質疑、委員会付託	26
○議案第173号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議案第174号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第175号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○議案第176号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○議案第177号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第178号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第179号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第180号の上程、説明、質疑、討論、採決	49

○議案第181号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
○議案第182号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
○議案第183号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
○議案第184号及び議案第185号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
○請願・陳情について	57
○散会の宣告	57

第 2 号 (12月11日)

○議事日程	59
○本日の会議に付した事件	59
○出席議員	59
○欠席議員	59
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	59
○事務局職員出席者	59
○開議の宣告	60
○一般質問	60
吉 田 孝 司	60
込 山 靖 子	81
東 悟	100
小 林 政 次	105
○休会について	120
○散会の宣告	120

第 3 号 (12月12日)

○議事日程	121
○本日の会議に付した事件	121
○出席議員	121
○欠席議員	121
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	121
○事務局職員出席者	121
○開議の宣告	122
○一般質問	122
町 島 洋 一	122

熊倉正磨	126
稲田和朝	146
○休会について	149
○散会の宣告	149

第 4 号 (12月16日)

○議事日程	151
○本日の会議に付した事件	151
○出席議員	151
○欠席議員	151
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	152
○事務局職員出席者	152
○開議の宣告	153
○議会運営委員長報告	153
○議事日程の報告	153
○議案第186号の上程、説明、質疑、討論、採決	153
○産業厚生常任委員長報告(議案第171号)及び報告に対する質疑、討論、採決	155
○産業厚生常任委員長報告(議案第172号)及び報告に対する質疑、討論、採決	156
○各常任委員長報告(請願・陳情について)及び報告に対する質疑、討論、採決	157
○各常任委員会閉会中の継続調査の申出について	162
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	163
○日程の追加	163
○意見書案第10号及び意見書案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
○閉議の宣告	167
○町長挨拶	167
○閉会の宣告	167
○署名議員	169

鏡石町告示第73号

第10回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年12月5日

鏡石町長 木 賊 正 男

1 期 日 令和7年12月10日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	町島洋一	2番	熊倉正麿
3番	東悟	4番	根本廣嗣
5番	稲田和朝	6番	込山靖子
7番	吉田孝司	8番	小林政次
9番	畑幸一	10番	円谷寛
11番	角田真美		

不応招議員（なし）

第 1 号

令和7年第10回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和7年12月10日(水)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 報告第 24号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 6 議案第170号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について
- 日程第 7 議案第171号 鏡石町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第172号 鏡石町町営墓地条例の制定について
- 日程第 9 議案第173号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第174号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第175号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第176号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第177号 鏡石町児童館条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第178号 鏡石町老人福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第15 議案第179号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第180号 令和7年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第181号 令和7年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第182号 令和7年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第183号 令和7年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第184号 令和7年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第185号 令和7年度鏡石町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第22 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	町島洋一	2番	熊倉正麿
3番	東悟	4番	根本廣嗣
5番	稲田和朝	6番	込山靖子
7番	吉田孝司	8番	小林政次
9番	畑幸一	10番	円谷寛
11番	角田真美		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊正男	副町長	小貫秀明
教育長	渡部修一	総務課長	吉田竹雄
企画財政課長	橋本喜宏	税務町民課長	根本大志
福祉こども課長	菊地勝弘	健康環境課長	大河原正義
産業課長	大木寿実	都市建設課長	小貫淳一
上下水道課長	圓谷康誠	教育課長	森尾知之
会計管理者兼出納室長	緑川憲一	農業委員会事務局局長	佐藤喜伸
農業委員会	菊地栄助	選挙管理委員会委員長	草野孝重

事務局職員出席者

議会事務局長	吉田光則	主査	藤島礼子
--------	------	----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまから第10回鏡石町議会定例会を開会いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（角田真美） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。
10番、円谷寛議員。

〔議会運営委員長 円谷 寛 登壇〕

○10番（議会運営委員長 円谷 寛） 議会運営委員長の円谷ですが、第10回鏡石町議会定例会、会期について議会運営委員会が開かれておりますので、そこで確認をした内容について報告をしたいと思います。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

○議長（角田真美） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） おはようございます。

第10回鏡石町議会定例会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、師走を迎え、公私ともにお忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、専決処分した事件の承認が1件、公の施設の指定管理者の指定期間の変更が1件、新条例の制定が2件、県人事委員会勧告に基づく町職員等の給与の改定等の関係条例の改正が4件、条例を廃止する条例が2件、そのほか一般会計を含めた各会計の補正予算が7件、合わせまして17件の議案を提案するものであります。

また、工事請負契約の締結の追加議案を上程の予定であります。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、承認、議決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たってのご挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（角田真美） ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに

本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（角田真美） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田真美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、4番、根本廣嗣議員、5番、稲田和朝議員、6番、込山靖子議員の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（角田真美） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの7日間としたいと思っております。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、会期は7日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（角田真美） 日程第3、諸般の報告に入ります。

初めに、広報広聴委員の氏名変更についてご報告申し上げます。

さきの第9回定例会において、9番議員、畑幸一議員を広報広聴委員に指名しましたが、一身上の都合による辞任の申出がありましたので、これを許可し、改めて、4番、根本廣嗣議員を広報広聴委員に指名いたしましたことをご報告申し上げます。

次に、閉会中の議会庶務報告ですが、こちらについてはお手元に配付の報告書によりご承願いたします。

ここで議事運営の都合により、暫時休議いたします。

休議 午前10時12分

開議 午前10時12分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

次に、例月出納検査及び定期監査の報告を求めます。

込山監査委員。

〔監査委員 込山靖子 登壇〕

○監査委員（込山靖子） おはようございます。

例月出納検査並びに定期監査の結果を報告いたします。

まず、例月出納検査の結果を報告いたします。

3か月分を項目ごとにまとめて報告いたします。

例月出納検査報告。

1、検査の対象。令和7年8月分、9月分、10月分について、それぞれ一般会計、上水道及び下水道事業会計、7特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日。令和7年8月分につきましては、令和7年9月25日木曜日午前9時53分から午後2時20分まで、令和7年9月分につきましては、令和7年10月27日月曜日午前9時54分から午後1時44分まで、令和7年10月分につきましては、令和7年11月25日火曜日午前10時1分から午後2時45分まで、以上のおり実施いたしました。

3、実施場所。各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名。各月とも報告書記載の方々の出席をいただきました。

5、検査の手続。各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果。検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和7年8月分、9月分、10月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末現在における現金、預金、基金の残高は資料のとおりです。

以上、例月出納検査報告を申し上げます。

続きまして、定期監査の結果を報告申し上げます。

定期監査報告。

1、監査の対象。令和7年度各課所管事務の執行状況。

2、実施年月日。令和7年10月8日水曜日から10月10日金曜日までの3日間。

3、実施場所。議会会議室。

4、監査委員。滝田賢治、込山靖子。

5、出席者職氏名。詳細につきましては、お手元の報告書に記載のとおりでございます。

6、監査の手続。令和7年度の各課所管事務について、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼に置き、監査を実施いたしました。

7、監査の結果。各課ともに異常は認められませんでした。

なお、主な質疑等は別紙のとおりです。

以上、報告申し上げます。

○議長（角田真美） 議事運営の都合により、暫時休議いたします。

休議 午前10時16分

開議 午前10時16分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合の報告を求めます。

4番、根本廣嗣議員。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 根本廣嗣 登壇〕

○4番（須賀川地方広域消防組合議会議員 根本廣嗣） それでは、須賀川地方広域消防組合議会報告書を報告します。

議事日程第1号、令和7年10月22日水曜日午後1時30分開議開催です。

第1、議長選挙がありまして、浜尾一美議員が議長に選出されました。

第2、議席の指定です。これは、須賀川市議員が替わりましたので、議席の指定をいたしました。

会期決定は1日です。

第4、会議録署名議員の指名です。9番議員の溝井議員と10番の石堂議員です。

第5から第9までは一括で審議されました。

第5、議案第9号 須賀川地方広域消防組合監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、前監査委員が退任されましたので、新しい監査委員に横田昭二さんを指名することに同意しました。

第6、議案第10号 須賀川地方広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について、可決されました。

第7、議案第11号 令和7年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第1号）、第8、議案第12号 令和6年度須賀川地方広域消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、第9、議案第13号 和解について、これは一括で可決されました。

あとは附属の資料をお読みください。

以上です。

○議長（角田真美） 次に、須賀川地方保健環境組合の報告を求めます。

3番、東悟議員。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 東 悟 登壇〕

○3番（須賀川地方保健環境組合議会議員 東 悟） おはようございます。

3番議員の東です。

須賀川地方保健環境組合議会令和7年10月定例会の報告をいたします。

初めに、開会前に、須賀川市議会に慣例となっている正副議長の2年交代に伴う組合議会議員の改選により、議長及び副議長がともに不在のため、地方自治法第107条の規定により、議員の須賀川市議会選出の大柿貞夫議員を臨時議長として開会いたしました。

議事日程第1号。

令和7年10月24日金曜日午前10時開議。

第1、仮議席の指定の後、第2、議長の選挙。指名選出により、須賀川市、本田勝善議員が選出されました。

第3、副議長の選出。こちらは須賀川市議会選出の横田洋子議員が選出されました。

第4、議席の指定は、仮議席と同じでございます。

第5、会期の決定は1日限りでございます。

第6、会議録署名議員の指名。1番、齋藤寿昭議員、2番、私で、3番、松川勇治議員でありました。

第7、報告第1号 令和6年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算継続費の精算報告についてでございますが、令和2年度に継続費に設定した最終処分場建設事業について、令和6年度をもって継続期間が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づいて実績額等を議会に報告したものであります。

第8、議案第6号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、専決処分といたしました6件の一部改正条例及び1件の福島県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めたものであります。その内容は、組合の承認及び会計年度任用職員の県人事委員会の勧告に基づく給料改正、育児または介護を行う職員の制度の改正等であります。

第9、議案第7号 令和6年度須賀川地方保健環境組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、令和6年度一般会計の歳入歳出額は15億5,212万9,135円、歳出決算額は12億6,316万4,208円で、歳入歳出差引額は2億8,896万8,707円で、実質収支額についても同額であり、全額令和7年度へ繰越したことについて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付されたものであります。

第10、議案第8号 令和7年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第1号）でございますが、予算総額に歳入歳出それぞれ2億20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億1,956万1,000円とし、その内容は、来年4月からの新たなプラスチックごみの分別課題に対応するための増額補正及び令和6年度における決算剰余金を構成市町村へ返還いたしたものの等の増額補正でありました。それぞれ詳細につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

報告1件及び議案3件について、いずれも承認、了承、認定、可決されました。

第11、一般質問がありました。須賀川市選出の横田洋子議員であります。

以上、須賀川地方保健環境組合令和7年10月定例会の報告といたします。

○議長（角田真美） 次に、公立岩瀬病院企業団の報告を求めます。

8番、小林政次議員。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 小林政次 登壇〕

○8番（公立岩瀬病院企業団議会議員 小林政次） それでは、公立岩瀬病院企業団の議会の報告をいたします。

令和7年9月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程。

令和7年9月26日金、午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、会期の決定。1日限りでございます。

第2、会議録署名議員の指名。2番、馬場、3番、安藤、4番、斉藤の3議員が指名されました。

第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて。これにつきましては、南会津地方環境衛生組合、これらを引き継ぐものでございます。

第5、議案第8号 公立岩瀬病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

第6、議案第9号 令和6年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計決算の認定について。これにつきましては、年度の純損失が3億8,761万1,000円であり、材料費等の増加によるものでございます。

第7、議案第10号 令和7年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）。これにつきましては、収入、支出とも10万円の計上でございます。

以上、報告、議案とも原案どおり全て承認、可決されました。

以上でございます。

◎町長の説明

○議長（角田真美） 日程第4、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 本日ここに、第10回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

10月21日に発足した高市早苗政権は、我が国初の女性首相であり、極めて高い内閣支持率を記録しました。経済最優先の姿勢や明確な政策目標が評価されているようです。最優先課題に物価高対策を求める国民の声に対して、まず、力強い経済対策によって早期に成果を示されることを期待したいと思います。

ここで、これまでの政府の物価高対策等により、町で対策を講じている事業についてご説明をいたします。

デフレ脱却のための経済対策として、物価高による国民の負担軽減などを目的に実施されております定額減税につきましては、令和6年度に給付した調整給付金の実績額を基に本来給付すべき所要額との差額が生じた方に不足額を給付するもので、10月末で申請を締め切り、給付対象者数1,411人に対し給付件数1,367人、率にしまして96.88%の方に給付したところであります。

また、本年9月定例会にて議決いただきました物価高騰対策としてのプレミアム付商品券発行事業につきましては、総額1億5,000万円を発行するもので、年末年始に向けて11月1日から発売を開始し、11月25日に完売となりました。当事業は、町事業者及び町民生活の両面から支援するもので、町内経済の活性化策として確かな効果を発揮しているものと認識しております。

令和6年には、米の供給不足により価格が高騰し、いわゆる「令和のコメ騒動」と呼ばれる事態が発生し、国では、備蓄米の放出による価格安定の強化など緊急的な対策を講じてきました。

農林水産省では、令和7年産の主食用米の生産量は747万7,000トンと発表され、平成28年以来9年ぶりとなる高水準であるとしております。全国的に猛暑や渇水、イネカメムシによる被害が懸念されましたが、新たに導入された作況単収指標は「102」と「やや良」に位置づけられ、これも平成24年以来の高水準となりました。福島県全体においても「102」と見込んでいます。

その中で、令和7年産米の概算金は3万2,000円と令和4年産以降4年連続での上昇、対前年比プラス1万2,000円と大幅引上げとなっており、生産者からは歓迎の声が聞かれました。一方で、全国のスーパーで販売された米の5キロ当たりの平均価格は、11月14日現在

4,444円と2月の集計開始以降、最も高い価格となりました。

令和元年度から実施しているイオン琉球株式会社における町産特別栽培米「牧場のしづく」の取扱いについては、今月初旬、昨年につき、友好関係にある沖縄県北谷町での販売促進PR活動を展開し、令和7年産米について、グループ50店舗で総量約50トンが販売されます。今後も両町の交流を一層深めながら、相互の観光資源の情報発信を行ってまいります。

令和7年度上半期、4月から9月の全国での熊の出没件数は2万792件となり、同期間としては過去最多を更新しています。また、人身被害が11月17日現在196人に上り、全国での犠牲者は過去最多の13人となっております。東日本を中心に熊の人身被害が増大・広域化していることから、地域の暮らしと営農の安全確保に向けて、出没地域のパトロールや情報周知により注意を呼びかけてまいります。

また、生活圏への相次ぐ熊の出没を受けて、須賀川市・天栄村・鏡石町において、捕獲や捜索、警戒に当たる協力体制を組む相互応援協定を11月16日に締結いたしました。引き続き、町民の命と暮らしを守るため、緊急的な熊対策に努めてまいります。

10月の「全日本ホルスタイン共進会」全国大会において、岩瀬農業高校生生物生産科の酪農専攻班の3年生が、部門別の会長賞と高等学校特別賞を受賞しました。飼育担当として、休日返上で早朝から訓練や体調管理に奮闘してきた生徒たちの日々の努力を賞賛したいと思います。そして、岩瀬農業高校が今後も地域に根差した教育活動を展開するとともに、地域産業を支える人材の育成への取組に期待しております。

10月に開催された第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」において、本町出身の遠藤梨李さんが、ウェイトリフティング女子59キロ級で福島県勢として初めて優勝、また、11月には学法石川高校3年生の増子陽太さんが、日体大長距離競技大会において陸上競技男子5,000メートルで日本高校歴代3位というすばらしい成績を収められました。遠藤さんと増子さんの大活躍に町民も元気づけられたものと思います。今後もそれぞれの目標に向かい、さらなる活躍を期待するものです。

さらに明るい話題として、10月19日に開催されました「令和7年度福島県算数・数学ジュニアオリンピック」において、第二小学校6年の滝口颯太さんが銀賞（第2位）、同じく第二小学校6年の吉田脩人さんが銅賞（第3位）を受賞し、さらには、鏡石町立第二小学校が「最高学校賞」という荣誉に輝きました。受賞されたお二人のひらめきや想像力が点数につながったことはすばらしいことであり、義務教育課程の中で、日頃から創意工夫を凝らして学校教育に当たられている先生方へも敬意を表します。

11月16日に行われた「第37回ふくしま駅伝」では、日頃の練習の成果を発揮され、総合21位、町の部では7位と21年連続入賞を果たしました。第4中継所となる鳥見山陸上競技場では、生放送でのテレビ中継もあり、広く郷土の期待と声援を受けて、1年間にわたる練

習成果を発揮すべく、自己ベストを目指して走り抜いた選手の皆さんのこれまでの努力と、指導に当たられた監督をはじめとしたスタッフの皆様のご労苦に感謝申し上げます。また、沿道での応援やテレビ、ラジオ、インターネットでの観戦などにより、選手の走りに熱い声援をいただいた多くの町民の皆さんに感謝申し上げます。

11月3日付で秋の叙勲受章者が発表されました。福島県関係では73人が受賞し、本町からは瑞宝単光章を鏡田区の稲田幸吉氏が受賞されました。

稲田幸吉氏は鏡石町消防団員として、通算32年にわたり地域住民の生活安定等に尽力し、特に平成30年から3年間は団長として地域社会に貢献してきた功績が認められました。受賞された稲田幸吉氏に心からお祝いを申し上げますとともに、これまでのご功績に対しまして敬意を表します。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

阿武隈川緊急治水プロジェクトの成田地区への遊水地群整備事業につきましては、去る9月16日に阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの事業計画の変更が公表され、国が実施している福島県内の阿武隈川上流の改良復旧事業について、全体事業費と事業期間が変更になりました。今回の事業計画の変更では、物価高騰等の社会的要因のほか、詳細調査により発生した課題等に対応するため、さらには、これまで住民説明会等で提示してきた実際の事業範囲に整合させるための調整等により、全体事業費で801億円の増額を行い1,800億円に、事業期間で5年間の延長を行い、令和15年度までに完成を目標とすることに変更になりました。

用地の進捗状況は、10月末時点では取得面積で73.32ヘクタール、用地取得率として56.4%となり、継続的に用地取得が進められています。

工事については、住宅移転代替地（新町地区、成田原町地区）2地区の造成や遊水地内の掘削、遊水地関連工事として鈴川橋下部工が現在進められており、着実に事業が進捗している状況です。

遊水地内利活用の一環として進められている第2遊水地の「試験圃場」の稲は順調に生育し、去る9月25日に収穫を終え、食味による測定結果は「普通」であり、調査結果からは、従来の圃場と大きな遜色もなく耕作できるものと推測されると国から報告がありました。また、収量も令和6年の福島県平均を上回る結果となり、収穫した米の一部は小中学校での給食に提供されたところです。

駅東第1土地区画整理事業の推進につきましては、第3工区内の保留地6区画を販売し、全て完売したところです。現在、街区造成工事と区画道路舗装工事を発注したところであり、第3工区の完成を目指し、引き続き事業を進めてまいります。

地域交通ネットワークの整備推進としての社会資本整備総合交付金事業では、旭町地内の「鳥見山公園線道路築造工事」を11月に発注したところであり、駅東側の地域交通の整備推

進に努めてまいります。

上水道事業の経営健全化につきましては、保有資産の有効活用による基盤強化のため、令和4年度から鏡石浄水場の供用開始に伴い廃止した旧旭町浄水場跡地の売却に向け、事務を進めているところです。今後とも、安定的な水道水の供給のための事業運営を行ってまいります。

墓地整備事業につきましては、現在、町営墓地の整備工事を進めているところですが、今年度中に使用者の募集を行うことから、本定例会において、町営墓地の設置及び管理に関して必要な事項を定める鏡石町町営墓地条例の制定についての議案を上程しておりますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

鳥見山陸上競技場リニューアル記念事業では、8月に世界で活躍するドルブルデザイナー岡部将和氏による「サッカードリブル教室」、9月には北京オリンピックで陸上競技の銀メダリスト、朝原宣治氏をはじめとした「トップアスリート教室」を開催いたしました。

また、10月13日のスポーツの日には、町民の皆様が気軽に参加できる「鳥見山スポーツフェスタ」を開催し、子どもから大人まで200名を超える幅広い年齢層の参加者でにぎわいました。

平成7年に開催された第50回ふくしま国体から30年が経過する節目の年として、多くの町民の皆様の笑顔とスポーツを楽しむ機会となりました。

次に、鏡石町第6次総合計画に基づく6つの基本目標の事業について申し上げます。

まず、1つ目の子育て・健康・福祉分野では、「すべての町民が健やかに暮らせるまちづくり」として、児童福祉と子育て支援としてのこども医療費助成につきましては、ゼロ歳から18歳までの子どもを対象に、医療費の窓口負担分を助成することで、子育てを行う家庭の負担軽減を図っております。10月末現在の助成額は、前年同月比より249万1,000円増の3,907万円であります。

町民の健康増進を進める健康づくりの支援では、総合健康診査の医療機関での個別健診を来年1月末まで実施しているところですが、総合健康診査の結果に基づく特定保健指導については、10月から保健師や管理栄養士による個別の面談を行い、ご自身の健康状態や生活習慣の改善すべき点を確認し、生活習慣改善のための目標設定や行動に移すことができるよう保健指導を実施しております。

母子保健事業では、産前から切れ目のない子育て支援を実施するため、助産師による産前訪問や相談支援を実施しており、これまで51人の妊婦さんへの訪問を行っております。

また、妊婦自身の口腔内の健康維持・増進につなげる取組として妊婦歯科健診事業や妊婦健診等の交通費の一部助成を行う妊婦自動車燃料費等助成事業、出産後に安心して子育てができるよう参加医療機関等での宿泊ケアや日帰りケアを行う産後ケア事業も実施しており、

母子保健としての総合的な支援に努めております。

令和7年度民生委員・児童委員一斉改選に伴う委嘱状伝達式は、12月1日に健康福祉センター（ほがらかん）で行われ、新任10名、再任11名の合計21名の委員の方々に委嘱状伝達を行いました。12月1日から3年間、高齢者福祉の充実、児童福祉として子育て支援、障がい者福祉の充実など、福祉のまちづくりのために地域で活動していただくこととなります。

児童福祉の充実につきましては、令和8年度の認可保育施設と町立幼稚園の入所・入園の申込み受付を10月14日から11月7日まで実施したところ、594名の定員に対して、町内の方から445名の入所申込みがありました。今後、各施設の利用調整を行い、令和8年1月下旬頃には保護者の皆様へ入所決定通知の郵送をする予定であります。

また、一小及び二小の放課後児童クラブの申込みについては、12月3日から12月25日まで申込みを受付を行っております。書類審査を行い、令和8年1月には利用決定の通知を発送できるよう事務を進めてまいります。

2つ目の教育・文化・スポーツ分野では、「未来を拓き、次世代を担う人づくり」として、理科振興事業では、12月2日から11日にかけて小学校の全学年を対象とした「理科教室」を6日間にわたり、ふくしま森の科学体験センター「ムシテックワールド」で開催しております。子どもたちの理科離れが課題とされる中、実験や工作など様々な体験プログラムから、理科に対する興味や想像力が深まるものと期待しております。

生涯学習文化協会との共催事業による秋の文化祭は、展示部門が10月25日と26日の2日間、町公民館を会場に816名、1,328点の作品展示をいただき、囲碁・将棋の大会部門では17名が参加し、日頃の学習の成果を試されました。

また、文化芸能祭では、芸能関係団体のご参加により、10団体118名により発表が行われました。参加された愛好者の皆様は、ダンスや歌謡・コーラスなどを生き生きと発表され、会場から盛んな拍手が送られました。

第19回鏡石駅伝・ロードレース大会は、11月2日に、ゲストランナーとして田母神一喜選手をお迎えし、ロードレース20部門と駅伝部門に合わせて1,500名の方々の参加をいただき、リニューアルされた陸上競技場とメインスタンドには、応援される方も含めまして多くの皆様で埋め尽くされました。

当日は晴天の中、各小中学校の児童生徒をはじめ、各部門で健脚が競われるとともに、大会運営に当たっては、町交通安全協会、町消防団など多くの関係機関・団体の皆様のご支援とご協力をいただきましたこと、改めて厚く御礼申し上げます。

3つ目の協働・コミュニティー分野では、「助け合いの心でつなぐ地域づくり」として、災害には日頃から備えが大切であるとともに、自分の安全を守るために行う「自助」、地域コミュニティーの中で助け合う「共助」、そして、これらの補完としての「公助」という形

で、町では防災の取組を進めております。

今年度、地域で助け合い、支え合いながら、災害からみんなが助かるための「共助」の計画となる地区防災計画の策定を、昨年度の仁井田区に引き続き、笠石区と鏡石1区で始めました。地域住民の皆さんや関係機関の方々にワークショップに参加していただき、自発的に防災計画を作成するもので、地域住民が平時から防災について相談し合うことにより、住民間連携が図られ、地域防災力の向上や地域コミュニティの構築が図られることを期待しています。

町消防団秋季検閲式が10月19日、鳥見山多目的広場で行われました。多くのご来賓の観覧の下、優良消防団員の表彰や県からの各種表彰の伝達表彰が行われた後、厳正な規律の下、通常点検や中隊訓練が実施されました。表彰された団員の方々に敬意を表するとともに、ますますのご活躍を期待いたします。

5月29日から実施しておりますまちづくりタウンミーティングにつきましては、高齢者や現役世代、若者などの各年代や女性を対象に、これまでの町政懇談会の形式を変えて、町民の生の声を町政に反映させるとともに、町の将来の在り方について意見交換を行いたいと考えて実施しており、これまで申込みのありました17件は終了いたしました。これからも行政側から出向くことで、町政の見える化ときめ細かな行政の構築に努めていきたいと思っております。

4つ目の産業・観光分野では、「にぎわいと魅力にあふれるまちづくり」として、10月26日には健康福祉センター（ほがらかん）におきまして、令和7年度「牧場の朝のつどい」を開催いたしました。昨年に引き続き、鏡石町出身のテノール歌手、佐藤慈雨さんの歌唱コンサートが行われました。今年は趣向を変えて、「声の魔法で旅する音楽の時間」と題してガラコンサートと体験オペレッタが催されました。

また、鏡石町国際交流推進協議会の事業として中国伝統楽器「古琴」の演奏会も開催され、参加者は伝統楽器の奏でる澄んだ響きと重厚で味わい深い音色に聞き入っていました。

米・食味分析鑑定コンクール国際大会 in 須賀川岩瀬プレ大会（福島県「うまい米」決定戦）が11月16日に開催されました。総出品数279点のうち、当町からは36点が出品され、2次審査においては「外観・香り・粘り・食感・食味」、これらを総合的に評価し、見事、圓谷正幸様、和田和久様が金賞、添田孝夫様、鶴沼宏則様、根本洋志様が優秀賞に輝きました。来年12月5日、6日に開催される第28回の本大会での出品・入賞にも期待したいと思っております。

県営高久田地区経営体育成基盤整備事業は、令和9年度の事業完了予定に向けて事業推進に努めております。今年度の工事につきましては、稲刈りが終了した10月より面整備工事が進められている状況です。

13作目を迎えた田んぼアート事業は、長年にわたり地域の農業と芸術が手を取り合い取り

組んでいるもので、農家の皆様をはじめ、岩瀬農業高校や企業・ボランティアの皆様、多くの町民の皆様の温かな支援があつてこそであると深く感じております。

今年度の観覧者数は、県内外から約2万3,000人の皆様に足を運んでいただきました。多数の皆様を支えられて、田んぼアートは世代を超えた地域の魅力の場所となっていると感じています。

来年に向けて、福島県とJR東日本が連携し、国内最大級の観光キャンペーン「ふくしまデスティネーションキャンペーン」や「米・食味分析鑑定コンクール国際大会」の開催が予定されておりますので、これらを一大契機と捉え、交流人口・関係人口や観覧者数の増加を図れるよう取り組んでまいります。

10月4日には、今年で30回目の節目となる「牧場の朝」オランダ・秋祭りを開催いたしました。開会式には、災害時の相互応援協定を締結した神奈川県真鶴町副町長にご臨席をいただき、町の一大イベントの魅力を感じていただきました。

また、オランダ祭りの歴史を振り返る展示やオランダに関するグッズ販売、小学生による交通安全鼓笛パレードなど、音楽やダンス、オランダを感じさせる多彩な催しと会場に漂う食の香りと多くの来場者でにぎわいました。一時、小雨が降る場面もありましたが、延べ4万人の方々にご来場いただき、終日、多くの楽しそうな笑い声が聞かれ、にぎわいと活気であふれていました。

鏡石町風評払拭のためのデジタルコンテンツ発信事業では、首都圏を中心とした多様な地域へ向けて、食や農業、観光を軸に移住定住の促進を高めるため、矢祭町出身のタレント、「あばれる君」を起用し、PR動画を10月31日からInstagram等で配信しております。事実と体験を前面に押し出し、視聴者に本町の生き生きとした日常と穏やかな生活環境、豊かな自然環境など地域の魅力を分かりやすく伝えるとともに、放射能汚染に対する誤解や不信感を解消してまいります。

5つ目の都市環境・地域防災・生活居住分野では、「安全安心で快適な環境が整うまちづくり」として、地域開発と生活環境整備では、都市計画調査事業として「都市計画マスタープラン」の改定と「立地適正化計画」の策定を2年間にわたり進めており、町のこれからの都市づくりの方向性を定めるに当たって、町民アンケート調査や町民ワークショップを行ったところです。今年度については、その中で出されたまちづくりの課題や意見の取りまとめを行い、次年度は、その課題や意見等を反映させながらよりよい生活環境の実現に向け、計画策定を進めてまいります。

空き家対策事業につきましては、町内における特定空家等1軒について、年度内の略式代執行による除却に向けて事業を進めておりますが、外観調査では直接確認できなかった内部の詳細調査により、建物構造や残置物等の状況が判明したことに加え、物価上昇や労務単価

等の変動により除却に係る費用が増大したことから、本定例会において、解体工事の増額補正予算についての予算を提出しておりますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

上水道事業につきましては、今年度予定しております石綿セメント管更新事業本町地内配水管布設工事、駅東区画整理事業第3工区内の配水管布設工事については、予定どおり完了しました。

下水道事業につきましても、駅東区画整理事業第3工区内の下水道管布設工事は、上水道工事と併せて施工し、完了したところです。

また、全国的な課題となっている老朽管対策については、「鏡石町下水道ストックマネジメント計画」により事故の未然防止を図るため、現在、本町地内において管路の点検業務を実施しているところです。今後は点検結果を踏まえた修繕を計画的に進め、安全管理に努めてまいります。

ごみ減量化対策事業につきましては、家庭から排出される生ごみの減量化を推進するため、家庭用生ごみ処理機等の購入補助を実施しておりますが、これまで6件の交付を行っております。

また、子ども育成会で実施している古新聞や空き瓶などの資源物を回収する取組に対して助成する資源物回収実施団体奨励事業も行いながら、家庭ごみの減量化・資源化の推進に努めてまいります。

移住定住事業としての、来てかがみいし住宅取得促進事業におきましては、現在8世帯23名の方が新たに町民として町内に移住しております。

このほか、先月8日には、都内において県内全市町村が参加した「福島暮らし&しごとフェア2025」において、移住を検討している方々に対して鏡石のPRに努めてきたところがあります。

今後はこのような対面型の相談の機会はもとより、SNSなどを駆使してより一層のPRに努めて、人口維持に向けて努力していきたいと考えております。

また、地域おこし協力隊の坂下・寺内両隊員の1年目を締めくくる報告会がそれぞれ9月と11月に開催されました。1年間の活動報告の中で、その成果や感想などが報告されました。

6つ目の行政・広域連携分野では、「まちづくりを支える持続可能な行政運営」として、社会保障・税番号制度につきましては、今月1日からマイナンバーカードを利用し、マイナポータルを活用した各種証明書のオンライン申請サービスを開始しました。これによりパソコンやスマートフォンから各種証明書の申請手続きが可能となり、手数料についてもコード決済やクレジット決済での支払いが可能になりました。引き続き、マイナンバーカードを利用したサービスの拡大に努め、住民サービスの利便性向上に努めてまいります。

健全な行財政運営として取り組んでいる収納率向上対策事業につきましては、社会情勢の変化に対応するため、納税環境の整備として、個人住民税特別徴収分について、令和8年度からQRコード決済を可能とするための準備を進めているところであります。これにより、納付方法の選択肢がさらに増え、納税者の利便性向上に資することになります。引き続き、電子納税の普及推進を図り、納税環境の整備に努めてまいります。

東京かがみいし会総会が、先月29日に東京グリーンパレスで開催されました。総会では「牧場の朝」を斉唱し、参加された会員の皆さんは、ふるさと鏡石町を思い返していました。議員の皆様は総会・懇親会への参加に感謝申し上げます。

公共施設集約計画に基づき進めております老人福祉センターの解体工事につきましては、現在、建物本体の解体に着手しております。工事は順調に進捗しており、進捗率は約60%となっております。

なお、今定例会において、老人福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の議案を上程しております。

また、成田保健センターの解体工事を進めておりますが、工事着手後の施工業者が行うアスベスト調査において、床材に使用されている接着剤からアスベストが検出され、当初予定していたアスベスト除去箇所に当該アスベスト除去箇所を追加して実施する必要があることから、本定例会に補正予算を計上しております。これにより、本解体工事の変更後の契約額が議会の議決に付すべき契約に該当することから、変更後の請負契約の締結についての追加議案を上程する予定であります。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第24号 専決した事件の承認につきましては、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組規約の一部変更であり、統合された南会津地方環境衛生組合を削除するものです。

議案第170号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更につきましては、鏡石町民プール指定管理者の基本協定期間を現行の3年から1年間延長するものです。

議案第171号 鏡石町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、令和8年度に制度化される「こども誰でも通園制度」の設備等認可に関する基準を定める条例の制定であり、議案第172号 鏡石町町営墓地条例の制定につきましては、町営墓地の設置及び管理に関して必要な事項を定める条例の制定で、いずれも新条例の制定であります。

議案第173号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第174号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第175号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制

定について及び議案第176号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の4議案につきましては、県人事委員会勧告に準じた給料や手当の改正を行うものであります。

議案第177号 鏡石町児童館条例を廃止する条例の制定について及び議案第178号 鏡石町老人福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、いずれも用途廃止により関係条例を廃止するものです。

議案第179号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億3,040万7,000円を追加する増額補正予算であります。主な歳入としましては、個人住民税、固定資産税の確定見込みによる8,900万円、普通交付税の確定による5,777万6,000円、障がい者自立支援給付費の国・県負担金9,450万円などであり、歳出としては、障がい福祉サービス介護給付費に1億2,630万円、県人事委員会勧告に準じた改定による人件費3,562万5,000円、成田保健センター解体工事費800万円、予防接種委託料787万9,000円などであります。

議案第180号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、子ども・子育て支援金賦課徴収のためのシステム整備費等、議案第181号 令和7年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、施設介護サービス給付費等の増額補正予算であります。

議案第182号 令和7年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、県人事委員会勧告に準じた改定による人件費の財源調整によるものであり、予算の増減はありません。

議案第183号 令和7年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、水道事業負担金の増額補正予算であります。

議案第184号 令和7年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、旭町浄水場跡地売却に係る収益、県人事委員会勧告に準じた改定による人件費、中央監視システムの修繕費等の増額補正予算であり、議案第185号 令和7年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、流域下水道建設事業負担金、県人事委員会勧告に準じた改定による人件費等の増額補正予算であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、承認、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） ここで換気のため10分間の休議をいたします。

休議 午前11時08分

開議 午前11時17分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎報告第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第5、報告第24号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました報告第24号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

本件は、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年9月24日付をもって専決処分したものでございます。

2ページをお開きください。

このたびの専決処分につきましては、福島県市町村総合事務組合を組織する南会津地方環境衛生組合が令和7年3月31日に解散し、同年4月1日に南会津地方広域市町村圏組合に統合したため、福島県市町村総合事務組合規約の一部を変更するものでございます。

福島県市町村総合事務組合の規約の一部を次のように変更する。

別表第1中「、南会津地方環境衛生組合」を削る。

別表第2第1項右欄中「、南会津地方環境衛生組合」を削る。

別表第2第4項右欄中「、南会津地方環境衛生組合」を削る。

附則としまして、この規約は、知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合規約の規定は、令和7年4月1日から適用するというものです。

以上、上程されました報告第24号について、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第24号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

◎議案第170号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第6、議案第170号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 森尾知之 登壇〕

○教育課長（森尾知之） ただいま上程されました議案第170号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

提出予定議案の3ページをお願いいたします。

このたびの指定管理者の指定期間の変更につきましては、令和9年度を目標に鳥見山公園の緑地管理と社会体育施設の一括した管理運営のため、現施設の指定管理者の現協定指定期間を1年延長することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

施設の名称。鏡石町民プール。

指定管理者。茨城県水戸市袴塚二丁目4番46号、株式会社アビック、代表取締役、秋山英樹。

指定の期間。令和5年4月1日から令和8年3月31日までを令和5年4月1日から令和9年3月31日までに変更するものでございます。

以上、議案第170号の提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、円谷議員。

〔10番 円谷 寛 登壇〕

○10番（円谷 寛） 期間の延長はここに記載されておりますから分かるんですが、この延長を伴う指定管理料、これは幾らになるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 森尾知之 登壇〕

○教育課長（森尾知之） 10番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

指定管理料につきましては、補正の中でも出てくる部分になりますけれども、令和8年度、指定管理料につきまして、4,644万円という管理料として計上させていただいております。

以上、答弁に代えさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 私が説明を聞くのを失念していたら申し訳ないんですが、ご答弁賜りたいと思います。

このたびの指定期間の変更で、当初3年のものを4年にするということだと思います。その内容についてはこれを見れば分かるわけですが、そもそも3年を4年にしなければならなくなった理由、どうしてこのようなということがございます。その背景をご説明賜りたいと思います。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 森尾知之 登壇〕

○教育課長（森尾知之） 7番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

変更に至った経緯につきましては、鳥見山公園全体につきまして、安定的、継続的なサービスの提供、効率的な施設運営、また管理費用の削減を図るため、専門性を持つ民間活力を活用した社会体育施設と公園緑地など、一括した管理運営をすることを現在、公園担当課とも協議しながら検討しているところでございます。

それにより、現在、官民での対話ということでサウンディング調査などを行っている最中ですが、そういった背景で目標年度を9年度と定めまして、その部分から現在の指定管理者の指定期間につきましては令和8年度で終了することから、令和9年3月31日までの1年間の延長をお願いしたいというものでございます。

以上、答弁に代えさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第170号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第171号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（角田真美） 日程第7、議案第171号 鏡石町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第171号 鏡石町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の4ページをお願いします。

このたびの議案につきましては、令和8年4月から、全国の自治体で乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が本格実施されるに当たり、鏡石町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものであります。

議案書の5ページをお願いします。

鏡石町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

第1条では条例の趣旨を定め、第2条から第4条では最低基準に関する規定を定めております。

6ページをお願いします。

第5条では、乳児等通園支援事業者の一般原則についての全6項目を定める規定であり、第6条では、乳児等通園支援事業者と非常災害に関する規定、第7条では、乳幼児の安全計画策定等の規定であります。

7ページをお願いします。

第8条では、自動車を運行する場合の所在の確認の規定、第9条から第11条では、事業所の職員に関する規定、第12条から次のページの第15条までは、利用乳幼児に対する規定であります。

8ページをお願いします。

第16条では、事業の運営についての重要事項に関する全11項目を定める規程であります。第17条から次のページの第19条までは、事業所の一般的な規定であります。

9ページの第2章、乳児等通園支援事業、第1節、通則の第20条では事業区分が2種類ありまして、一般型及び余裕活用に区分される規定で、一般型は、保育所等の定員とは別に当該制度の定員を設けて受入れを行い、余裕活用型は、保育所等の利用児童数が定員児童数に満たない場合において定員の枠を活用して受入れを行うものであります。

第2節、一般型乳児等通園支援事業の第21条では、12ページまで、一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備の基準を定める規定であります。

飛びまして、12ページをお願いします。

第22条では、一般型乳児等通園支援事業所における職員の規定で、第22条の2では、基準の特例の規定であります。

13ページをお願いします。

第23条と第24条では、利用乳幼児及びその保護者に関する規定、第3節、余裕活用型乳児等通園支援事業の第25条では、余裕活用型乳児等通園支援を行う事業所の設備及び職員の基準を定め、第26条では準用の規定、第3章、雑則の第27条では、電磁的記録の規定であります。

14ページをお願いします。

第28条は委任規定であり、附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第171号につきまして、提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここでお諮りいたします。

議案第171号 鏡石町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、議案第171号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第172号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（角田真美） 日程第8、議案第172号 鏡石町町営墓地条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康環境課長。

〔健康環境課長 大河原正義 登壇〕

○健康環境課長（大河原正義） ただいま上程されました議案第172号 鏡石町町営墓地条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書15ページをお願いします。

このたびの条例の制定につきましては、池ノ原地内に整備を進めております町営墓地につきまして適正な運営を図るため、使用者の資格や使用料などの管理に必要な事項を定める条例を制定するものであります。

次のページをお願いいたします。

鏡石町町営墓地条例第1条では、この条例の法的根拠や目的について規定し、第2条では、名称を鏡石町池ノ原町営墓地とし、位置を鏡石町池ノ原37番地1と規定し、第3条では、墓所の使用の許可やその権利の禁止事項を規定し、第4条では、墓所内での使用できる範囲を規定し、第5条及び第6条では、墓所の使用者の資格や使用者が本町以外に住所を有する場合は代理人を選定することなどを規定し、第7条では、墓所は規制区域とし、墓碑等の規格

を定めることを規定し、次のページをお願いいたします。第8条では、管理上必要があるときは墓所の使用制限等を行わせることができることなどを規定し、第9条では、墓所は永代使用とし、1区画の使用料や本町以外に住所を有する者の使用料に加算する額などを規定し、第10条では、使用者は永代管理料を納入することなどを規定し、第11条では、使用料及び管理料は還付しないことなどを規定し、第12条では、管理上必要があるときには使用墓所を変更させることができることなどを規定し、第13条では、墓所を使用目的以外に使用したときなどは使用許可を取り消すことができることを規定し、次のページをお願いいたします。第14条では、使用墓所を返還するときは原状に回復することなどを規定し、第15条及び第16条では、使用者が死亡したときなど承継人を届けることや、承継人がないときには使用権は消滅することを規定し、第17条では、使用権が消滅したときは無縁墓所への改葬等ができることを規定し、第18条では、墓地内での禁止行為を規定し、第19条では、墓地の施設等を損傷したときなどの賠償を規定し、第20条は委任規定であり、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第172号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 議案第172号 鏡石町町営墓地条例の制定について質疑をさせていただきます。

新条例の制定ですから、詳細について、あるいは慎重審議は常任委員会に付託されて審議することになろうかなと思うんですが、概略についてあらかじめお尋ねをしておきたいというふうに思います。

課長から説明あったとおり、今、墓地のほうの建設、着々と、そしてまた進んでおると思いますが、この条例をもってして、それが実際に町民に供される、利用者に供されるという形になるのかなと思います。

そもそも、先ほど町長説明、資料の中にあったように、まちづくりタウンミーティング等において、町民からの墓地に対するニーズというのは以前からあったと。前、私も今、議員3期目ですけれども、2期目あたりから墓地の話が一般質問に出てきたりして、その頃からあったのかもしれませんが、要するに、それがようやくこの形で実際に体现するということで、私は大変期待していますし、本当に町民本意の政策だなと私は思っています。

ですので、ちょっとその辺の町民、実際にこの条例が制定されれば、申込みを募って供されるということになるわけでございますけれども、これまでの墓地に対するニーズ、町民からのニーズ、どのようなものがあつたのか。あるいは、この墓地、いつ頃完成して、条例が制定すればいつでも使えるような状態にはなるんだと思うんですが、実際にはいつ頃から募集を募って、いつ頃から実際供用できるようになるのか、その辺の見通しを教えてください。

そしてまた、先ほど墓地のニーズという話がありましたけれども、実際にこれ185区画でしたか、私の記憶が正しいかどうか分かりませんが、それを供された場合に、実際にそれが、かなりの申込みがその時点で殺到する可能性があるのかどうか。その辺の見通し、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

以上であります。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

〔健康環境課長 大河原正義 登壇〕

○健康環境課長（大河原正義） 7番議員のご質疑にご答弁を申し上げます。

まず、墓地に対する町民のほうのニーズのお話でございます。こちらにつきましては、以前より町民の方からは墓地が不足しているというふうなお話ございました。それで、昨年度でございますが、この町営墓地の計画を立てるといふふうなことをしておりますが、それ以前に町民へのアンケートも行っております。やはりその中で、墓地につきましては必要だといふふうなお話のほうがございます。やはりその中で、墓地につきましては必要だといふふうなお話のほうがございます。墓地の計画を立てたところでございます。

次に、いつ頃というふうなお話でございますが、まずは墓地の募集につきましては、この条例の議決後というふうなことにはなりますが、年明けの1月中には募集を開始したいというふうにご考えてございます。

それで、実際、今現在墓地の工事を進めておりますが、こちらの完成時期が年明けの3月というふうなお話になりますので、実際の供用開始というふうなことになりますと4月からというふうなところで、そのようなスケジュールで動いていくかなというふうにご考えてございます。

あとは、墓地のほうの申込みをしたときに、申込みの状況がどのようになるかというふうなところでございますが、確かに185区画でございますので、この区画数につきましては結構余裕のあるといえますか、数かなというふうにご考えております。

ですので、少なくとも5年、10年ぐらいですぐに埋まってしまうかというふうな状況にはちょっと考えてはございませんで、ある程度長期間の中で、この墓地というのが動いていくかというふうには想定はしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここでお諮りいたします。

議案第172号 鏡石町町営墓地条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、議案第172号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第173号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第9、議案第173号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第173号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

19ページをお開きください。

福島県人事委員会は10月10日、県に対し、県職員の月例給と特別給の民間格差を埋めるため、月例給平均2.97%及び特別給0.05月分を引き上げるよう勧告を行ったところであります。

町としましては、福島県人事委員会の勧告に基づいた職員の給与等の改正及び県議会、県内自治体の動向に準じて、特別職の期末手当の算定基準額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条、期末手当の規定でございますが、第2項中、それぞれの基準日現在の支給割合を「100分の172.5」を「100分の175」に改めるものでございます。

附則としまして、第1項では施行日を公布の日とし、令和7年12月1日から適用するものであります。

第2項では、今年度に限り、6月期分の引上げ分を12月の期末手当の引上げ分に加算して支払う規定でございます。

第3項では、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当については、改正後の期末手当の内払いとする規定でございます。

以上、上程されました議案第173号について、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 議案第173号について質疑をさせていただきます。

毎回といいますか、この件は毎年出てくる条例改正案でございます。先ほどの総務課長の説明をいただいて、内容といいますか、これまでの慣例等も含めて理解しているつもりではあります。

今回の県人事委員会の勧告あるいはその中身というのは、私もいろいろ勉強しましたらば、やっぱり今のこの昨今の物価高によるいわゆる給料を上げる、あるいは期末手当、ボーナスを上げるということでございます。

私はいつも思うんですけども、これ、今回この次にも町長の給与、職員の給与、そして会計年度任用職員の給与、実際には給与と手当が上がるというふうな条例改正案でございますが、ただ1点、この我々議会議員に関しては給与ではないんですね。我々が頂いているのは議員報酬、そして期末手当でございます。いわゆる給与、生活給ではないと前から申し上げているとおりでございます。

ですので、給料を上げるのは致しかたない。要するに、次からの議案については、私はまあ、いつも言うんですけども、致し方ないとしても、この物価高の中にあつて、我々議会議員は、それこそ自ら政治家は身を切る改革をすべきではないかというふうに考えている中で、私はいつも違和感を感じるわけでございます。

そこで、重ねて質問するわけですが、今申し上げたとおり、物価高に伴う給料の値上げということを主眼にしての県人事委員会の勧告でありますけれども、我々議会議員は報酬でございます。給与、生活給ではございません。その中であつて、この条例案を提案されたという理由は何か、改めてお尋ねをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 7番議員のご質疑にご答弁を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、報酬ということで、給料等とは意味合いは違うのかなというふうには理解はしてございます。しかし、これらにつきまして、生活給の一部になっているということもあるのかなというふうに思っております。そのような観点でございまして、県の議会でありますとか、ほかの議会議員の皆様につきましても、県の人事委員会の勧告に合わせたような改正をこれまでもしてきたというところでございますので、これらにつきましては、生活給の一部であるというふうにもみなしまして、提出をさせていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑はありますか。

7番、吉田議員の再質疑を認めます。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） ただいま総務課長からご答弁いただきましたけれども、実際にはまさしくそのとおりになっているのかなと、実態はそのとおりだと思っています。

例えばですが、議会議員も、市町村議会議員、市、区議会議員、公選で、選挙で選ばれた議員には4種類ありますが、例えば市、そして区議会議員であれば、いわゆる職業議員というのがいて、これ、議員というものを仕事にして、それを本当にまさしく頂いた報酬を100%生活給としてやっている人もいれば、我々町村議会議員は、先ほど総務課長がおっしゃったとおりで、報酬として頂きますけれども、実際一部生活給の方もおられるというのが現実だと思います。

ですので、そういう実態を考えれば、いわゆるこの我々町村議会議員の議員報酬というものを生活給、いわゆる給料の一部としてお考えであるならば、給料としての意味を持つ議員報酬をやはり上げていただかなければならない。

要するに、期末手当ばかり今回上げるという話でございましてけれども、そもそも本給部分である議員報酬についての議論、これがなされなければならないという中で、かねがねから申し上げているとおりの議会議員の議員報酬に関する審議会等、それはどのようにしているのかお尋ねをいたしたいと思います。その開催状況はどうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（角田真美） 7番議員に対する、再質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

[総務課長 吉田竹雄 登壇]

○総務課長（吉田竹雄） 7番議員の再質疑にご答弁を申し上げます。

議員の報酬の改定ということでございます。議員の報酬の基にもなっておりますが、町長等の報酬ということがございます。ですので、これらにつきましては、町長の報酬を参考としまして、議員の報酬は考えていかなければならないというのが全国的なルールとなっているところでございます。

なお、報酬につきましては、報酬の審議会、こちらで検討するという事になってございますので、年度内に審議会等を開きまして、こういう特別職の報酬はどういうものなのかというようなことをちょっと検討をするような機会を設けてみたいというふうに今現在考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第173号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時57分

開議 午後 1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第174号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第10、議第174号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第174号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

20ページをお願いいたします。

福島県人事委員会は10月10日、県に対し、県職員の月例給と特別給の民間較差を埋めるため、月例給平均2.97%及び特別級0.05月分を引き上げるよう勧告を行ったところであります。町としましては、県人事委員会の勧告に基づいた職員の給与等の改正及び県議会、県内自治体の動向に準じて、特別職の期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条、期末手当の規定でございますが、第2項中、それぞれの基準で現在の支給割合を、「100分の172.5」から「100分の175」に改めるものでございます。

附則としまして、第1条では施行日を交付の日とし、令和7年12月1日から適用するものでございます。

第2項では、今年度に限り、6月期の引上げ分を12月の期末手当の引上げ分に加算して支払う規定でございます。

第3項では、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当については、改正後の期末手当の内払いとする規定でございます。

以上、上程されました議案第174号について、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第174号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第175号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第11、議案第175号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第175号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

21ページをお願いいたします。

福島県人事委員会は10月10日、県に対し、県職員の月例給与と特別給与の民間較差を埋めるため、月例給与平均2.97%及び特別給与0.05月分を引き上げるよう勧告を行ったところでございます。町としましては、県人事委員会の勧告に基づいた職員の給与等の改定について、所要の改正を行うものでございます。

22ページをお開きください。

職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条、こちらは通勤手当の規定でございますが、自家用車の通勤手当の上限を「7万600円」から「7万7,000円」に引き上げる改正になります。7万7,000円につきましては、通勤距離が100キロ以上の場合における上限額でございます。

第18条、期末手当の規定でございますが、第2項中、12月の支給割合を「100分の125」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中、再任用職員に係る規定を一般職員の読替規定である「100分の125」を「100分の126.25」に改め、12月の支給割合を「100分の70」から「100分の71.25」に改めるものでございます。

続いて、第19条でございますが、勤勉手当の規定でございます。その支給割合を第2項第

1号中「100分の105」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中、再任用職員に係る規定を「100分の50」を「100分の51.25」に改めるものでございます。これによりまして、今年度の人事委員会勧告の支給率となります。

続いて、別表第1として、職員の給料表の改定でございます。

23ページから25ページまででございます。

全ての号給で改定がなされております。

続きまして、26ページをお開きください。

附則でございます。

第1項では、施行日を公布の日からとするものであります。ただし、第11条につきましては、令和8年4月1日からの執行であります。

第2項では、人事委員会勧告関係の改定のうち、月例給については令和7年4月1日に遡及し、勧告の特別給部分については令和7年12月1日から適用となります。

第3項では、期末手当について、今年度に限り、6月期分の引上げ分を12月の期末手当の引上げ分に加算して支払う規定でございます。

第4項では、勤勉手当について、今年度に限り、6月期分の引上げ分を12月の勤勉手当の引上げ分に加算して支払う規定でございます。

第5項では、改正前の給与や特別給については、改正後の給与や特別給の内払いとする規定でございます。

以上、上程されました議案第175号について、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第175号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第176号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第12、議案第176号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第176号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

27ページをお開きください。

県人事委員会は10月10日に県に対して、また、県職員の月例給与と特別給与の民間較差を埋めるため、月例給与平均2.97%及び特別給与0.05月分を引き上げるよう勧告を行ったところがあります。町としましては、県人事委員会の勧告に基づいた会計年度任用職員の給与等の改定について、所要の改正を行うものでございます。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1としまして、会計年度任用職員の給料表の改定でございます。

28ページから30ページまでということでございまして、全部の号給で改定がなされたところでございます。

30ページをお願いいたします。

附則でございます。

第1項では、施行日を公布の日とし、令和7年4月1日から適用するものでございます。

第2項では、改正前の給与や費用弁償については、改正後の給与や費用弁償の内払いとする規定でございます。

以上、上程されました議案第176号について、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第176号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおりに決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第177号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第13、議案第177号 鏡石町児童館条例を廃止する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第177号 鏡石町児童館条例を廃止する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の31ページをお願いします。

このたびの条例の廃止につきましては、鏡石町公共施設等総合管理計画に基づき、現在未利用となっています鏡石町児童館条例を廃止するものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、議案第177号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第177号 鏡石町児童館条例を廃止する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第178号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第14、議案第178号 鏡石町老人福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第178号 鏡石町老人福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の32ページをお願いします。

このたびの条例の廃止につきましては、鏡石町公共施設等総合管理計画に基づき、鏡石町老人福祉センターを解体、除却することから、当該施設の設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第178号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第178号 鏡石町老人福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第179号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第15、議案第179号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） ただいま上程されました議案第179号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書34ページをお開きください。

このたびの補正予算につきましては、主な歳入といたしまして、個人住民税、固定資産税などの確定見込みによる9,260万円、普通交付税の確定による5,777万6,000円、障害者自立支援給付費の国・県負担金9,450万円、須賀川地方保健環境組合分賦金2,477万円などございまして、歳出につきましては、県人事委員会勧告に準ずる改定及び人事異動等に伴う職員並びに会計年度任用職員人件費の増、障がい福祉サービス介護給付費1億2,600万円、公

立岩瀬病院企業団不採算医療負担金685万7,000円、成田保健センター解体工事アスベスト除去作業分820万円などの増額補正でございまして、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,040万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億3,521万8,000円とするものでございます。

第2条につきましては、債務負担行為の補正であり、第3条につきましては、地方債の補正でございます。

38ページをお開きください。

38ページでございます。

第2表、債務負担行為補正でございます。

1、追加といたしまして、指定管理者が行う鏡石町民プールの管理業務に係る費用、期間、令和8年度、限度額4,644万円。指定管理者が行う鏡石町民プールの管理業務に係るリスク分負担費用、期間、令和8年度、限度額、鏡石町民プール管理業務仕様書「リスク負担に関する事項」中、鏡石町が負担しなければならない費用。第6次総合計画策定事業、期間、令和7年度から令和8年度まで、700万円とするものでございます。

第3表、地方債補正でございますけれども、1、変更といたしまして、起債の目的、成田保健センター解体事業費の限度額5,220万円を5,950万円に増額変更するものでございます。補正の詳細につきましては、42ページからの事項別明細書に基づきましてご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫秀明） 以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 資料の43ページなんですけれども、歳入の県支出金で、県補助金の中に、福島県農産振興事業補助金ということで108万4,000円が出ていますが、これは、6次化商品ステップアップ補助金というものが県にはあるんですけれども、そのことなんですか。

あと、51ページ。51ページの老人福祉費扶助費の中で、在宅高齢者福祉事業ということで86万7,000円が出ています。これは財源が一般財源とありますけれども、はり、きゅう、マッサージ等の施療費助成費とありますが、私以前一般質問で、はり、きゅう、マッサージ

券ですね。マッサージ券の財源は、福島県後期高齢者医療広域連合補助金というものがあって、それは何かというと、後期高齢者医療制度の長寿健康増進事業の中で、市町村に配布できるやつなんです。後期高齢者のために。だから、これというのは、紙おむつとか後期高齢者とか、高齢者の福祉的なものに使える補助金なんですけれども、それというのは使えないんですか。あと、在宅高齢者福祉事業として86万7,000円、今回補正予算として出ていますけれども、年度当初の予算的に計上してあった事業費というのはそもそも幾らだったんでしょうか。それプラス、補正予算としてこの金額が必要になったということなのでしょうか。

あと、ちょっとこれ忘れちゃったけれども、63ページ。63ページの一番下のほうですけども、鳥見山陸上競技場施設維持修繕工事で200万円出ていますが、鳥見山陸上競技場というのは施設のいろいろ終わっていたのかなと思ってたけれども、ここに来てまだ必要だというその内容、ちょっと、もしかしたら説明あったのかもしれませんが、もう一度確認させてください。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 大木寿実 登壇〕

○産業課長（大木寿実） 議案書43ページの県支出金、福島県農産振興事業補助金108万4,000円の中身でございますが、込山議員さんの6次化商品の関係かというようなお話でございましたが、こちらにつきましては水田の畑地化ということで、既に生産調整をされております畑作を行っている農家の方が、本作化、完全に畑地化をするというふうな農業者の方を対象にしまして、それに伴います費用負担ということで、矢吹原土地改良区の除外金、こちらのほうが補助されるというふうな金額になってございまして、今回2名いらっしゃいまして、こちらの方々の除外金の交付金というふうになっているものでございます。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 6番議員の質疑にご答弁申し上げます。

51ページ、在宅高齢者福祉事業のはり、きゅう、マッサージ等の施療費助成費、これは一般財源ということで、現在、町で高齢者の福祉事業として事業を行っているものでございますが、議員がおっしゃった後期高齢の補助金ですが、こちらの福祉事業には該当するものではなく、治療分として後期高齢の特会のほうに歳入として、そちらはこの事業とは別に歳入として入ってきているというものと認識をしております。また、こちらの補正前の事業費でございまして、在宅高齢者福祉事業としての補正前の当初の金額は362万6,000円でございます。

ます。

以上でございます。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 森尾知之 登壇〕

○教育課長（森尾知之） 6番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

提出議案の62ページ、63ページ、一番下になりますけれども、鳥見山陸上競技場施設維持修繕工事ということで213万3,000円の計上につきましては、こちら、工事請負費ということで、今回、鳥見山陸上競技場の消防設備の点検業務を専門業者が行っておりますけれども、9月18日付の点検結果報告書によりまして、不具合、交換を必要とする設備があるということで、消火栓の設備、非常用放送設備、また、非常電源の部分で改修が必要となったことから、そちらのほうを計上するものでございます。

なお、消防設備点検業務ということになりますので、こちらのほうは消防のほうに届くものにもなりますので、必ず行わなければならないものということで付け加えさせていただきます。

以上、答弁に代えさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 私のほうから、一般会計補正予算について質疑をさせていただきたいというふうに思います。

数がそれなりにありまして、何個あるのか分かりませんが、3回の質問の機会でございますから、その中でしっかりと質疑応答したいというふうに思います。

ページ、42、43ページ、議案書でございますが、42、43ページには、指定寄附金として3万円を頂いているということでございます。説明資料を拝見しますと、そこには、福祉関係に係る指定寄附金ということでございましたので、これ、実際どのような形でこれ頂いたものなのか、これについてご説明を賜りたいというのが歳入の部分での質疑でございます。

続きまして、46、47ページから、歳出に係る質疑をさせていただきたいというふうに思うところでございますが、まず1点目、47ページといたしますが、通信運搬費ということで207万4,000円の増額補正を今回されていると。これ説明資料見ますと、郵便料というふうに書いてありましたですね。郵便料ですから、いわゆる切手等の値上げもありましたので、そういう影響もあったのか。あるいは、はたまた、何か郵便を多く送らなくちゃならないような事態が発生したのか。この辺、背景をお尋ねしたいと思います。

その下、これ総務課分ですね。一般管理費の職員人件費についてでございますけれども、これ他課にも共通しますが、先ほどの職員給与の改定等によっての変動だろうというふうに思いますが、先ほど、副町長の説明では、人事異動があったための1,493万1,000円の減だということでございますので、実際ちょっと人事異動はどのような感じで行われたのかということで、この部分のお尋ねをいたしたいと思います。

その下、第6次総合計画後期基本計画策定業務委託でございますけれども、これについて、委託ということで、既に委託するような先は決まっておられるのかどうか。そしてまたこれも、私も民友という新聞を取っているんですけども、民友の一面か何かにも前書いてありましたが、例えばこの第6次総合計画なんていうのは、鏡石町においては本当に上位計画ですよ。本当に重要な計画で、こういったものを、要するにそういう業者等に委託、アウトソーシングするのはちょっと適切ではないんでないかと。むしろ逆に自前でしっかりとつくる。そしていわゆる職員の政策立案能力を高めるということで、そういったものを委託するのかどうかについての考えですね、これをお尋ねしたいと。執行部としては委託したいということでしょうけれども、この辺、どうなっているのかお尋ねをいたしたいと思います。

そして、その下の情報政策費の中で、通信運搬費、こちらにも書いてありますが、これは説明資料見ますと、光回線費用、Wi-Fiの使用料ということでございますけれども、これどの部分の使用料なのか。そしてまた、ちょっと私分からないんですが、町内において、町のほうで整備されておられる光回線、Wi-Fi、いわゆる無線LANですね。そういったものが使えるところ、スポットみたいところは町内で何か所あるのか、箇所を教えてくださいたいと思います。

そして次のページ、48、49ページでございますけれども、これも先ほどの条例の改正によっての件かと思うんですが、収納率向上対策事業ということで、町の税務町民課で行われていると思いますけれども、収納率向上対策事業として、今、これ会計年度任用職員を雇っておられるということなんだと思いますが、実際どのような職員体制でやっておられるのかお尋ねをいたしたいということでございます。

そして、飛びまして、50ページ、51ページでございます、今回ちょっと補正予算の中で額が大きかったいわゆる障害者福祉費、扶助費が1億2,630万円増額補正されているわけでございますけれども、今回このような大幅な増額補正になりました背景を教えてくださいたいと。当初から見込まれていたものなのか、はたまた何か事情があったのかということでございます。

そのまた下の地域生活支援ということで、これも説明資料を見ると、成年後見の申立てによるものというふうに書いてあるんですが、申立ての件数、そして、これ医師鑑定書作成料なんていうことで、私も書いたことはあるんですけども、医師鑑定書作成料何件、それぞ

れ幾らということで、内訳をこの辺教えていただきたいと思います。

そして、ちょっと1つ飛ばしますね。少し減らします、1個。

54、55ページでございまして、妊婦自動車燃料助成費、これについては先ほどの町長の所信の中にもあって、今、これこういった制度が活用されているということで、物すごい喜ばしいこととございます。今回21万円の増額補正でございますが、この内訳と増額分、そしてまた元は何件を予定していて、どのぐらい今回増えたのかということで、教えていただければと思います。すみません。

あと、最後になります、最後といいますか、62、63ページ。先ほど込山議員もおただしになった鳥見山陸上競技場に関する修繕工事ということで、これについては先般の全協でも説明いただいていたので理解しておるつもりでございます。陸上競技場については、昨今いろんな修繕工事を重ねてきて、町民そして町外にも十分喜んで使っていただけるような環境というのは整ってまいったなというふうに思うんですが、今回この工事ですけれども、今後のそういう、緊急事態というのは致し方ないとしても、大きな額の修繕工事の見込みがあるのかどうか、そういった点をお尋ねしたいというふうに思います。

あと、最後になるんですが、本当に最後です。66ページですね、私、一応議案書頂いたら、必ず全ページに目を通すんですけれども、今回、補正予算給与費明細書というのを見ていたんです。ちょっと確認、誤植なのか正しいのか分かりませんが、補正後、補正前、そして比較が書いてあるわけです。そして66ページですけれども、議員の人数が12人、補正前が12人、補正後も12人になっていて、比較がゼロとなっておりますが、ただいま我が町議会は議会議員が11名ということで、これはいつ現在のものを書いているのかどうかということですね。ちょっと事務的なものになりますが、ご答弁賜りたいと思います。

以上、ちょっと多岐にわたりますが、一つ一つご答弁のほういただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

〔「議長、休議お願いします」の声あり〕

○議長（角田真美） ここで休議いたします。

休議 午後 1時52分

開議 午後 2時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 7番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

総務課分としまして、まず、43ページの指定寄附金でございます。これにつきましては、須賀川の福祉事業者の方から、「3万円を福祉関係に使ってください」というようなことで寄附がございました。なお、予算につきましては、福祉の障害者自立支援関係のほうの収入のほうに、予算的には計上させていただいているところでございます。

続きまして、歳出、47ページの通信運搬費の増でございます。これにつきましては、通信運搬費につきましては、庁舎の全ての課の通信運搬費を総務課のほうで管理してございます。これにつきましては、実績によりまして、通信運搬費が必要であろうということでの補正となっております。

次が、一番下の職員人件費で、1,400万円以上の減ということでございます。当初予算を作成するに当たりまして、新規採用職員分というような見込みでございますが、その分を総務課のところの予算につけております。その後、採用等で職員が人事異動で異動になりますので、その異動したところのほうに人件費のほうが移動するというので、当初で持っておりました総務課分がその分減ったということで、今回は3名分を総務課で持っていました、それを各課の会計のほうに移動させたというような中身でございます。

最後が66ページの特別職の給与費明細書でございます。補正前が議員の数が12で、補正後も12ということでございます。これにつきましては、当初予算のときには12名ということでございましたので、12名を上げさせていただいたところでございます。今現在は12名より少ないんではございますが、いつ補欠議員選挙等があるかも分かりませんので、予算としましては、常に12名分は取っているという中身でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず1点目、47ページの6次総合計画の策定業務におきまして、委託する先は決まっているのかということですが、こちらのほうは予算確保、この補正予算で上がりますので、この後、入札等で業者のほうは決めていきたいということでございます。

もう一点、自前でつくったらいんじゃないのというところでございますが、確かに現実的な問題、今持っている問題につきましては、自前でやっている職員が現場におりますので、そのほうがいい部分もありますし、あと、全体的なトレンドというか、全体的な総合計画の傾向というのがやはり10年置きになり、みんながみんな10年置きで同じスパンでやっているわけではないんですが、ずれていくと例えば目標値の設定の仕方とか、アンケートの仕方

とか、いろいろと全体的なトレンド、それを国の総合計画的なところのトレンドに流れるような形になりますので、そちらのほうは業者を使ったほうが流れをつかみやすいと。ただ、議員のおっしゃるように、自前でできるところは当然自前で行っていききたいというふうを考えております。

もう一点、経常行政経費の通信運搬費でございますが、こちらのほう、15万円増というのは、単なる回線使用料が上がっておりますので、そちらの分のフォローという形でございます。その関連で、W i - F i の場所、箇所数でございますが、現在ありますのが11か所でございます。役場、あとほがらかん、勤労青少年ホーム、公民館、鳥見山体育館、駅のコミセンの待合スペース部分、図書館、ふれあい交流館と二小の児童クラブの部分と、上水道の浄水場で10か所でございます。そのほか、成田保健センターにもございますが、今、解体中でございますので、それを除外しますと10か所となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） 7番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

議案書の48、49ページの収納率向上対策事業の中で、いわゆる会計年度を含めた収納体制、それから対策でございますが、収納体制といたしまして、税務町民課の収納グループといたしまして、職員2名、会計年度職員1名ということで、3名体制で徴収の強化を行っているところでございます。

会計年度任用職員につきましては、以前の経歴で金融機関のほうにお勤めになっていたということでありますので、金融機関の業務に精通しておりますので、主に臨店をしていただいて、預金差押さえ等の滞納処分をしていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 7番議員の質疑に対しまして、答弁申し上げます。

私のほうからは、51ページ、障害者自立支援事業1億2,600万円の増でございます。まず、一番上の介護給付費、こちらは居宅介護、生活介護、施設入所等に係るもので、今回2,700万円の補正増。次に、訓練等給付費が、就労継続支援や共同生活援助等に係る給付費で5,100万円の補正増。そして3つ目が障害児給付費で、児童発達支援や放課後等デイサービスに係ります費用として4,800万円の補正増でございますが、いずれにしましても、サービスの決定の人数、それらの利用の延べ人数や利用延べ日数がいずれも増加したため。さらには令和6年度の報酬改定がありまして、その加算やあとは新設もありました。また、単位

数の増加等もありましたので、そちらに伴います今回の補正予算の増となりました。

続いて、地域生活支援事業でございますが、今回、嘱託登記手数料が2万円と、医師鑑定書作成料が10万円でございますが、令和7年度に関しましては、1名が既に市町村申立てで決定になり、既に事業が確定をしております。さらにもう1名、今、松南病院に入院している方なんです、そちらの方が今後申立てをするということで、今現在準備を進めている段階ということでございます。

なお、こちらの医師鑑定書作成料10万円に関しましては、精神鑑定の作成料、こちらは全ての者がやるわけではございませんので、裁判所のほうから言われまして、「この方は精神鑑定が必要です」ということで裁判所のほうで精神鑑定を行い、町側に請求が来て、町側で裁判所のほうにお金を支払うというものでございます。こちらは1件5万円で、2件分を見ております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 健康環境課長。

〔健康環境課長 大河原正義 登壇〕

○健康環境課長（大河原正義） 7番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

議案書55ページ、母子保健事業での妊婦自動車燃料助成金、21万円の増額補正でございます。こちらにつきましては、妊婦1人に対しまして6,000円の補助を行ってございます。ということで、今回の補正では35名分でございます。

それで、当初でございますが40名分ということで、24万円の予算のほうを計上しておりましたが、申請件数が増加しているというふうなところで今回補正をした経緯がございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） 教育課長。

〔教育課長 森尾知之 登壇〕

○教育課長（森尾知之） 7番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

議案書62ページ、63ページ、一番下になりますけれども、鳥見山陸上競技場施設維持修繕工事に関連しまして、今後の大きな工事の見込みはあるのかという部分でございます。突発的、緊急的なものがない限りは、大きなものというものは現時点では想定はしておりませんが、鳥見山陸上競技場におきましては、昨年、日本陸連公認の陸上競技場ということで検定を受けて、令和6年10月1日から5年間、令和11年9月30日までという5年間につきまして公認競技場となります。公認を継続する場合に、改めて修繕箇所や不具合、公認規格をクリアするためには、小規模、中規模、大規模の修繕が必ず出てくるかなということが見込まれる部分でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対の発言を許します。

反対の議員はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 次に、原案に賛成の発言を許します。

7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） ただいま上程されております議案第179号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場から討論申し上げたいというふうに思います。

一般会計補正予算のたびに賛成討論をするというわけではございません。といたしますのも、ただいま質疑をいろいろとさせていただきまされたけれども、質疑をする中でいわゆる疑義が明らかになり、執行部の考えておられるお考えがよく分かったところがございます。我々、議会議員の仕事とは何ぞやと聞かれましたらば、議員の公の場における発言というのが我々の仕事でございますので質疑をすると。質疑に対して、納得できるご答弁賜れば賛成ということでございます。今、幾つにもわたる質疑をさせていただいた中で、しっかりとした答弁をいただきまして、私どももしっかり理解ができました。

そしてまた、私が申し上げたいのは、今日先ほども言いましたけれども、町長の所信説明の中にもあった、先ほどの質問にも出てきました妊婦自動車燃料助成費であるとか、はたまたいろいろ、その他の事業全てについてですけれども、私自身も一般質問等で発言して、あるいは政策提案してやったことがこのような形で当初予算化されており、そしてまた、補正予算でも実績が上がったことでこのように増額補正になるというのは、私はまさしく町政発展、要するに事業化したものがうまく行って、さらに成功していることであると私は大いに評価するものでございます。

執行部の取組に対して敬意を表しまして、この一般会計補正予算に対して、賛成の立場から討論を申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（角田真美） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） これをもって討論を終了いたします。

これより議案第179号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたし

ます。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第180号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第16、議案第180号 令和7年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

[税務町民課長 根本大志 登壇]

○税務町民課長（根本大志） ただいま上程されました議案第180号 令和7年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の70ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、子ども・子育て支援金制度創設に伴い、令和8年度から後期高齢者医療保険料と併せて、子ども・子育て支援金を徴収するためのシステム改修を行う補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,229万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、76ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○税務町民課長（根本大志） 以上、上程されました議案第180号につきまして、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第180号 令和7年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第181号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第17、議案第181号 令和7年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第181号 令和7年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の80ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、令和7年度の施設介護サービス給付費見込額が増加することに伴う費用などの補正予算でありまして、第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,752万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,231万8,000円とするものです。

内容につきましては、86ページ、87ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 以上、上程されました議案第181号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 私のほうから1点お尋ねいたします。

説明資料のほうにも詳細がなかったものですから、こちらで、要するに全協では説明いただいていたと思うんですが、もう一度説明いただきたいと思います。

90ページ、91ページ、説明資料には研修等と書いてあるんですが、これ見ますと、認知症総合支援事業費の中の研修等受講料ということでございますけれども、これはどのような状況でこのようなことになったのか。詳細といいますか、詳細なのか概略なのか説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 7番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

ただいまありました91ページ、研修等受講料11万8,000円の減の中身でございますが、認知症初期集中支援チーム員の研修及び、認知症地域支援推進員研修の受講料について予算計上しておりましたが、研修は受講しております、県の予算から支出することが決定したために、この11万8,000円を減額するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

8番、小林議員。

〔8番 小林政次 登壇〕

○8番（小林政次） 私から1点ですね、お尋ねいたします。

87ページで一番下ですね、基金繰入金ということで999万9,000円、歳入。それから、91ページの6款ですか、基金積立金。これが458万円の減ということになっています。それで、今日のあれですね、例月出納検査報告の基金残高ですか、これ10月末なんですけれども、約1億ちょっとなんですけれども、そうすると、ほとんど基金がなくなるのかなと思いますけれども、この補正後の基金の現在高は幾らですか。お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず、歳入で介護給付費準備基金繰入金999万円ですので、現在基金残高が、議員先ほどおっしゃったように1,053万9,294円ございます。そこから繰入れを細かくしますと、残りはありません。ほとんどなくなるということでございます。

それで、歳出のほうは458万円の減でございます。当初1,115万3,000円に対しまして、

458万円の減ですので、残りが657万3,000円というような額になりますが、今回、この458万円を積まなくても支出しなくても済むということなので、この額はそのまま基金残として残るという計算になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第181号 令和7年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第182号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第18、議案第182号 令和7年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） ただいま上程されました議案第182号 令和7年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由について、ご説明申し上げます。

議案書の94ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、福島県人事委員会の勧告に準拠した形での職員給与等の改定によるものでございます。

歳入歳出の総額につきましては、歳出内での調整を行いましたので、差引きの増減額は生

じておりません。内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 以上、議案第182号に係る提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第182号 令和7年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の件
を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第183号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第19、議案第183号 令和7年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 小貫淳一 登壇〕

○都市建設課長（小貫淳一） ただいま上程されました議案第183号 令和7年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書102ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、事業区域内の区画確定等による水道工事に伴う上水道事業会計負担金に係る増額補正予算です。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,664万円とするものです。

歳入歳出の詳細につきましては、108ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（小貫淳一） 以上、議案第183号について提案理由をご説明いたしました。

ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第183号 令和7年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第184号及び議案第185号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第20、議案第184号 令和7年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）及び日程第21、議案第185号 令和7年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第2号）、この2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 圓谷康誠 登壇〕

○上下水道課長（圓谷康誠） ただいま一括上程されました議案第184号 令和7年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第185号 令和7年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第2号）の2議案について、提案理由の説明をいたします。

まず、議案第184号 令和7年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書113ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、旭町浄水場跡地売却に係る収入の増及び修繕工事及び、県人事委員会勧告に準じた職員給与改定に伴うものであります。

収益的収入及び支出第2条において、予算第3条に定めた収入、第1款水道事業収益、第3項特別利益の既決予定額に2,702万1,000円を増額し、2,702万2,000円に。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用の既決予定額に564万9,000円を増額し、4億4,126万8,000円とするものです。

資本的収入及び支出第3条において、予算第4条本文括弧中の規定を、2行目後半からになります。が、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,746万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金9,563万1,000円」と改め、収入第1款資本的収入、第3項固定資産売却代金の既決予定額ゼロ円に637万8,000円を計上し、支出第1款資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額に16万1,000円を増額し、1億3,212万7,000円とするものです。

債務負担行為、第4条において、予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は114ページになります。

変更の表のとおり、事項、自家用電気工作物保安管理業務、補正前の限度額590万9,000円から、補正後の限度額596万4,000円と変更するものです。

議会の議決を経なければ流用できない経費として、第5条では、予算第9条に定めた職員給与費の既決予定額に81万円を増額し、3,155万円とするものです。

詳細につきましては、116ページからの事項別明細書で説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷康誠） 議案第184号については以上です。

続きまして、議案第185号 令和7年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書123ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、県人事委員会勧告に準じた職員給与の改定及び流域下水道建設事業負担金の増額となっております。

収益的収入及び支出第2条において、予算第3条に定めた支出、第1款公共下水道事業費用、第1項営業費用の既決予定額に21万1,000円を増額し、3億1,906万4,000円に。

第2款農業集落排水事業費用、第1項営業費用の既決予定額から145万4,000円を減額し、6,274万5,000円とするものです。

資本的収入及び支出第3条において、予算第4条本文括弧書き中の規定を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,413万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金8,413万1,000円」に改めまして、支出第1項公共下水道事業資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額に327万5,000円を増額し、1億879万円とするものです。

124ページをお願いいたします。

議会の議決を経なければ流用することができない経費第4条において、予算第9条の職員給与費の既決予定額から116万8,000円を減額し、3,884万1,000円とするものです。

内容につきましては、126ページからの事項別明細書で説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷康誠） 以上、一括上程されました2議案について、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

初めに、議案第184号 令和7年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第184号 令和7年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第185号 令和7年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第185号 令和7年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情について

○議長（角田真美） 日程第22、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第14号から陳情第16号につきましては、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時50分

第 2 号

令和7年第10回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和7年12月11日(木)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	町島洋一	2番	熊倉正麿
3番	東悟	4番	根本廣嗣
5番	稲田和朝	6番	込山靖子
7番	吉田孝司	8番	小林政次
9番	畑幸一	10番	円谷寛
11番	角田真美		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊正男	副町長	小貫秀明
教育長	渡部修一	総務課長 兼選挙管理 委員会書記長	吉田竹雄
企画財政課長	橋本喜宏	税務町民課長	根本大志
福祉こども 課長	菊地勝弘	健康環境課長	大河原正義
産業課長	大木寿実	都市建設課長	小貫淳一
上下水道課長	圓谷康誠	教育課長	森尾知之
会計管理者 兼出納室長 農業委員会 会長	緑川憲一	農業委員会 事務局局長 選挙管理 委員会委員長	佐藤喜伸
	菊地栄助		草野孝重

事務局職員出席者

議会事務局長 吉田光則 主査 藤島礼子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで一旦、中断いたします。

携帯電話はお切りになって傍聴するようによろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（角田真美） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 吉 田 孝 司

○議長（角田真美） 初めに、7番、吉田孝司議員の一般質問の発言を許します。

7番、吉田孝司議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問1日目、トップバッターの吉田孝司でございます。

一般質問のトップバッターを務めますのはしばらくぶりでございます、と言いますのも、昨今の一般質問を見ますと多くの方々が一般質問をしていただくようになりましたので、私にトップバッターに回ってくる機会というのが確率的に減りまして、しばらくぶりのトップバッターということでございます。初日のトップバッターとなりますと本当に初々しい気分で、本当に新人議員のような気持ちで今日はやらせていただきたいと思うわけであります。

しかしながら、かくいう私も、数を毎回数えておるんですが、通算で、そしてまた議員在職中連続で26回目の一般質問となります。26回となりますと、ここにいる議員の中では円谷さんの大記録には及びませんが、それに次ぐような記録でないのかなというふうに思います。私もいつまでこの議員の職にあるか分かりませんが、在職中は休まずやるということは、これ公約に掲げておりますので、しっかりとやってまいりたいというふうに思うわけであります。

昨日、質疑の中でも申し上げましたとおり、我々議会議員の役割というのは何ぞやという話でございますけれども、議会議員というのは発言して何ぼ。質疑、討論、意見、様々な発

言の機会がございますけれども、その中においてしっかりたすべきところはただし、そしてまた、支えるところは支え、賛否両論、是々非々の立場でやっていきたいというふうに思います。

世の中の政治家を見ますと、いわゆる批判ばかりして何も自分の案がないような政治家が国会議員から地方議員までいるわけです。今、高市首相の台湾有事の問題でいろいろと野党のほう、特にある党が騒いでおりましたけれども、しかし、これは本当に喫緊の課題で、前から本当のことを誰も言っていない。要するに、私も逆にこれ、また賛否両論あるかと思っておりますけれども、しかし、やっぱり事実を、あるいは可能性のあるものということをちゃんと明らかにして、それに対して問題化してしっかり対策を講じていくということでは、あの高市発言は、私はしかるべき発言だったと思っています。

その上で、また外交はこの地方議会の課題ではありませんけれども、しかし、相手方の出方を見てどのように対応していくかということも、これはこの外交、さらには防衛の課題になりますので、これからの国会における議論に期待していきたいと思っております。

しかし、高市政権の高支持率、我が町においては木賊政権の高支持率だと私は思っておりますけれども、そういう高支持率の中で高市さんはいろんな政党、少数与党という話ございました。ようやく衆議院では過半数取りましたけれども、しかし、参議院ではやはり過半数取れていないということで、野党の話も聞いて進めなくちゃならない。それこそ本当に1人、2人の少ない議員の声も聞きながら進めているという状況の中で、これは地方議会においても私は同じことかなというふうに思います。

そういう中で、高市政権の中で私の友人である松本洋平さんという人がいるんですが、この人は今回文部科学大臣に選出されてまして、何で友人だかといいますと、この人はもともと経済産業副大臣をやっています、その時代には福島復興の担当をされておりました。そのときにいろいろと交流がございまして、福島で何かあるたびにちょっと情報を教えてくれと。向こうから来ることも、これ、どうなんだとか、分かっていますかとか、こういう情報あったらくださいなんていうことを言われたんですけども、そんなやり取りをしている中で今回、松本洋平さんが文部科学大臣に選ばれたということで、ちょっとうれしい気持ちでございました。

それと同時に、何で松本さんが文部科学大臣に選ばれてよかったのかというと、我が国の科学技術の発展、いわゆるノーベル賞の受賞者が2人も出たと。化学と医学生理学賞という2つの分野でノーベル賞を取ることができた。しかも、京都大学の出身ということで、今日の朝でもこれ、本当に京都大学の研究能力の高さというのを賞賛していましたけれども、かのiPS細胞の山中教授も京都大学ですから、日本の研究のメッカというのは東大ではなくて京大なのかと私は思っておりましたけれども、いずれにしても科研費含めたこういう基礎

科学の研究にお金をもっと使うべきじゃないかというのがもともと前から議論がありました。ですから、その分野については私はこの松本大臣にぜひ期待して、私も微力ながら友人として進言してまいりたいなというふうに思っているところでございます。

さて、一般質問に入る前にちょっとあともう少し話しますが、熊の対策について今大変な思いをされている、町長も大変な思いをされていると思う中で、11月16日に新聞報道にも載りましたが、須賀川、鏡石、天栄でいわゆる相互応援協定を調印されたということで、この働きはものすごい素晴らしいことだというふうに思います。鏡石町は山がないので、須賀川、天栄の山があるところのノウハウをいただきながら、そういったところのマンパワーも借りながら、ぜひこの調印した協定を活用して、熊対策しっかり講じていただけるようお願いをしたいというふうに思います。

また、緊急の場合に町長が発令しなくちゃならないということもあるんで、大変な役割を担っておられると思いますが、ぜひ人命の救助あるいは命や健康を守るという意味ではぜひお願いをいたしたいと思います。

また、11月29日の新聞を見ますと、県における積算システムでミスがあったということが明らかになりました。毎年10月の改定が積算システムに反映されないために、県が行う入札あるいは市町村が行う入札においてのミスが明らかになったということで、トータル87件の入札はやり直しになったということでございます。我が町においてこの影響はどうかということはこのたびお尋ねいたしませんけれども、この辺、県にもしっかりやってもらわなくちゃならないということで、しっかり市町村のほうからも、ぜひ町のほうからも、県に対してお願いをしていただきたいというふうに思います。

また、私ごとではございますけれども、福島県地方自治研究会というところの会長をやっていますが、そこに所属する市町村議員と協力して県内の58市町村議会、私が会長であるこの町には出しませんでしたが、我が町を除く58市町村議会のほうに太陽光発電に関する意見書、県に意見書を出してもらいたいということで、私が先般出した発議第5号と同じような内容を出したところ、お隣の天栄村議会ではその意見書を陳情、そして意見書を採択していただいて、県議会議長に出していただいたということで、これはものすごい私もありがたかったなと思います。

私も隣の天栄村にいわゆる公務員、診療所の所長、公務員として5年間勤務しましたけれども、今も議員同士の交流はございますけれども、お隣の天栄村においても太陽光発電に関してはやっぱり不安があるようで、私が会長として陳情を出しました内容、そしてまた同じ内容で発議第5号として我が町議会にも今回継続審査として上がっておりますけれども、その意見書を県に出していただき、メガソーラーの規制についてお願いをすることになったということでございます。我が町においてもしっかりと継続審議していきたいというふうに思

うところでございます。

前段はこのぐらいにさせていただきまして、本論に入ってまいりたいというふうに思うところでございます。

さて、1番目の質問でございますけれども、遊水地の整備事業による集団移転についてお尋ねをしていきたいというふうに思います。

我が町に整備が予定されております遊水地は約130ヘクタールの土地を潰し、そしてまた約70戸の住宅の方々に移転をしていただき、造られるものだというふうに認識してございます。ただいま土地の買収は国が一生懸命やっておりますが、56.4%でしたか、買収率、そのように伺っておりますけれども、なかなか私が思うには、国が最初意気込んでいたよりは、まだまだこれ遅い。補正予算をしたから今回遅れた、そのために補正予算、そしてまた令和15年まで延ばすなんて言っていますけれども、これ、あと買収がてこずっているのはもう明らかであります。

そういう中で、我が町もこの移転によるメリットもあると思うんですが、デメリットについて、あるいは不安について、国に対していろんな方向から国に対して提言あるいはお願いをしていることだと思うんですが、個人の所有についてはこれ、個人で契約する、売却については契約すると思うんですけれども、いわゆる個人所有地ではない部分あるいは公共施設が幾らか含まれているのかなというふうに思っております。

今回そこに焦点を当てましてお尋ねをしたいというのが（1）番の質問でございます、（1）移転対象となっている公共施設あるいは個人所有地以外の土地についてどのようになるのかお尋ねをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） おはようございます。

7番議員のご質問にお答え申し上げます。

今般の遊水地整備に伴い、国により土地が買収され、地内の公共施設や公共物についても移転または撤去されることとなります。まず、公共施設として成田構造改正センターや屯所等の消防施設及びその敷地、公共物としては道路や水路、上下水道、防火水槽、防犯灯や地内の各種表示看板、白山神社地内にある児童公園の公園遊具や文化財など多岐にわたりました、これらが移転対象となることから、現在国による詳細な物件調査が進められております。

国においては、現在住宅移転される方を最優先に用地協議を進めているため、これら公共物に対するいわゆる公共補償の協議については今後本格的に行われると聞いております。事業区域内で買収が必要となる土地や公共施設については、協議に基づく適正な手続の下で適切な補償が行われることとなっておりますので、公共補償協議については各所管課において適

宜対応してまいります。なお、公共補償に関しましては、現場の具体的な進捗や詳細な手続、スケジュールが確定次第、必要に応じて議員の皆様にご説明する場を設けていきたいと考えております。

次に、地内の個人所有地以外の土地につきましては、所有地も含めた団体名義の土地、国有地以外の地方公共団体が所有する土地や民間、個人が所有する土地などが挙げられます。一例としますと、事業区域北側に位置する白山神社が挙げられます。その神社については、神社庁に登録されていないいわゆる単立神社でございまして、神社周辺の地域の班の皆さんで管理されていると聞いております。

この白山神社の移転については、成田行政区や地域住民の皆様により国と移転協議を行うこととなりますが、前例がある他遊水地における神社移転の事例も参考にしながら、移転が速やかに行われるように、必要により、町としましても移転先の確保について地域の皆さんの支援をしてみたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 7番、吉田孝司議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） ただいまの答弁で私はほっとしたことがありまして、先日、成田地区でも住民説明会が開催されて、私も、恐らく今まで一回も休まないで参加していると思いますけれども、そのときにやっぱり白山神社関係の質問がありました。

その前に、説明会がある前に、白山神社どうなっているんだと私、実は聞かれていたんです。申し訳ないけれども、私は分からないよと。ただ、そういう質問がもし出たらば答えられるようにはしておいてくれないかいということで、執行のほう、そしてまた執行から恐らく国のほうにも言っていたと思うんですが、今、課長答弁にあったとおりで、そのような形で対策を講じていただいていることは私は安心しましたし、そのような旨を改めて成田地区住民に私のほうからもお伝えしたいというふうに思います。

そのことを、例えば今私も答弁賜って分かりましたけれども、ぜひまた住民説明会あるいは何かしらの機会を設けて、個人所有、何回も申しますけれども、個人の所有地は、これ国との直接の折衝である意味、第三者は入れない部分はございますが、公有地あるいは共有地、特にあと質問がありました組合が関係しているようなところとか、そういったところは、やはりなかなか分からない。しかし、聞けば、やっぱりしっかり管理しているところは管理されていると思いますから、そういう情報をぜひ成田地区住民、遊水地に関わる方々には特にぜひお伝えしていただきたいをお願いをしておきたいと思います。

そこで、（2）番になりますが、今度移転しますというか、もう私も移転しましたし、ほかの方々も移転、ぽつらぽつらと移転されております。移転したといっても、移転した先は

駅東第1土地区画整理になった、この中が多いわけですが、今後、今一生懸命整備されております阿弥陀坂の上のところ、そしてまた新町、この2か所、ここをしっかりと整備されておりますけれども、こういったところに移転をすると。阿弥陀坂の上のところと新町は成田地区の中ですから、地区内の移転ということになりますし、そうでないところ、駅東も含めてそうでないところは成田地区を出ての移転ということになりますので、成田地区としてみれば人口のロス、人口の減少になってくるわけですね。世帯も人口も減る。

そういう中で私は(2)番についてお尋ねをいたしたい。

そういうふうな移転が行われている、そしてまた最終的に遊水地の整備事業とともに移転が完成、止まるわけですが、そのときの成田地区、これは今申し上げたとおり人口、世帯も減少している。そういうコミュニティをどのようにして再建するのか。そしてまた、移転先におけるコミュニティ、これは今申し上げたように移転、成田地区内であってもあそこの場所、阿弥陀坂の上のところ、そしてまた新町にそれぞれ新しいコミュニティができるわけで、それぞれの小さなコミュニティをどういうふうにするのかということも関わってきます。

そしてまた駅東に、何といても駅東にたくさん増えておりますので、この駅東のコミュニティをどうするのか。そして、またここに書いていないといいますか、コミュニティの再建ということに関連はありますから申し上げますが、駅東の人口が増加しております。今、私もいわゆる新東町という地区で、笠石地区の一部で私も加入しておりますけれども、行く行くはここは人口が増えれば、前も申し上げたとおり新しい行政区にするのか、隣の行政区とうまく組み合わせる、あるいはバランス取って何か新しい形にしていくのかということを考えておられるとは思いますが、執行でも。

ですから、その辺の今後のコミュニティの再建についてお尋ねをしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長(木賊正男) おはようございます。

7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

成田遊水地関連で、移転した後の成田行政区のコミュニティの再建というふうなことでのお尋ねかというふうに思っております。

成田地区遊水地整備によりましては、先ほどご質問にありましたとおり約70戸の住宅が移転となりますが、約半分が成田行政区の外に移転することになると把握しております。その中で、成田行政区のコミュニティ維持のため、成田構造改善センター移転に伴います新成田集会所の新築の取り組むことや、世帯数が算定基礎となります成田行政区の交付金を当面維

持する旨を地元の説明したところでございます。

また、駅東区画整理内に移転する方も多いことから、笠石区長に対して配慮いただくようお願いしたところでもございます。今後も成田行政区や移転する方のご意見を伺いながら、地域コミュニティの維持に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

ご質問のように、移転先の中で行政区の規模が大きくなるというふうなことは過去の議会の中でもご質問をいただいております。そういった中では既に関係する行政区とも協議を進めておりまして、後々は考え方を示すことになるというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田孝司議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） ただいまの町長の答弁を聞いて安心いたしました。といいますのは、過去における質問を覚えていただきまして、それについて返答いただいているということでございます。

これも雑談、余談になってしまうかもしれませんが、大事なことで、一般質問は1回言って実現するものだと私は思っておりません。私も過去に、私が平成27年、10年前に議員になったときには、ここで言えば執行のほうに取り上げてもらってやっていただけるというふうな思いでございましたけれども、しかし現実には難しい。その現実の難しさも、私もこの10年間によく分かった思いでございます。

しかし、私たちは今申し上げたように何回も繰り返して言うことはできますので、これからも繰り返し重要な質問については質問してまいりたい。その中で、執行のほうで考えて、これはいいものだと思うことはぜひ取り上げていただいて、ご検討賜りたいということでございますので、この遊水地問題についてもぜひこれからも検討のほどをよろしくお願いいたします。

続きましては、2番の成年後見の支援とエンディングノートの普及についてのお尋ねでございます。

ここに、私、一般質問通告の中の趣旨を書いてお出ししたんですが、今は超高齢社会と言います。もう高齢化社会、高齢社会、超高齢社会に突入いたしまして、そういう中にありますと、いわゆる独居の方、あるいはさらに意思疎通能力がない方、そういう方がどんどん増えている時代でございます。そういう中で、今終活とかエンディングとかいろいろ言われておりますが、どうやって死を迎えるのか。

生老病死というふうな4つの人間の人生のステージがあるわけですが、生老病死というところをたどる中で誰もが死を迎える。そのときにどのように迎えたいかということで、1つはやはり本人の意思が尊重されるべきだと。これは人権擁護の観点からもまさしくその

とおりでと思います。

そしてまた、家族や周りの人たちの思いというのもあるんですが、それは実は二の次になりまして、やはり人権の問題を考えますと、本人の意思が誰からも尊重されることが大事、何よりも尊重されることが大事であります。

そこで2つの話題を今日は並立して並べてございますが、1つは成年後見制度の重要性でございますし、もう一点がエンディングノートの普及ということで並べてございます。

そこで、我が鏡石町には今年度より成年後見支援センターが設立されておりますが、(1)番の質問になりますけれども、センターが設立された経緯や設立されてからの後見支援の実績、あるいはその動きについてお尋ねをいたしたいというふうに思いますので、ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） おはようございます。

7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

成年後見支援センターの設置につきましては、法律上の義務ではありませんが、成年後見制度の利用促進を図るための地域連携における中核機関の位置づけから、市町村においては成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づきまして、設置に努めること、いわゆる努力義務とされているところでございます。

当町においては、準備期間を経て令和6年度末に福祉こども課内に鏡石町成年後見支援センターを設置しました。センター設置後の成年後見支援の実績としましては、市町村申立て件数が1件で、今後予定が既に決まっているものが1件ございます。

このセンターでは、窓口や電話での相談に応じるほか、市町村申立ての支援、民生委員向けの研修会を実施をしました。来年度以降は、町民の方にも成年後見について広く知ってもらえるよう町民向け研修会の実施も検討をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 分かりました。

私1点おわび申し上げたいのは、今年度と申し上げましたが、課長答弁にあったとおり令和6年末ということで、さらにいち早く整備をしていただいたということ、ありがとうございます。大変申し訳ありませんでした。

今の実績についてもよく分かりましたが、これから、先ほど申し上げたとおり、意思疎通能力が低下ないしはない、低下または欠如ということになると思うんですが、その場合には

やはりこの後見制度というのは重要になってくるのかなと思います。

実は私も、昨日須賀川の後見制度の会というのがあって、私はその会長の相談役というのをやっていますから昨日も参加してきましたんですが、この後見制度というものを住民にやっぱり浸透させるということが大事だと言いながらも、実はこれは難しいんだと、なかなかそういった動きが大変だということをおっしゃっていましたので、話し合いになりましたので、ぜひこれから浸透、いわゆる啓蒙、啓発活動にも努めていただきたいということでお願い申し上げます。

そういう中で（２）番になりますが、これも須賀川の事例になりますけれども、須賀川においてはいわゆる法人後見というのをやっております、要するに市でこれは事業化しているものをいわゆる須賀川市の社会福祉協議会のほうに委託をしているということで、社会福祉協議会のほうで面倒を見て後見制度をやっているということだと認識しております。

そこで、我が町においても社会福祉協議会はあるわけでございまして、そこでも保育所なりいろいろ活動していただいておりますが、さらにそこに負担をという形では大変だと思うんですけれども、この（２）番の質問になりますが、我が町においてもぜひ法人後見というものを導入・事業化していただいて、委託先はまだこれ検討、一つの可能性として社協ということにもあると思うんですが、外部委託してはいかがかというのが（２）番の質問でございます。これについてのご答弁を賜りたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

成年後見支援センターの設置については、当町のように市町村にて直営で運営する場合と、議員がおっしゃったように社会福祉法人やNPO法人で事業として外部委託する場合がございます。

ご質問のありました法人後見については、同じ考え方や姿勢で成年後見業務が継続でき、長期にわたる伴走が必要な場合は有効な支援策とされております。その反面、権利擁護支援に対する行政側との意識の統一、業務継続を見据えた財源の確保、効率的な職員の配置など受任法人側に求める点も多く、当町では外部委託できる法人の選定を含めて検討段階にございます。

現時点では、健康福祉センターに入居する社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携を取りながら、スピード感をもって成年後見支援を行えている状況にあります。将来的な外部委託については、今後の検討課題というふうにさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 課長、答弁ありがとうございました。

方向性というものは分かりました。だんだん、先ほど申し上げたとおり、法人後見制度の重要性が高まり、認識され、申立ての件数が増えてくると、やはり町が、行政が直接行うのは大変だろうと私はちょっと危惧しております、ぜひこういうものについては、私はある意味、逆にアウトソーシング、外に出してもいいのかなと思っています。

昨日アウトソーシングといいますか外部委託についての話もしましたが、外部委託すべきものとそうでないものということでやっぱりありますので、こういうものについてはある程度形を行政がしっかり方向づけ、あるいはしっかり形を、枠組みをつくってあげてからバトンタッチするのもいいのかなと思いますので、ぜひこれからも検討いただきたいと思っています。

そして、（3）番になりますが、町民の権利擁護のため、町でエンディングノートを作成し、配布してはいかがかというふうな質問でございます。

そこで、この質問をつくったのはちょっと前の話で、この質問をつくった後に私の手元に、こちら、今日議長から許可いただいておりますものですが、町で発行した私ノートというものがございます。実はこれ、町の名前が入る前の状態も私は知っております。先ほど申し上げたとおり須賀川のということになるわけですが、今回須賀川、鏡石、天栄村の名前が入り、このような立派な冊子が出来上がっているのが分かりました。私の手元にも頂いております。

これ、まずちょっとお聞きしたいのは、今これを作った、鏡石町の名前も入れて作ったわけですが、実際に何部作ってどのようにして配布したのか、あるいはどのような方が今持っている状況なのかということをお尋ねをして、その上でないと次のと申しますか、この質問を突き詰められませんので、ちょっとこのノートについての説明をいただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では須賀川市、天栄村と共同でエンディングノート、「わたしノート～大切な人たちへ～」を今年10月に作成をし、まずは地域包括支援センター、町社会福祉協議会に配布をしました。町内介護事業所情報交換会において介護事業所へ配布したところ、町内医療機関にも置かせてもらえるとよいのではないかと声をいただきましたので、現在配布の準備を進めているところでございます。住民に向けては、配布で終わらず活用につながるようするため、講座などを通じて配布ができるよう、開催については須賀川市、天栄村と相談しながら

検討を重ねてまいります。

なお、この作成の部数でございますが、現在は100部ほどの作成でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 今私が聞いて思ったのは、これが100分の1だということですかね、そうすると。私は介護事業所の理事長というか経営をしていますんで、そこで頂いておるものでございます。これから医療機関にも配るとなりますと、私も医療機関やっていますので頂けるとは思うんですが、ぜひ、これ100部といわずにもっと作っていただいて、できれば1万2,000の町民全員に行き渡るようにしていただきたい。

それが、じゃ可能かどうか。これ、役所がお金を出して作ると大変です。しかし、須賀川の話の聞きましてけれども、これ、須賀川、鏡石、天栄ということになれば、どのぐらい企業がこのエリアにあるか分かりませんが、スポンサーを募って、ぜひ配っていただきたい。昨日これについても私、会で話をしたんですけども、本当に若い人でもやっぱり必要なんですよ。今、若い人でもどうなるか分かりません。

私も最近ちょっと病気になりまして、今、薬飲み飲みこうやって頑張っているわけですけども、若い人でもどうなるか分からない時代でございます。そして、また天災や事故もいつ起きるか分からない時代でございます。

そういう中で、先ほど申し上げたとおり、人権の擁護、要するに自分がどういうふうな生き方、死に方をしたいのかということございまして、それがこのエンディングノート、わたしノートにしっかり書いてあれば、一番最近にアップデートされたものが活かされてそういうふうな生き方、死に方ができるということになりますので、ぜひ1万2,000の町民全員に配れるような体制というのを考えていただきたい。

私が思ったのは、ちょっと中身が多すぎるんじゃないかという感想がございます。これは、エンディングノートというよりは何かハンドブック化しちゃっていて、ノートというのは真っさらな、それこそラインでも引いてあればいいんです。あるいは項目が1項目ぐらい書いてあればいいの。ところが、これを見るとハンドブック化してしまって、ちょっと贅沢な感じがいたします。

ですから、100部の方、配った方々に逆に感想を聞いて、課長、お願いしたいのは、これ、実際これでいいのかと。私は、もうスリム化して、本当に逆に必要なところを抜粋して、特に私がお願いしたいのは医療の部分、介護の部分これを、どういうふうな、そういう医療、介護を受けたいのかということ、まずしっかりそこを明記してほしいので、その部分を中心に必要な部分を選んでノート化していただきたい。

書いてあるものが多くて、そこに記入するものが少ないのでは、逆です。ノートというのは何も書いていないところに書くわけだから、だから、その辺はちょっとしっかり作り込みをもう一回考えながら、ぜひさらにいいものを作って普及していただきたいということでございます。その辺のお考え、今日の（3）番の質問になるわけでございますが、その辺の見解を改めてお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 7番議員の再質問にご答弁申し上げます。

確かに議員がおっしゃるとおり、この「わたしノート」は中身が濃いといえますか、相当なボリュームで作成されました。この前に答弁しました介護事業所情報交換会においても、そのような意見をいただいたところでございます。

今後といえますか、これはもう既に出来上がっておりますので、改定版という段階で、その際は中身を充実させて、もう少し圧縮した形で、さらには数多く配布できるような形で検討をしてみたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） ぜひお願いします。もし作成の暁、町民の方々にたくさん配られることになりましたときには、私も微力ながら、記入については町民の方々が記入しやすいように、そういうふうなサポートをしていきたいなというふうに思っておりますので。そういう方々、たくさんいると思います、町民の方、事業者の方にも。ですから、ぜひ、それは逆に安心していただいて、作っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

3番の質問に移ります。

町役場職員における早期退職とパワハラというふうな題目でございます。

この早期退職については、これまで私や、あるいは前に町島副議長が質問されたと思うんですが、最近ちょっと増えているんじゃないかということで、原因もお尋ねしたことがあると思いますが、本人都合というのを原因として答弁いただいていると思います。

しかし、今退職の原因、これは辞めるほうにも原因はあるというふうな考えもあるんですが、しかし、辞める原因として上司や管理職からのパワハラというものが世の中で言われる、疑われる時代でございます。この質問において、そのパワハラについて今回は取り上げて質問していきたいというふうに思うわけでございます。

（1）番でございますが、過去5年間における早期退職者の実態について改めて確認しておきたいと思っておりますので、ご答弁賜りたいと思っております。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 7番議員の質問にご答弁を申し上げます。

過去5年における自己都合による早期退職者は、令和3年度2名、令和4年度2名、令和6年度3名、合計7名となっております。退職事由を聞き取りしたところ、転職、病気等個々の事情や考えによるものと考えてございます。

また、近年は全国的に若手公務員の退職が増えていることから、町においても県人事委員会勧告に準じ、若年層を重点に置いた給料改定や子育てしやすい職場環境の改善に取り組んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 分かりました。7名ということですね、5年間で。

（2）番の質問に移るわけですが、この7名が辞めたという理由は、先ほど課長答弁のとおり自己都合ということで、これは前からの答弁の中身と同じでございます。

そこで、私が疑うわけではございませんが、世の中の流れでございますから、そういう中においていわゆるパワハラ、ほかのハラスメント、今いろいろある世の中でございますけれども、パワハラがあったんではないか。特に管理職、上司から部下に対するパワハラがあったんではないかということに、これ、疑いを持っている方は、私は多いんじゃないかと思えます。その辺についてどのように見識をお持ちか、（2）番の質問でお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 7番議員の質問にご答弁を申し上げます。

町においては、ハラスメントの防止に関する規程及びハラスメント防止指針により職員に対し指導、周知を実施しておりますが、ハラスメントとして認定した事案はございません。

なお、ハラスメント防止指針には上司からのハラスメントとなる事例を明記しており、管理職に対し、指導方法などの周知を図っているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） （3）の質問の中でちょっといろいろ聞いておきたいと思いますが、パワハラ含めハラスメントはなかったというふうな課長答弁でございました。

そもそも、このパワハラ含めたハラスメントというものをどういうふうにしてこれは認識

されているのか。最終的には、あったとなれば、これは町長まで上がってくる事案だというふうにするんですけども、これはどのようにしてそのような情報収集に努めているのか。いわゆる早期発見、この部分について、(3)の早期発見の部分についてまずお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町ではハラスメントの防止に関する規程やハラスメント防止指針に基づき対応しており、設置が義務づけられている相談窓口は人事担当課である総務課に設置してございます。このため、職員に対してはハラスメント行為があった場合は、窓口となる総務課副課長に相談するよう周知しております。ハラスメント防止指針には、発生時の対応フローを定めており、総務課長が対応に当たることになっております。

また、必要に応じて、副町長を委員長とするハラスメント処理委員会により苦情、相談を審議し、公正な処理に当たることにもなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） このフローチャートといいますか、ハラスメントが起きたらこういうふうになりますよというふうな、そういうフローチャートはもう既に出て上がっているんだと思うんですね、マニュアル化されて。この早期発見という方法、いわゆる相談窓口が総務課副課長というところ1か所になっているということだけが、私はやっぱりこれ、問題だと思うんですね。結局、職員の方が職員に相談をする。そして、またこれを副町長を長とする委員会に持って行って、そこで議論される。

そういう中で、結局はハラスメントの認定というものがこれ、難しいんじゃないのかなと私は思うんです。そもそもこれ、確かに難しさというのは私も認識してまして、地方公務員法第32条の後段に、職員は上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないというふうに書いてございますから、職務上の命令ということであれば、これは忠実に従わなくちゃならない。

しかし、法規を逸脱するものや、そうでない例えば暴言、威圧、嫌がらせ、暴行などの手段を用いる場合には、これはパワハラとなるわけですけども、そういうものの場合にはいわゆるパワハラ事案として扱わなければならないということで、確かに認定は難しいんですが、その差というものははっきりしなくちゃならないというふうに思っています。

そこで、ちょっと逆に、執行に、担当にお尋ねしたいのは、パワハラという概念を我が町

ではどのように定義づけているか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 7番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

仕事を進めていく上で、上司から部下に対しての指導であるとか、ミスをしたときの注意であるとか、そういうものは今までもずっとございました。ただ、最近はやはりそういうときに対して、指導等を受けた側がハラスメントと感ずれば、それはパワハラですというようなことが、日本全国そのような流れになっているということを承知しております。ですので、私が入ったばかりの頃はかなり厳しい先輩もいらっしゃいましたが、今現在は職場の中はかなり友好的な関係になっているのかなと思います。

ただ、先ほども申しましたように、やっぱり受け取る側がそういうふうに感じれば、ハラスメントであるということは重々認識をしておりますので、今後もそういうことは重々承知をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） いや、本当にまさしく課長おっしゃったとおりで、これは受け取る側がそのようにパワハラ、ハラスメントと感ずれば、そういうふうになってしまう時代なんですよ。

ですから、法律がどうのこうのという、もちろんパワハラ防止法とかいろいろ法律はあるんですけども、そこの受け手の問題、要するにパワハラ、ハラスメントを受けたと考えている、自分がそう思えばパワハラになってしまう。ハラスメントになってしまうんですね。

ですから、相談窓口を、私は総務課副課長という身内といいますか、その中だけに置いておくこと、なかなかこれ、相談したくてもできなかつたり、あるいはうまく回っていかないんじゃないのかなと思うんですが、その辺の見解はいかがですか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 7番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

今の町のほうではちょっとそういう事例も非常に少ないという、ほぼほぼないような状況でございますので、指針の見直しと、今後に向けましてはちょっと検討課題とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7 番 吉田孝司 登壇]

○7番（吉田孝司） 分かりました。

これについてはまた改めてやりたいと思います。3月議会でやるのか、その次でやるのか分かりませんが、続けてやっていきたいと思います。

私が前から提案していますけれども、相談窓口というもの、これ、ほかの市町村の事例というものを私は詳しくは分かりませんが、ほかの市町村の事例も見えていただきながら、やはり例えば人事委員会なんていうところがある。例えば県なんていうのは人事委員会なんてありますから、そういうところが相談窓口になるわけですが、我が町には残念ながらございません。小さな市町村にはございませんので、ですから、それに代わるような窓口というものをほかの市町村の動向も見ながら整備していただくようなことも考えていただきたいと思います。

そしてまた事例が発生した場合、万が一発生した場合には、それについての対応も、先ほど指針が既に出来上がっているということで、まずは指針に基づいてやっていただく。しかし、指針も見直しが必要でございます。

私もこの前、自らの医療機関の指針をいろいろ見直して、改正しろと保健所から指導があって、これ、どこも指導があるんですが、指針というものはつくっただけでは終わりじゃないというふうに保健所の職員の方も言っていましたけれども、逆に、私は今日皆さん方に申し上げたいのは、指針はつくっただけでは終わりではありません。指針は、運用してみて何か問題が起こった、あるいはそういうふうに不十分さを感じた場合には改めるといものが指針。改定して何ぼの指針でございますので、ぜひ改めて、さらにいいものをつくっていただくようお願いをいたします。今後の継続課題とさせていただきたいというふうに思います。

4番になります。4番の質問ですが、大規模太陽光発電（メガソーラー）に対する規制でございます。

これについては9月議会でも同じような質問をさせていただいておりますが、今これ、問題になってきましたね。先ほど高市さんの話をしましたけれども、高市さんが就任するやいなや、もうメガソーラーを抑制、規制するということを明らかにされました。そして、法律も動いています。既に環境省が動いています。そして、また経産省ももう動き始めました。ソーラーの事業者に対する規制の検討を始めました。

釧路湿原の問題もあります。県内においては吾妻山、先達山の事例もございまして、西郷村の事例もございまして。そういう事例もありますので、これについては我が町も一緒になって考えていかなくちゃならない問題だと思っています。県内においては福島市が「ノーモアメガソーラー宣言」を全国いち早く宣言され、釧路市がそれに続きました。

そこで、我が町も、これ順番がどうこう、関係ありません。我が町ノーモアメガソーラーを宣言してはいかがかという質問でございます。いきなりの質問でございますが、これについての見解をお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

大規模な太陽光発電設備、メガソーラーの開発につきましては、全国的に山間部での森林伐採に伴う土砂災害のリスクや景観の悪化、地域住民との合意形成の不足といった課題が指摘されており、先ほど議員もおっしゃっていましたが、福島市や北海道釧路市におけます「ノーモアメガソーラー宣言」はこうした背景を踏まえて、自然環境や地域社会との調和を欠いたメガソーラーの乱立を防いで、持続可能で責任ある形での再生可能エネルギー事業を進めていくということの自治体の強い意思表示であるというふうに理解をしております。

本町におきましても、福島市や釧路市のメガソーラーの規模には及びませんが、メガソーラーに区分されます太陽光発電設備が町内には整備されている状況であります。現時点ではこれらのメガソーラーによる被害や、また新たなメガソーラーの開発等は確認されておられませんので、今すぐに「ノーモアメガソーラー宣言」が必要な状況にあるとは認識してはおりませんが、再生可能エネルギーの普及促進によります将来的な災害のリスクや環境への影響が懸念されているという状況は全国的な課題でもありますので、町にとって必要な対応等について調査研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 我が町にも既に4か所のメガソーラーがあるということは、以前から答弁いただいて、私も1か所既に、一緒に視察させていただいたわけでございます。

この前も私、同じ質問をやっていますんで申し上げましたけれども、今ますます増えて、市町村でこの条例を定めているところが59のうち16まで増えてきました。新しい情報でございますが、大玉村を皮切りに、時間ないんですが、言いますが、大玉、西郷、南相馬、川俣、檜葉、矢吹、伊達、国見、田村、矢祭、玉川、福島、いわき、桑折、そして、今12月議会では双葉町議会もこの条例を制定することになっているという動きであります。

しかし、メガソーラーは、私は反対といいますが、やっぱり規制されるべきだというふうに思うんですが、この双葉町の条例なんか見ますと、地面に直接整備するものを規制する、屋根に設置するものは除くというふうに書いてあって、これはまさしく私もそのとおりだと思っております。屋根なんていうのはただあっても仕方ないので、雨よけですから、そこにソ

ソーラーを置くというのは、私はある意味致し方ないと思う部分もありますが、地面に直接整備するというものは、私は、これはちょっとよろしくはないんじゃないかと思っています。

ですので、そういったことも含めまして、（２）番、太陽光発電と自然環境や景観との調和を図るため、事業者に対して必要な規制や罰則を定めた条例を整備すべきではないかと２回目のご意見を申し上げて質問とさせていただきますが、答弁お願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） ７番議員のご質問にご答弁申し上げます。

前回の一般質問でも同じようなご質問をいただいておりますが、事業用の太陽光発電設備の設置には、議員もおっしゃるとおり、自然環境や景観との調和、さらには地域との共生や将来的に発生する太陽光パネル等の適正な廃棄処分等を実施していく必要があるというふうにご考えております。

先ほどもおっしゃってございましたが、国における動きというふうなところでは、この事業用の太陽光発電などの普及促進によります災害のリスクや環境への影響が懸念されている状況への対応としまして、既存の法律での運用強化に加え、自治体での条例制定の動きも踏まえつつ、より実効性のある新たな全国一律の法規制の整備に向けましても関係省庁で検討が行われている段階でもございますので、こうした国の動向にも注視しまして、全国の自治体で行われている独自の条例やガイドラインなどの先進地の取組を参考にするなど、町内での事業用の太陽光発電設備の設置状況も確認しながら、町内の土地利用や地域との調和など、町づくりにとってどのような対応が必要なのかといったところを引き続き調査研究してまいりたいというふうにご考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ７番、吉田議員。

〔７番 吉田孝司 登壇〕

○７番（吉田孝司） 分かりました。方向性については分かりましたが、これ、今、法律の整備を待つという話、動向を見るというのですが、法律は整備されるまでに時間かかります。もちろん条例も時間をかけて整備しなくちゃなりません、そんなことをしているうち駆け込みで来ますからね。福島県、そして鏡石町、この条例を整備していないところ、そういうところを狙ってきますから、事業者は。

ですから、そんなことをやっているのを、安穩としているうちに、あっという間にメガソーラー、県が簡単に認可してやっけてしまいますから。ですから、この辺は気をつけてください。本当に安穩としていると狙われます。これは申し上げておきます。

５番の質問に移ります。町選挙管理委員会における公職選挙法違反事例の取り扱いについて

てお尋ねをするところでございます。

(1) 番の質問に移りますが、令和6年鏡田盆踊りの開催に当たり、町議会議員2名が花代として実名で寄附されたことは一部周知されているところでございます。これについて町選挙管理委員会ではどのように認識されておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（吉田竹雄） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町内で開催された盆踊り大会において、町議会議員2名が花代として現金を納めたことにつきましては新聞報道等により認識しております。町選挙管理委員会としては、公職選挙法第119条の2に、「公職にある者は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。」と規定されていることから、報道の内容は公職選挙法に違反する可能性があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 課長答弁の中身、ちょっと1点、私のほうから訂正しますが、公職選挙法の199条の2ですね、119ではなくて。このように思います。私もそのように認識しておりますところでございます。

(2) 番、そういうふうな事例を受けて、町選挙管理委員会としての対応はいかななものか、お尋ねをするところでございます。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（吉田竹雄） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

申し訳ございません、公職選挙法第199条の2でございます。失礼いたしました。

町選挙管理委員会は、地方自治法並びに公職選挙法の規定に基づき、選挙の事務を管理し、公正かつ適切に行われるように選挙人の政治常識の向上に努めるよう定められております。このため、町選挙管理委員会は今後も公正な選挙が行われるよう選挙の管理、啓発、周知に努めてまいります。

なお、選挙の取締りに関しましては、公職選挙法第7条にあるとおり、「検察官、都道府県公安委員会の委員及び警察官は、選挙の取締りに関する規定を公正に執行しなければならない。」と規定されております。このため、町選挙管理委員会は選挙の事務を管理する立場であることから、今回の報道に関しては対応する権限はないものと考えております。今後も公職選挙法が適切に運用されるよう周知はしてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） まさしく課長答弁のとおりでございますね。取締りの権限は選管にはありません。

私が今日この質問を何でやったのかといいますと、これ、私も議員になった10年前、議員になった途端に、ある団体、いろんなところから寄附しろ、寄附しろという話があるんですよ。これはやっぱり町民が、もちろんそのときに断るのですけれども、やはり寄附して名前を上げるということが逆に、実際にそれが認められた慣習があるんでしょうね。ですから、そうではやっぱり駄目だよということをぜひ選管のほうで、これも啓発活動をしっかりお願いいたします。そういう風習をなくす、そういう悪い慣習をなくすということで今回の事例を教訓にさせていただきたいと思いますので、私はそれしか言うことはありませんので、よろしく願いをいたします。

6番の質問に移ります。時間がありませんので駆け足でまいります。

認定こども園が令和10年度の完成に向けて今動いているところだというふうに思います。そしてまた、認定こども園の整備予定地の脇を通る予定の東町・鳥見山公園線が整備されているというふうに思います。それにつきまして質問をさせていただくところでございます。

（1）番、認定こども園整備に関しまして、現在の進捗状況と今後の整備計画についてお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

全国的に少子化が進行している中、核家族化や女性の社会進出により子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、地域における教育・保育のニーズが増加するとともに多様化しております。町では、鏡石町第6次総合計画をはじめ第三期子ども・子育て支援事業計画において、子育てと仕事が両立できる支援体制づくりを推進し、多様な保育サービスの提供を図るため、必要な施設、事業として、認定こども園の幼保施設の整備を検討することとしております。そのことから、少子化による乳幼児の減少、教育・保育ニーズを的確に捉え、関係機関と連携し、施設整備の事例視察や協議を重ねてきており、鏡石保育所と鏡石幼稚園を再編する鏡石町公私連携幼保連携型認定こども園整備計画を策定をしました。

現在の進捗状況でございますが、事業主である鏡石町社会福祉協議会において今年度に基本構想、基本設計を実施しまして、令和8年度は実施設計、建築工事に着手、令和9年度末に工事を完了、令和10年度に開園を目標に準備を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） （2）番の質問に移りますが、先ほど申し上げたとおり、認定こども園の整備予定地は既に計画の中にあるように老人福祉センター跡地というふうにご考えておられるようです。そして、またそこには駐車場もしっかり整備されるのかなというふうに思いますが、あとまた何かがあれば、近くのほがらかんの駐車場も使えるということも聞いておりますので、その辺についてのお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

認定こども園の整備予定地につきましては、令和6年度に鏡石保育所と鏡石幼稚園の保護者アンケートを行い、その中で既存の保育所や幼稚園とする声や駅東地区、健康福祉センター付近とする声がありました。それを踏まえ、大きく3つの理由により、整備予定地を鏡石町老人福祉センター跡地に選定をしました。

1つ目に、現在の保育所と同規模の十分な敷地、建築面積が確保でき、市街化区域のため多くの制限を受けずに設計、施工を行うことができること。2つ目に、東町・鳥見山公園線、こちらは都市計画道路ですが、こちらにも接しているため、児童の送迎時や災害発生時にも安全性が確保できること。3つ目に、既存の鏡石保育所、鏡石幼稚園の敷地の場合、教育・保育サービスを継続しながら工事を行う必要があることから、仮園舎も必要になり、工事費がかさんでしまうこと。以上の点から、認定こども園の整備予定地は現在の場所での建て替えの面積制限、建築費用、駐車場の確保、道路条件などを踏まえ、鏡石駅東側地区の老人福祉センター跡地としております。

また、駐車場の確保については、交通の安全性の観点から、保護者の送迎時の動線と周辺道路の交通量を考慮しながら確保することとし、職員駐車場につきましては敷地内では不足することから、近接する健康福祉センターや屋内ゲートボール場、公民館グラウンドなどの利用を検討をしております。同様に、保護者が大勢集まる行事の際にも、周辺の公共施設の利用を視野に、関係機関と協議をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 最後の質問になりますが、ただいま話に出てきましたけれども、認定こども園ができますと、それに接することになるだろう東町・鳥見山公園線、ただいま整備さ

れておりますが、整備計画、これがしっかり業者が整合性が取れているか、お尋ねをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、町では町健康福祉センター（ほがらかん）前の県道玉川鏡石線から消防署前の旧県道、こちらまでをつなぐ道路整備を行っております。旧老人福祉センター前の区画整理事業区域内までを区画整理事業で、その以北につきましては道路事業により、いずれも社会資本整備総合交付金事業によりまして国の補助事業で整備しております。今年度は旧老人センターから旧県道までの延長155メートル区間の工事を道路事業で発注したところです。施工内容としましては、路体盛土と池側に張りブロックを今年度3月末工期で施工します。

ご質問のとおり、整備路線沿線には認定こども園の整備を令和10年度以降の開園を目指しているため、道路開通については、開園前の令和9年度中の完成を目指して計画的に整備してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 課長の答弁を聞いて安心いたしました。この道路、極めて大事な道路でございますから、そのように早い整備をしていただけることをありがたく思います。

以上、私の一般質問を、ちょっと時間は残しましたが、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 7番、吉田孝司議員の一般質問はこれまでといたします。

ここで10分間の休憩をいたします。

ただいま11時10分ですので、11時20分まで休憩をいたします。

休議 午前11時11分

開議 午前11時20分

○議長（角田真美） ここで、休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 込山靖子

○議長（角田真美） 次に、6番、込山靖子議員の一般質問の発言を許します。

6番、込山靖子議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 6番、込山靖子、通算11回目の一般質問をします。よろしくお願ひします。

今年10月21日、日本初の女性総理が誕生しました。支持率80%以上の高市政権は、発足から1か月で早々と公約実現を表しています。女性リーダーの新たな時代の到来に、同じ女性として期待しています。

しかし、一方で、政策方針には懸念される内容があります。主食用米の2026年産の減産、所得税増税に伴う防衛費の増大、台湾有事やパンデミックなどを想定した緊急事態条項の制定推進や法改正への動きなどは、中央集権化を促進する不穏な兆候であり、地方分権を脅かす方向に向かっているのではないかと危惧しています。国の政策がどうであろうとも、住民の健康と財産を守るのが地方自治体の使命であり、住民にとって最後の砦であることを忘れてはいけないと思います。

それでは、通告書に従い一般質問をします。

1、かんかんてらす関係の運営状況について。

コロナ禍の影響は若干収束してきているとはいうものの、円安とインフレと増税政策によって一般庶民の生活は依然として厳しい状況が続いています。県内の倒産企業の件数も依然として高い傾向にあります。小売業、製造販売業、サービス業、建設業など、町内の企業も厳しい経営を強いられていることには変わりありません。

我が町は毎年度、商工振興や観光に関する事業に莫大な予算を計上し、力を入れて取り組んでいますが、その成果や効果は本当に出ているのでしょうか。また、町民にとって有益なものになっているのか疑問です。令和6年度、商工費の当初予算は約1億900万円でしたが、決算額は9,000万円ほど増え、約1億9,400万円になっています。予算よりも決算額が2倍近くになりました。それは何を意味しているのでしょうか。中でも商工振興費と観光費の補正予算が莫大でした。

経済衰退により、今年度は現時点で2回もプレミアム付商品券を発行しています。事業費は計約5,900万円です。11月1日に3万冊を販売し、11月25日で2,500冊を再販して完売しています。しかし、このプレミアム付商品券を買える人というのは経済的に余裕がある人で、経済的に余裕がない人は買いたくても買えないんです。そこで、私は明らかに格差と申しますか、それが、不平等さがあるんじゃないかと、それはちょっとどうなのかなと思います。

また、プレミアム付商品券、それはスーパーとかで使う人が多くて、果たして町の企業や商店に還元されているのかというのも、まだちょっとそこも何か疑問に感じるところです。令和4年度も2回発行で約6,800万円の事業費、令和5年度も2回発行で約4,450万円の事業費、昨年度は1回発行で約3,330万円の事業費。年々発行にかかる事務費も驚くほど激増しています。しかし、それでもこの一時的な打開策にしかなっていません。

このように町全体が困窮する中、我が町の玄関口にあるまちの駅かんかんてらすの経営状況は一体どのようなになっているのか、多くの町民は疑問に感じています。プレミアム付商品券も1回に発行総額1億から1億5,000という規模になっていますけれども、それを毎年2回もやっていかなければならない、それは厳しい状況だと私は思っています。

(1) まず、かんかんてらすの成り立ちと経緯について。

①2018年にオープンした駅前の町施設であるかんかんてらすはどのような目的で造られたのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石まちの駅かんかんてらすにつきましては、鏡石町の観光と交流の拠点として商工観光の振興に加え、町民相互の触れ合いと賑わいを創出することを設置の目的としております。町の観光PRをはじめ、交流・活力・発信をコンセプトに、農産物や特産加工品の販売のほか、駅利用者や地域の方々の休憩・交流スペースとして運営を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番 込山靖子 登壇]

○6番（込山靖子） その内容につきましては、街頭冊子なんかにも書いてあります。かんかんてらすの役割といいますか、私もホームページなり、いろいろなチラシなんかを見て十分に承知しております。

しかし、そもそもこのかんかんてらすを造るに当たって、昔というか、当初のやり取りを知っていた方からお聞きしましたら、もともと駅前が真っ暗だから、物騒だから、明かりや人けがあると防犯につながるから建てるというのもあったらしいんですよ。それが、そういう考えが、いつの間にか今のかんかんてらすの大きな規模になってきたというふうなのが経緯だというお話を聞きました。だから、そこの、そもそもの創設する前の話合いがどういう話合いされていたのか、私は分かりませんが、当初の当初の目的というのは防犯であったということを私はお聞きしています。

それで、②かんかんてらすの建設費、設備費など、総額幾らかかったのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石まちの駅かんかんてらすの建設等の総額は、1億2,311万8,000円となっております。主な内訳といたしましては、実施設計業務として507万6,000円、工事費として8,939万

5,000円、工事管理業務として139万3,000円、備品購入として1,643万8,000円などとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） そもそもは、1階を改修した形になってかんかんてらすというのは造られたということで、まず改修費なんですよ。改修費自体がやっぱり1億2,000万以上かかっているというのは相当な経費、総工費だったなと分かりました。

③建設に当たり、地方債などの借入金はいくらあったのですか。もう返済されているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石まちの駅かんかんてらすの建設等の費用につきましては、補助金と起債を活用しており、起債の額につきましては5,370万円となっております。返済につきましては償還期間20年、元金据え置き3年となっており、令和7年度11月末現在で26.46%に当たる1,421万1,000円を償還しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） まだ、そうすると4,000万円くらいは返済金が残っているということなんですよ。

それでは、4番、2018年のオープンから今年度までの町からの補助金の総額は幾らでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石まちの駅かんかんてらすオープンから今年度までの補助金額につきましては、平成30年度から令和7年度までの8年間で総額4,909万3,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 4,500、5,000万近く補助金は出していると、8年間で。つまり、今の

合計を考えますと、やはり相当な金額というものをかんかんでらすには注ぎ込んでいます。それで、状況的に見えてくるのは、今後どういうふうな形で運営されていくのかというのが非常に課題になっていると思います。

(2) かんかんでらすの経営状況について。

昨年2月に、町の玄関口であるコミュニティセンターに車が突っ込んだ悲惨な死亡事故が起きました。その衝撃的なニュースは全国に鏡石町の名を広め、町のイメージに暗い影を落としました。私もしばらくは、駅前に近寄るのがとても怖かったです。記憶が薄れてきた今でも、駅前に行くのは緊張してしまいます。若い若者の命が失われた場所であり、もう二度とそんな事故が起きないように祈るばかりです。駅前ロータリーは狭く、混雑時は慣れていても危険で、駐車場も少なく、あるいは遠くて不便です。かんかんでらすは、なかなか買物に行きづらいところです。

そのことを踏まえまして質問いたします。

①今年度上半期のかんかんでらすの売上金は幾らですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石まちの駅かんかんでらすの令和7年度上半期となる4月から9月までの売上金額は、2,982万2,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番 込山靖子 登壇]

○6番（込山靖子） 上半期で3,000万円の売上げがあるというのは、好調じゃないかと思っています。

②物価高騰により、材料費や消耗品などコスト高になっていると思われませんが、今年度上半期のかんかんでらすの経費、仕入れとか人件費、光熱水費、維持管理費などは総額幾らですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石まちの駅かんかんでらすの、令和7年度上半期となる4月から9月までの事業経費につきましては、3,076万3,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

[6番 込山靖子 登壇]

○6番(込山靖子) 今回のお聞きしますと、やっぱり経費のほうがかかっているわけですよ、3,000万以上になっていて。だから、はっきり言って赤字経営みたいな感じになっているわけですね。収支、決算というか、やはり経費のほうはどうしてもかかっているということが分かりました。

③令和6年度の売上金は幾らでしょうか。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(大木寿実) 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和6年度のかんかんてらすの売上金額は、5,476万9,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 6番、込山議員。

[6番 込山靖子 登壇]

○6番(込山靖子) これも令和6年度の決算書には書いてあるんで、分かってはいたんですけども、確認のためにお聞きしました。

令和6年度の経費、先ほどと同じように、総額は幾らかかっているのでしょうか。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(大木寿実) 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和6年度のかんかんてらすの経費につきましては、5,892万6,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 6番、込山議員。

[6番 込山靖子 登壇]

○6番(込山靖子) 売上金より、収入より支出というのが高いということはやはり赤字経営なんですよ、普通の一般の商店だったら。それが厳しい現実だということを私は今日初めて知りました。

⑤そういった意味で、かんかんてらすが独立採算できる経営をするためには、年間幾らの売上げが必要なんでしょうか。算出してみて、幾らの売上げが必要なのでしょうか。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(大木寿実) 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石まちの駅かんかんてらすにおいて、独立採算で経営するために必要な売上げについてでございますが、売上げに占める商品構成によって利益率が変わってくることや、売上げの

増加に伴って仕入れや人件費等の経費が増加すること、さらには物価高騰の影響など様々な要因があり、一概に申し上げることは難しいものであることをあらかじめご理解いただきたいというふうに存じます。その上で、売上高の20%から25%が収益になるというふうに一般的に言われております。

そこで、令和6年度の売上実績を基に試算しますと、約8,000万円程度の売上げがありますと、補助を受けずに経費が賄えるのではないかというふうに考えております。採算性の目安といたしましては、売上高規模が大きくなるほど年間を通した営業や多様な商品展開により経営が安定しやすくなると言われております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） どのような商売でもある程度は採算できるという、算出してやっているわけですよ。だから、今の時点で8,000万円以上の売上げがないとなかなか厳しいということは、やはり今の実績では厳しいものがあるなと正直に思います。

⑥かんかんてらすの商品の中で、町内企業の製品や岩農産や町内農家の生産物は全体の何%を占めているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石まちの駅かんかんてらすの商品における町内外の比率でございますが、町内が57%、町外が43%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 今の数値でかろうじて町内の製品が57%だから、半分以上は町内が占めているということではあった次第でございます。これを金額的なものにやりますとちょっとどうなるかも分からないけれども、品数とか種類によっては、計算方法ではどうなるか分からない。

といいますのは、やはりかんかんてらすに行くのと町外の品物がものすごく目につくわけですよ、大きな品物、天栄産とか会津のラーメンとか。だから、あれ、町内の商品というのはもうちょっとしかないんじゃないかなと思ったりしていたわけですがけれども、57%あるということではおっしゃいました。

かんかんてらすの入り口にある看板には、かんかんてらすの週間スケジュールが大きく書

かれています。その数ある店名の中で町内の店は1軒だけです。パン屋については郡山と矢吹と須賀川の3軒です。この3軒のパン屋は知名度も高く、非常に人気店で、どの店舗も売り切れるほどです。

しかし、かんかんてらすではどうでしょうか。先日午後2時頃行ったら、大量のパンに半額のシールが貼られていました。私はパン屋に5年ほど勤めていたことがありますが、パンはお客様の口に入るまでには数多くの工程が必要で、大変な手間がかかっています。こだわりの人気店であれば、材料もいい物を使い、パン職人が繊細な手作業で一つ一つ心を込めて作っています。

しかも、パンは焼き立てが命で、その日のうちに売るとというのが基本です。次の日には味が落ちてしまいます。流通コストをかけて遠くの店舗で売るとするのは、本来ならば難しいのです。わざわざ遠くのパンを仕入れ、半額にしてやっとなんと売るとするのはいかになものかと思えます。なぜあんなに大量のパンに早いうちから半額シールを貼り、値下げしてしまうのでしょうか。一般のパン屋だったら赤字となり、経営は成り立ちません。

そこで質問です。パンが売れ残って半額セールにするのは、通常パン全体の平均何割あるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石まちの駅かんかんてらすで販売されているパンについては、約20%が割引販売の対象となっております。

なお、かんかんてらすでは、販売額に対して一定の手数料を頂いていることから、値引き商品からも収益が発生しております。商品の仕入れにつきましては、商品の値引きや廃棄を行う際の在庫ロスと商品が品切れとなり販売機会を失う機会損失のバランスを取りながら、かがみいし振興公社と納入事業者との間で、適正な仕入れになるよう調整を行っているものと承知しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） パンの場合は、こちらからガソリンをかけて取りに行っているという状況だと、それだけやっぱりコストがかかっているわけなんです。だから、品物の値段云々でそれが分かるかといったら、そこをもうちょっと追及するとどうなのかなと思います。

パン一つの取扱いを見ても、商品に対する姿勢を疑います。なぜかといったら、やっぱり半額にして、大きい半額という看板を出して、ほとんどですよ、パン、大きなシール貼って。

だから、ああいうふうな売り方をしているとどうなんだろうなと思ってしまいます。パンに限らず、みそやヨーグルトなど生鮮食品が数多く売られていますが、賞味期限や消費期限内にきちんと売れているか、非常に疑問です。

⑧年間、商品全体の廃棄率はどのくらいあるのか。金額にしてどのくらいでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石まちの駅かんかんてらすで販売している商品の廃棄率につきましては、売上げ全体の0.26%となっております。金額といたしまして、約14万3,000円ほどでございます。

内容としましては、登録農家が出品している季節ごとの各種野菜となっております。パンやその他の食品関係につきましては、販売努力に努めることによりまして夕方や翌日には完売しており、廃棄は発生しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 野菜とかは本当に鮮度が命で、果物も、私が行ったときに、やっぱり生産者の農家の方が、あ、もうこれ売れないんだねと持ち帰っている人が結構いたんですよ。だから、そういうのも廃棄率としてちゃんと出ているのかなと。今ほど聞いたら、そういう物が主だということなので、せっかく出した物、売って、出荷した物を持ち帰るとするのは本当に生産者の方にとってもつらいことなのじゃないかなと思って、どうにか、どうやったらもうちょっとそういう物を減らしていくのかということも今後の課題なのではないでしょうか。

町長や副町長、あとほかの皆様方もかんかんてらすのジェラートを召し上がったことはありますか。実際に食べてみて、お味のほうはいかがでしたでしょうか。ぜひお聞かせいただきたいと思っていますところです。

なぜかといいますと、私はどうしても苦手な味なんです。何回か食べても、やっぱり、あ、ちょっと無理だなと思って。今、私もいろんな直売所とか道の駅なんかでその土地ならではのアイスとかジェラートとか食べるけれども、やっぱり人気のあるところというのはすごくおいしいんですよ。それを目的に買いに来る人も結構いたりします。今もうお客様の舌が向上していて、やっぱりおいしい、おいしくないというのは厳しい判断になってしまうわけなんです。

そこで、我が町のジェラートの人気度や味の評判というのはどうなのかなと。ちょっと不思議。客の舌も肥えていますから、これはどういうふうな、率直な評判というのを知りたい

というもあります。

⑨の質問です。今年は酷暑でジェラートの需要が増えたのではないかと考えられますが、売上げはどのくらいあったのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石まちの駅かんかんてらすで販売を行っております鏡石町オリジナルのカップ入りのジェラートの売上げにつきましては、令和7年度4月から9月までで152個で4万3,000円ほどでございます。なお、アイスクリームタイプがございます。これにつきましては上半期で2,432個で83万6,000円の売上げとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 今年のように、本当に暑いときというのはジェラートとかそういう冷たいスイーツですね。だから、今の数が多いのか少ないのかというのはちょっと判断しきれませんが、私はもうちょっと期待していました。もうちょっと。だから、そういう意味じゃ、味の評判ですよ。リピーターが増える。また食べたい、また食べたいとリピーターがいるのかどうかということがやっぱりどうなのかなと思います。

予算執行実績報告によりますと、令和6年度の来館者は5万2,994人で、稼働日350日で割ると1日の来館者は平均約150人で、営業時間10時間で割ると1時間当たり15人になります。つまり、4分に1人くらいはお客さんが買物をしているという計算になります。また、実績報告書から計算すると、購入物品数は1人当たり平均2点だということが分かります。

つまり、令和6年度の来館者は1人当たり平均2点の商品を1,033円分買っていたと分析できます。町内の人口が1万2,000人として、その中で果たして一体どれくらいの人がかんかんてらすに買物に行っているのか、利用しているのか疑問です。私自身も売上げに貢献しようと思ったら買物に行きますが、それでも月に1回、2回程度です。

町は、町外に向けての観光振興に力を入れていますが、成果はどのようなのでしょうか。昨年度は観光費に約7,000万円、その中で地域発信事業は約3,000万円をかけて動画配信など町のPRに取り組みました。その成果はあるのでしょうか。

田んぼアートの閲覧者は、昨年度2万3,000人台に回復しましたが、来訪者がかんかんてらすに果たして寄ってくれているのかどうか、それがちょっと疑問です。町外の客は全体の何割くらいいるのでしょうか。⑩の質問です。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石まちの駅かんかんてらすの来客について、町内者、町外者の比率につきましては調査したデータがございません。参考といたしまして、過去に行った観光PR事業において、来館してプレゼント応募を行った方の町外者の比率は概ね4割程度となっているほか、ウルトラマンARスタンプラリーやポケモンマンホールスタンプラリーのために来館する方々の多くは町外者となっております。

また、朝夕は町外から通勤、通学している学生や社会人が多いほか、夏休みや年末年始はふだんより町外者の姿が多く見られます。これらの状況を総合的に勘案しますと、町外の来館者の割合につきましては2割から3割程度ではないかというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ここで、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時50分

開議 午後 1時00分

○議長（角田真美） それでは、休議前に引き続き会議を開きます。

6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 今ほど、町外の客は2割から3割じゃないかという話なんですけれども、それが多いか少ないかという判断はできかねますが、一応、かんかんてらすというのは、来訪者や町民の交流拠点となるというようなのも謳い文句にしていますので、やはりもう少し来訪者というのがいてもいいんじゃないかな、リピーターです。結局、一回行って、また行きたいなという、そういう魅力があるかどうか。一回行って、もう行かなくてもいいかなと、そういうのはちょっと残念なんで、やはりこれだけ地域発信事業に力を入れているのですから、何か結果として、そういうものが出てもいいじゃないかと。ただ、来訪者の休憩スペースとかうたって、あそこのかんかんてらすにお茶を飲むテーブル、椅子が少しありますけれども、あそこで休んでいる人はあんまり見たことがないんです。私も、あそこでジェラートを食べようとしたら、あそこ大きな何かテーブルでスタッフの方たちが段ボールを出して作業を始めたので、私、全然落ち着かなかったんです。だから、そういうふうな些細なこともかもしれませんけれども、本当に休憩スペースとして、交流スペースとしてコミュニティの在り方というのは非常に疑問を持つところです。

3、かんかんてらす関係に係る町の支出について、①かんかんてらすに対して、毎年、平均幾らの補助金を出しているのでしょうか。私も、令和4年度から令和6年度の決算書を基

に調べたら平均628万円ぐらいでしたけれども、確認のため教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

平成30年度から令和7年度までの補助金の平均額につきましては、613万6,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 毎年度600万以上の補助金を出しているというのは、それだけ、先ほどもかんかんでらすというのは、正直申しまして、利益、収入が支出よりも少ないものですから赤字経営になっていますから、こういう補助金というものがやっぱり必要なのか。ただ、その補助金というものが何に使われているのかというのが不明なんです。だから、その赤字の補填のために使われている、それ以外にもやはり、先ほどから経営として改善していくべきところがあるんじゃないかと。さっきジェラートの話をしましたけれども、今、皆さん本当に舌が肥えていますから、もうちょっと改善されるべきところというのは改善していただきたい。令和4年度には、かがみいし振興公社にも補助金として424万5,000円が計上されています。令和5年度からは、業務委託料のみになっています。

②かがみいし振興公社には、毎年、平均幾らの業務委託料を出しているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

平成30年度から令和7年度までの業務委託料の平均額につきましては、901万9,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） かがみいし振興公社という名前になってからしか、私は分からないんですけども、私も令和4年度から令和6年度の決算書を基に調べると、そこに補助金を入れないと1,300万円は業務委託料として出しています。これが必ずしも、かんかんでらすだけではないというかもしれませんけれども、ただ、かがみいし振興公社さんにかんかんでらすの運営というものを業務委託している。ただ、その業務委託という意味合いというのも私、ちょっと確かではないんですよ。町の業務を頼んでいるという頼まれ仕事をやっているのか、

あるいは自主的に利益向上とか、そういうものを行っているのかという、その姿勢一つがやっぱり全然違う。だから、補助事業として、令和4年には補助金出していますけれども、業務委託であってもその責任というのはあるんじゃないかと思います。そういう姿勢というのは、公金を扱っているという、そういう責務をやっぱり持ってほしいという思いがあります。

③かがみいし振興公社に所属している地域おこし協力隊に係る今年度予算は幾らかということで、私、この通告書を出すときには、ちょっと調べが足りなかったんですけども、その後を調べますと、国の地域おこし協力隊制度というのは上限がありまして、1人とか350万、それに活動費200万とかで550万ぐらいは、国から特別交付税として全額支給されるわけですよ。ただ、国からの補助金といえども、もとはといえば私たちの国民の血税ですから、やはり有効に使っていただきたいと思うわけです。

それで、③の質問を再度ちょっと確認のためしますけれども、かがみいし振興公社に所属している地域おこし協力隊に係る今年度予算は幾らでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

かがみいし振興公社に所属している地域おこし協力隊につきましては、鏡石ブランドプロモーションをテーマに、町内外に向けて、町の特産品のPR活動を実施しているところでございます。活動に係る令和7年度の予算につきましては、598万4,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 600万円近く、やはり注いでいるということですね。その働きというのがどういうものなのか、ちょっと見えにくいわけです。一般町民の方もその存在すら、ちょっと分からない方もいらっしゃいます。それで、とにかく600万円近くの公金、税金というのは使われているということが分かりました。

④6次化商品として、毎年、我が町は他市町村企業とコラボし、商品を開発していますけれども、その実績はどのようになっているのか疑問です。経費以上の利益になっているのでしょうか。今までも、きくらげおこわとか、米粉ドーナツとか、他の町村の企業とコラボしています。でも、それもいいかもしれないんですけども、まずはやはり町内の企業というのも大事に育てていただきたいというのが一番なわけですよ。外ばかり見ているのではなく、やはり地元の町内の企業というものも育てていかなければいけないのではないのでしょうか。これも6次化ステップアップ強化事業として、県のほうから上限300万円の補助金とい

うのが企業とか、生産者のほうにもらいますよね。ただ、それだって私たちの血税ですから、やはり有効に使っていただきたいと思います。

④果実の雫の開発にかかった経費は幾らでしょうか。これも、500ミリリットルのリキュールが1,580円、結構な値段がいいわけですが、500ミリリットルで。私もこの間、飲みましたけれども、リキュール自体がどうしても甘いお酒だということで好き嫌いはあると思いますが、造ったっていいんです。それを宣伝するというのも大事なんですけれども。じゃ、その後に評判は一体どうなのか。それもやっぱり大事だと思うわけですよ、これもやっぱり平田村さんの酒造会社とか、印刷会社さんとか、ほかの企業さんとコラボしているわけですから。

そこで、再度申し上げます。果実の雫の開発にかかった経費は幾らでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

農商工物産振興事業における新たな6次化商品といたしまして開発いたしました、鏡石町産りんごを活用したりんごリキュール果実の雫につきましては、企画者がかがみいし振興公社、製造者が平田村の若清水酒造となっております。開発に際しまして、企画者であるかがみいし振興公社が直接負担した経費につきましては、試作品開発のため製造者に提供いたしました原材料のりんごジュース代4,200円のみとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） それも、計算方法、算出方法、解釈方法で、どれだけ開発にかかったかという数字的なものというのは、今4,200円ということをお聞きしましたけれども、ただ総合的に考えて、これにももう人件費なり、燃料費なり様々な時間もかかって開発をされているわけです。だから、今までの6次化商品にしてもつくったから終わりではなくて、その後、継続していて人気商品だったのか。先ほども申し上げましたが、リピーターがついているのかどうかですよ。今は、時代が本当に変化が激しいものですから、つくっていくのはいいんですけれども、本当にそれが一時的なものでもいいんですけれども、先ほど申し上げたように、魅力ある商品というのは、今、厳しいわけですよ、いろんな情報化社会で。いいものというものは、もうぱっと爆発的に広がるけれども、なかなか思わしくないものというものは広がっていかない。だから、そういう競争の中で、どうやって鏡石町の独自の付加価値的なものをアピールしていくかという、それが本当に大事なことで研究というものです。調査研究とか、データ分析とか、そういうもので時代のニーズに合ったものとか、そういうものを私

も偉そうなことを言って申し訳ないんですけども、やっぱりやっていく必要があるのではないのでしょうか。

4、かんかんでらす関係の地域おこし協力隊の活動について、①昨年度から地域おこし協力隊の活動とは、一体、具体的に何をしていたのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

昨年12月に着任しました、かんかんでらす関係の地域おこし協力隊の目的でございます。こちらにつきましては、ブランドプロモーション業務という形で募集したところでございます。

この業務につきましては、一つには、鏡石町の優れた特産品を町内外に発信して知名度を上げ、販路拡大を行うこと。もう一つは、新たな地域産品の開発、掘り起こしを行うことを目的としているところでございます。

これまでの具体的な活動としましては、まず特産品PRとしまして、町内外のイベントにおける販売活動を実施しておりまして、県外、東京などのブースにも出店しているというところでございます。また、6次化商品の開発としまして、先ほど産業課長のほうから説明がありましたように、平田村の若清水酒造と連携しまして、りんごのリキュール、果実の雫を開発していただきました。こちらにつきましては、地域おこし協力隊がコーディネートを担当しまして商品化につなげたものでありまして、11月上旬から、かんかんでらすにおいて試験的な販売を行っているところでございます。

さらに、かんかんでらすのECサイト、いわゆるインターネット販売用のホームページの作成、運営に従事しておりまして、特産品の認知拡大、販路の拡大に努めていただいたというのが活動でございます。

以上でございます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 地域おこし協力隊の活動報告会というのがあったらしくて、その資料は私も読ませていただきました。その中で販路拡大というのも一つの目標になっていますけれども、その首都圏への販路というのは、町内の企業や個人でも今まで築いてこられた実績がある方はいます。この後、稲田議員のほうからも一般質問で出る世田谷ボロ市なども、長い期間、頑張ってこられた鏡石町内の方の努力で継続しています。そういう販路を生かしていくということも大事なのではないのでしょうか。先ほども申し上げますけれども、結局、地元で愛される商品というのは、ほかに出しても愛されますよね。ただ、外ばかり見るんじゃ

なくて、やっぱり町内でヒットする、町内の人が本当に喜ぶ商品というのは全国にも通用するわけです。だから、まずは、販路拡大というのも大事かもしれないですけども、まず地元の人が喜んで買える、そういうものというのも大事なのではないかと思うわけです。

今、土日あたりは、どこの市町村でも工夫を凝らした真新しいイベントを開催し、盛り上げています。それだけお客様の目も肥えてきているので、言わば、客の取り合い競争になっています。わくわく楽しめるような鏡石町ならではの付加価値のあるイベントというのが求められていると思います。町職員の方は、休日返上して奮闘しておられます。しかし、行政に任せっきりのおんぶにだっこの的なやり方になっているのではないかと思います。本当であれば、住民が主体となって盛り上げていかなければならないと思っています。その町民側の意識改革が本当に必要だと思います。私も長沼町のねぶた祭りがなくなったから、その後、地域の祭りに行ったときに、もうそういう長続きして盛り上がって伝統ある行事というか、そういうものは地元の人たちが本当に積極的に一生懸命に取り組んでいるんですよ。だけれども、鏡石町の場合というのは、ただ町職員の人に任せっきりといたら失礼かもしれないけれども、何かやってもらうのが当たり前のそういう感覚だから、その差はかなり大きい。

三春町だって、ひょっとこ祭りにしたって何だって、本当に町の人たちがもう楽しんで伝統を守ってきているから、あれだけ盛り上がっているし、長続きしている。だから、そういうところをやっぱり町全体の意識改革的なものが本当に必要なんじゃないかなと思うわけです。

②地域おこし協力隊の活動をどのように評価していますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

地域おこし協力隊の活動につきましては、鏡石町のブランドプロモーションということでございまして、必ずしも、かんかんてらすの事業とイコールとなるものではありませんが、町の特産品の最大のPR場所でありまして、かんかんてらすにおきまして活動することによりまして、地域おこし協力隊と、かんかんてらすの事業に相乗効果があったものと考えております。

地域おこし協力隊の活動につきましては、隊員自らが自分のやりたい、やるべきことを考えまして実行することに意義があるものでありまして、隊員の自由な発想による活動に期待しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 私も陰ながら本当に応援したいと思っています。ちょっと時間がなくなりましたので、急いで。

5、今後のかんかんてらすの運営について、①独立採算ができるような運営を考えていますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石まちの駅かんかんてらすの運営につきましては、施設のPRや商品の充実、店内以外における特別販売イベントの積極的な実施などによりまして、年々、売上げは増加していることから、町からの補助金は年々減少しております。将来的には、自分たちの売上げで経費を賄い、独立採算できることが理想ですが、施設の面積が限られておりまして、これ以上の売上げ増には、より一層の努力と工夫が必要であるというふうに考えております。かがみいし振興公社と協議する中では、より一層の商品の充実や、効率的な施設の運営に努めるとともに、ふるさと納税返礼品取扱いの充実や施設以外での販路の拡大を図っていくこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 次、②売上げアップして、町に還元できるような理想を考えていますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石まちの駅かんかんてらすの運営につきましては、利益を町に還元できるような運営をすることが理想であるというふうには考えております。そのためには、高いハードルがあることも事実であります。運営者であるかがみいし振興公社に対しまして、より一層の営業努力に努めていただくよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） やはり、積極的な姿勢というのは大事だと思います。

③かんかんてらす及びかがみいし振興公社への補助金は、これからも同じ金額を続けていくのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石まちの駅かんかんでらすに対する補助金につきましては、令和3年度の749万7,000円をピークに對しまして、令和7年度は450万円の交付を予定しております。物価高騰による人件費の増加などの要因はあるもののががみいし振興公社におきまして、運営の効率化と販売努力を進めていただくことによりまして、少しずつではありますが、補助金は減少してくものではないかというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） やはり、町を本当に代表する業務ですので、町の発展、活性化のためにもそんな責任というか、そういうものを持って町からの公金というものを使っていたきたいと思います。

④かんかんでらすを建てた当初の目的は達成されていますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先の質問でもお答えしたとおり、鏡石まちの駅かんかんでらすにつきましては、鏡石町の観光と交流の拠点といたしまして、商工観光の振興に加えまして、町民相互の触れ合いと賑わいを創出することを設置の目的としております。令和6年度実績では5万2,994人の来館者と5,176万9,000円の売上実績がありまして、年々その実績は伸びてきております。町内外の方の認知度も年々上がっているものと考えておりまして、町の玄関口である鏡石駅周辺の賑わいの創出にも大きく貢献しており、目的は達成できているものと考えております。

今後も、より一層人との交流や町の観光の情報発信のため、かがみいし振興公社と連携して事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 今、道の駅とか直売所というのが本当に全国各地、市町村に数多く出てきています。その中で、やはりもう一回行ってみたいという魅力あるところ、そういうふうなところ、リピーターを増やすとか、もちろん地元の住民がもっと喜んで利用できる、そういうものが望まれるので、今の状態でも売上げは伸びているとかといいますけれども、先ほどのように経費自体もそれだけかかっていることですから、そういうふうな折り合いをつけ

て、なるべく赤字にならないような、当面はそういうふうなもので、頑張っていたきたいと思っています。

⑤ 1日の客層や売れ筋や時間的商品の動きなどのデータは取っていますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石まちの駅かんかんてらすの運営に当たりましては、かがみいし振興公社におきまして、時間帯ごとの販売状況や利用者の人数、同時に購入される商品の傾向などについてデータを取っておりまして、さらにはお客様の声など反映させることで、取扱商品の内容や仕入れの数、季節ごとの商品展開などに反映させております。これらの対応は、かがみいし振興公社の職員がこれまでのノウハウと経験を生かしまして分析調査を行い、試行錯誤しながら運営を行っているものと承知しております。近隣の施設等では、外部のコンサルタント会社に委託、調査分析と対策を行っているところもございますが、必ずしも費用対効果が上がっている事例ばかりではなく、職員が自ら養った長年の経験によりまして、そちらが大きいものというふうには考えております。

今後も、かがみいし振興公社と情報共有しながら費用対効果を含め、運営の改善につなげる手法について調査研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） そのデータ分析というのは、とても大事だと思います。夕方に行くと、電車から降りてくる高校生とかがいるんですけども、明るさにつられて、かんかんてらすに入りますよ、高校生たち。でも、見ていると、高校生の小遣いで買えるものって本当に限られているんですよ。おなかすいて学校から帰ってきたって、おにぎり一つ買えないんですよ。だから、私はかわいそうだなと思ってみているんですよ。店をうろうろしたって、高校生が買えるもの何もないんですから、せいぜい半額になっているパンぐらいですけども、でも、やっぱりそういうふうなものを何のために分析しているのかと、もう町民の方が子どもからお年寄りまで喜んでもらえる、そういうふうな店であってほしいと思います。

⑥ 今後の運営の課題は何でしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石まちの駅かんかんてらすの運営につきましては、大小様々な課題はあると考えており

ます。

1つには、施設の面積の制約であり、販売面積を増やすことで商品を充実させたいとの考えがある一方、交流施設として休憩やコミュニケーションのスペースを増やしてほしいとの要望もごございます。根本的な解決のためには、大規模改修や施設のリニューアルが必要となりますが、多額の費用が発生することとなります。

次に、販売商品の充実が挙げられます。当然ながら、町内の関連商品の充実が最重要であることから、町内の農家や商店の方々に対しまして、農産物や特産品等を出品していただけるよう協力をお願いしているところではあります。収益性や人手不足、さらには既存の取引先との関係など様々な事情によりまして、かんかんてらすとの取引がかなわない事例もごございます。一方で、県外からお越しになるお客様や町内の常連客などからは、福島県や近隣市町村の商品人気も高く、充実を求める声もごございます。買物を目的に来られる方は、一つの施設で必要な買物が完結することを望む傾向にあることから、様々な需要に応えられるよう町の商品を中心としながら、幅広い商品の充実に努めていく必要があるというふうにご考えております。

今後も費用対効果を踏まえ、利用者の声に応えられるよう施設の改善を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） ご答弁ありがとうございます。様々な課題というものが社会情勢とか、これからもいろいろな影響を受けて経営自体も厳しくなっていくかもしれません。けれども、その時代のニーズに合った、そして喜んでもらえる、そういうふうな形で今後もかんかんてらすが本当に町の中心となって誰もが楽しめる、喜んでくれる、そういう拠点であってほしいと願います。

○議長（角田真美） 6番、込山靖子議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 東 悟

○議長（角田真美） 傍聴席の皆さん、お静かにお願いいたします。

次に、3番、東悟議員の一般質問の発言を許します。

3番、東悟議員。

〔3番 東 悟 登壇〕

○3番（東 悟） こんにちは、3番、東悟でございます。やっぱり、ここに立つと緊張します。

それでは、早速、通告書に従って一般質問進めたいと思います。

大きな1番、久来石桜並木についてなんですが、桜並木のプレートが乱雑になっています。ないところもあります。去年と今年と桜を見に行っただけですが、桜はとてもきれいでした。10月頃、見に行っただけですが、雑草とかは刈られていたみたいですが、鳥見山の桜や牧場通りの桜には負けていないと思います。

そこで1番ですが、ネームプレートを直してはいただけませんか。それとも、個人が寄附で買ったものだと思うんですが、個人管理なのではないでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

この桜の植樹は、平成14年度にまちづくりの一環として展開されるフローラの町づくりとして、町の木である桜の普及と町民の安らぎや憩いの場と釈迦堂川の環境整備を目的とし、桜苗木の植樹事業を町制施行40周年記念事業として、桜オーナーを募集し実施いたしました。その際、オーナー負担金を負担していただきまして、苗木の添え木と名前入りのプレートの費用としてきました。オーナーは、自分の桜の周囲をきれいにしたり、下草を刈るなどの手入れを年間を通じて行っております。

プレートにつきましては、オーナーが高齢等の理由により、桜の管理を辞退される方や外してほしいという方など、様々な状況もありますので、プレートの更新の是非につきましては、オーナーの皆様のご意見を踏まえながら、今後の検討課題とさせていただきます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 3番、東議員。

〔3番 東 悟 登壇〕

○3番（東 悟） 個人管理となっていたみたいなので、町からお願いするとか、個人で、なかなかきれいに管理するのも難しいと思うので、町でお願いしたいと思います。

続きまして、（2）ですが、桜の季節に当たって、ふれあいの森の駐車場でキッチンカーや小さな出店など出してはどうでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

久来石の桜並木、釈迦堂川の桜並木につきましては、先ほど都市建設課長のほうからお話がありましたが、町制施行40周年の記念植樹から23年が経過しておりまして、鳥見山公園や牧場通りに並ぶ桜の観光スポットの一つとなっております。

ふれあいの森公園のキッチンカーの出店につきましては、一般社団法人かがみいし振興公

社におきまして、令和2年度から不定期ではありますが、利用者が多い大型連休等の時期に合わせまして出店しておりまして、ジェラートの販売や観光の案内等を行っている状況でございます。ふれあいの森公園につきましては、バーベキューや人工芝の滑り台、アスレチック遊具など、屋外で楽しむ施設となっております。季節によって大きく利用者の増減があることから、キッチンカーの出店方法等につきましては、今後、関係団体等と協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、東議員。

〔3番 東 悟 登壇〕

○3番（東 悟） よろしく申し上げます。

続きまして、(3)町のPRとしては、ふれあいの森しか載っていないんですが、この桜並木のPRを載せてはいかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

釈迦堂川の桜並木につきましては、ふれあいの森公園と隣接した場所にございまして、桜が見頃の時期には多くの家族連れ等で賑わいを見せております。町では、過去にイオンスーパーセンター鏡石店を発着としまして、ふれあいの森公園を経由する「さくらウォーク」を開催し、町内外から多くの方に参加をいただいているところでございます。

引き続き、釈迦堂川の桜並木の観光PRやそれを活用したイベント等も開催するなど、町の観光スポットの一つとしてPRを図っていきたいと考えております。

なお、令和8年4月から6月につきましては、福島県全体で地域の魅力を発信するイベントである、ふくしまデスティネーションキャンペーンの開催が予定されております。当町でも、釈迦堂川の桜並木やふれあいの森公園など、町内の観光資源を活用した観光PR等を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、東議員。

〔3番 東 悟 登壇〕

○3番（東 悟） よろしく申し上げます。

続きまして、大きな2番、東町の公園についてですが、公園内遊具を増やしてほしいという声を何人かから聞いているんですけども、新東町、若い世代の住宅もどんどん増えていきますし、当然、子どもたちも増えてきています。夕方4時頃にあそこを通ると、子どもたちの声も聞こえてきます。今あるのは滑り台だけですか。あと、動物の何か小ちゃい乗り物み

たいなものも1個だけありますけれども、それは寄附で造られたものと聞いていますが、安全面とかもあると思いますが、そこで、あと遊具を増やすことはできないでしょうか、お尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

東町公園は、駅東第一土地区画整理事業地内の公園で、令和3年3月に都市計画決定され、供用開始となりました。近隣には、鳥見山公園もあることから、当時は町内の境公園のように遊具は設置せずに、築山等で遊ぶ街区公園を想定して計画していましたが、議員がおっしゃるとおり、令和2年度にNTTドコモグループから東日本大震災の復興支援として東北応援社員募金により、コミュニティ活性化を目的としまして、公園への遊具整備の費用を寄附していただいたことから、遊具やベンチを含めた公園で整備することができました。

ご質問の遊具の増設ですが、区画整理事業地内には、今後も街区公園を整備する予定でございます。新しく整備する公園を含めまして、公園の周辺の居住者層や利用状況を踏まえた上で地域の皆様との相談を踏まえながら、遊具設置については検討していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 3番、東議員。

〔3番 東 悟 登壇〕

○3番（東 悟） よろしく願いいたします。

続きまして、大きな3番、夜間保育ですが、前回質問しましたが、保育園、児童館で対応していますと答弁いただきましたが、そのときにもう続けて質問すればよかったんですけども、今回19時以降の対応はどうなっていますか。まだ仕事でお迎えに行けないとか、夜も預かってほしいとか、家庭もあると思いますが、そういうときの対応があればと思います。実際、私もその経験がありましたから。中には、子どもは親と一緒にいたほうがいいのか、そういう考えの人もいるとは思いますが、共働きの家庭もありますし、それで町の貧困の家庭も減るのではと思います。19時以降の対応はありますか、お尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町内では、認定こども園2か所、保育所、保育園で2か所、幼稚園1か所、放課後児童クラブで夕方の時間帯に、保護者の日中の仕事を終えて迎えに来るまでの間、延長保育を実施しております。利用時間は施設によって多少異なりますが、19時以降の受入れを実施してい

る保育施設は現在のところありません。また、全国的にも、夜間保育を実施している施設の数は限られており、都市部の一部民間施設で実施しているのが現状でございます。その要因としましては、職員の配置や施設運営費などの課題があり、広く普及していない状況です。

今後、家庭的事情により利用希望の相談があった場合には、町外施設の情報提供をするなど、相談支援に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、東議員。

〔3番 東 悟 登壇〕

○3番（東 悟） 前向きに検討よろしく願いいたします。

続いて、大きな4番、4号線沿いの雑草についてなんですけど、4号線の上り、下りどちらの方面も歩道側とセンターラインの雑草がすごく目立ちます。鏡石から須賀川方面、矢吹方面に抜けると雑草はほぼきれいに刈られています、矢吹方面、須賀川方面。逆に、町に向ってくると、やっぱり雑草が鏡石に入ると結構目立ちます。ところどころ、植木とか、フェンスも立っていますが、フェンスに草が絡まっているところもあります。

それで、（1）の質問ですが、4号線沿いの雑草対策で切っていただくことはできないでしょうか。これは、国の国土交通省とか、管理者はそっちのほうになるんでしょうがよろしくをお願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

国道4号沿いの雑草については、私も通過する中で町の景観上もよろしくないというふうな状況は把握してございます。そういった中で、ご承知のとおり、国道につきましては道路管理者である郡山国道事務所では、雑草について、雑草の繁茂により道路交通に支障が発生することを防止するとともに、通行車両からの視認性を確保するために実施しており、除草方法は法肩から1メートルの箇所を除草し、年1回実施していると報告がありました。また、ほかの自治体にも同様な内容で行っており、今年度の鏡石町内での除草につきましては7月に実施しているとのことでした。年1回は実施しているようですが、住民や道路利用者からの要望により、場所によっては、年、複数回の除草が必要な箇所もあります。以前は、不時沼交差点のところについては、交通事故等の防止の観点からも防草シートを張っていただいた経過もございますけれども、町に寄せられた要望につきましては、随時、国道事務所に報告しており、町としても除草が必要な箇所につきましては、事前に国道事務所に依頼していきたいというふうに思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、東議員。

〔3番 東 悟 登壇〕

○3番（東 悟） よろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 3番、東悟議員の一般質問はこれまでといたします。

ここで10分間の休憩をいたします。

休議 午後 1時50分

開議 午後 2時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 小 林 政 次

○議長（角田真美） 次に、8番、小林政次議員の一般質問の発言を許します。

8番、小林政次議員。

〔8番 小林政次 登壇〕

○8番（小林政次） 皆さん、こんにちは。一般質問をさせていただきます8番、小林政次でございます。

さて、令和7年も今月末で終了となりますが、新年度予算を編成する大切な時期となりました。今回の予算は、木賊町長が自分の思いを込めた発展ある予算編成ができると思われま。町民の思いをより反映させ、より高い理想を実現し、本町の経済を活性化するとともに、全国に誇れる町をつくっていただきたいと願っております。

早速ですが、質問に移らせていただきます。

1、牧場線の道路改良事業についてでございますが、6月にも質問いたしました。鏡石町は、牧場の朝の牧歌的清々しいイメージを大切に町づくりを推進しているところであります。しかし、鳥見山公園東側信号機から特養牧場の朝までは牧場線舗装改修事業が施工され、観光客等へ安全な車道を提供したことは誠に喜ばしいこととあります。

さて、今年度、施工予定の工事費等320メートルの予算が計上されております。施工された、その先から岩瀬農業高校までの牧場線の道路にもひび割れ、クラックが多数見られます。特に、岩瀬牧場、岩瀬農業高校付近の道路に顕著に見られております。来年春の桜花らんまん時には、観光客が多数訪れる施設もあり、高校生の卒業式や入学式等も予定されております。つきましては、一刻も早い竣工が望まれておりますので、町の対応についてお伺いいたします。

（1）今年度予定の牧場線道路整備事業の進捗状況及び竣工時期はいつになるのかお尋ね

いたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の桜町地内の通称、牧場通りですが、現在、発注している工事区間は、前回の工事で整備した特老の牧場の朝出入口の東側付近から農免道路に向って、当初施工延長としまして320メートル、岩瀬牧場入り口付近バス停までの区間でございます。両側車道について発注をしております。

この路線は、従前の舗装構造では現在の交通量には耐えられないため、今回の工事では現在の交通量に見合う、より強固な舗装構造とするため、路盤材にコンクリート等を配合しながら舗装していきます。現在、路盤改良のための室内配合試験を行っております。現場での施工時期は、舗装施工に適する日中の外気温が上がる春先の3月後期までに実施いたします。

なお、今回、施工区間先の農免道路交差点まで、さらには、株式会社やすこくやから踏切の先までの路面についても経年劣化があることから、舗装状況を見極めながら計画的に継続的な舗装修繕に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 8番、小林議員。

〔8番 小林政次 登壇〕

○8番（小林政次） 今の答弁で、3月末までですか、にある程度施工しまして、あと残りの部分を順次というか、やるということで安心しております。これ、私、何回も質問しているので、皆さんもまたかという感じだと思うんですけども、やはり通る人が壊れているよとかとありますので、ひとつお願いしたいと思います。

次に、2番、広域農道（北町・堀米線）の道路改良事業についてでございますが、通称、広域農道については道路が農道規格のため、重量物を積載する運送会社の車両通行により舗装が傷み、凸凹の状態になっております。町では、それを解消するため4年前くらいから再舗装を進めているところであります。北側の道路から進めており、一昨年は2号橋の手前まで竣工したところであります。また、昨年は傷みが著しいお墓の南側、藤島牧場道路への進入口を整備しました。さらには、防犯の関係上、10基以上の防犯灯の設置も行ったところであります。

さて、道路の現状を見ますと、2号橋の手前から南側のお墓のところまで数軒の家がありますが、凹凸が激しいため、大型トラックが通るたび激しい振動に見舞われております。昼の地震のような振動、災害はもちろん、夜になっては、ぐっすり眠ることもできない状態であると聞いており、以前から再三申し上げているところでございます。つきましては、当初

予算に計上されており、一刻も早い竣工が望まれておりますので、町の対応についてお伺いいたします。

(1) 今年度、着工予定の広域農道、北町・堀米線の道路改良事業の進捗状況及び竣工時期はいつになるのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の広域農道の舗装工事の進捗状況ですが、現在、堀米地内の堀米集会所付近から矢吹町方面に向けて、当初施工延長として250メートル、宅地を抜けて墓地の手前付近まででございます、の両側車道について発注しております。この路線も牧場線と同様、交通量が多いため、より強固な舗装構造とするため、路盤材にコンクリート等を配合しながら舗装します。現場での施工時期につきましては、舗装施工に適する日中の外気温が上がる春先の3月末までの完了を目指して施工していきます。

なお、今回、施工区間以外にも舗装状況が悪い区間がございますので、継続的に舗装修繕に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 8番、小林議員。

〔8番 小林政次 登壇〕

○8番（小林政次） 次に、3、社会資本整備総合交付金事業についてでございますが、本事業につきましては、道路歩道改良等の整備事業が主であります。地区住民に密着した早期竣工等を切望する事業であります。つきましては、次の項目についてお伺いいたします。

(1) 鏡田111号線道路改良事業における現在の進捗状況及び竣工時期はいつか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の路線は、岡ノ内地内の県道下松本鏡石駅停車場線、通称天栄街道から岡ノ内幼稚園に抜ける道路で計画延長は290メートルでございます。現在、県道から約80メートルの区間を来年の2月中の完成を目指して施工中です。

なお、今年度で事業完了し、全線開通となります。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 8番、小林議員。

〔8番 小林政次 登壇〕

○8番（小林政次） 次に、中学校北側の交差点から地下道までは通学路になっていますが、交差点の道路の見通しが悪く大変危険な状態であります。現在、工事が行われておりますが、内容についてお聞きいたします。

（2）笠石482号線歩道整備事業の現在の進捗状況及び竣工時期はいつになるのか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の路線は、旭町地内のJR中央地下歩道から中学校前の交差点の区間について計画延長265メートルで現在施工中です。現在、アスファルト舗装まで完了し、今後におきましては、カラー舗装と区画線及びボラードによりまして、歩道と車道の区分化をする工事を行いまして、3月末の完了を目指しております。

なお、今年度で事業完了予定の路線でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 8番、小林議員。

〔8番 小林政次 登壇〕

○8番（小林政次） 次に、鏡田107号線については、交互通行が不可能な狭隘な道路のため、通行に大変支障を来たしております。一刻も早い竣工が望まれておりますので、住民の希望をかなえるため早期完成が待たれております。

つきましては、（3）鏡田107号線道路改良事業の現在の進捗状況及び今後の見通しについて、どのような状況かお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の路線は、岡ノ内地内の旧職業訓練校に抜ける道路で、計画延長は180メートルです。路線沿線の関係地権者からは事業合意を得ており、今年度は路線測量並びに道路詳細設計業務委託について1月中の完了工期で発注しています。さらに、用地協議に先立ちまして、不動産鑑定業務を2月中完了で発注しており、今後、関係地権者との用地協議により用地取得を進めてまいります。来年度以降についても、国からの補助内示額にもよりませんが、継続的な整備に努めていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 8番、小林議員。

〔8番 小林政次 登壇〕

○8番（小林政次） 次に、4、鏡石駅周辺の将来まちづくりビジョンについてでございますが、本ビジョンは令和2年度に策定した鏡石駅東口整備計画を踏まえて、鏡石駅周辺地区全体の果たすべき役割や整備課題を整理し、町民及び町内の意見を集約しながら、駅周辺のまちづくりビジョン及び東西自由通路の整備方針を目的に、鏡石駅周辺の将来まちづくりビジョンとして構想を策定したところであります。本構想の整備スケジュールに、令和6年2月に計画公表、JRへの説明、協議とありました。令和7年3月議会の質問の回答では、これから協議するとのことでありました。

つきましては、（1）東西自由通路の予定はどの辺で、JRへの説明、協議の経過及び内容はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の東西自由通路の整備予定地、場所の選定でございますが、JRとの協議をこのまちづくりビジョンの内容を含めまして提示させていただいておまして、今後どのような形で整備が実現可能であるか、今年の春から複数回にわたりまして協議を重ねているのが状況でございます。その中で、いまだ、ちょっとここだという場所にまでは選定が至っていないのが現状でございます。今後は、JRによりまして基本計画調査などを経まして、具体的な整備方針などを策定していくことになるかと考えられております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、小林議員。

〔8番 小林政次 登壇〕

○8番（小林政次） それでは、これから具体的にということでございますので、一応、質問に出したので、次に、老朽化している高架橋は改良が必要な時期ではありますが、多額の工事費が必要になります。

つきましては、（2）東西自由通路等（駅の東の用地整備を含む）の工事の概算額はどのくらいかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現時点におきましては、先ほど申し上げたように東西自由通路の整備手法については、建て替えとか現道の改修によりまして強化型とかという形で検討中でありまして、JRのほうでもその具体的な工事の概算額について提示されているものではございません。

今後、JRの協力も得ながら基本調査を進めている中でお示しして、改めて町民の皆様、

議員の皆様にご意見をいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、小林議員。

〔8番 小林政次 登壇〕

○8番（小林政次） 今回の答弁ですと、近い将来ということになるのかな。

そういうことで、次に構想を策定し、計画公表をしたところですが、もう少し具体的な基本計画が必要と思われます。

つきましては、（3）駅の東の詳細な用地整備計画は、いつ頃示すのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石駅の東口の今後の整備費及び整備計画におきましては、ビジョンのスケジュールに基づいていけば、順調にいけばスケジュールどおりになるんですが、東西自由通路の整備方針が一番大きな課題ですので、そちらが定まった際に、改めて計画の見直し等を行うものとしていることが、現時点では大変申し訳ないんですが、お示しすることが難しい状況でございます。

なお、町民の皆様のご意見をいただきながら、あと特に、町の財政状況などを慎重に検討した上でお示ししたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、小林議員。

〔8番 小林政次 登壇〕

○8番（小林政次） 次に5、上水道事業についてでございますが、旧旭町浄水場の跡地は整地されており、現在一括分譲中であります。立地的には申し分ないところにあり、需要も多々見込めるかなと思われまます。7月の検針票から水道料金の値上げが始まり、町民からもいろいろな声が寄せられているのかと予想されますが、財政負担を緩和するためにも早期に売買を完了すべきと思われまます。11月の臨時全員協議会では補正予算批准についての説明がりましたが、再確認の意味でお伺いいたします。

（1）旧旭町浄水場跡地の分譲の進捗及び今後の見通しについて、どのような状況かお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷康誠） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

旭町浄水場跡地売却の進捗状況と今後の見通しにつきましては、10月22日に入札の公告

を行い、11月28日までの期間で入札の参加申込みを受け付けておりました。その結果、2社の参加申込みがあり、12月10日、昨日ですが入札を執行いたしました。現在、落札した業者と契約に向けての事務手続を開始したところでありまして、1月中には売買契約を締結したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、小林議員。

〔8番 小林政次 登壇〕

○8番（小林政次） 次に、新年度予算に鹿島水源の浚渫工事770万円や鹿島、東鹿島、南高久田水源水位計改修工事650万円、さらには桜岡浄水場前処理ろ過器改修工事850万円、桜岡浄水場改修工事設計業務2,500万円が計上されております。経年劣化のため、改修工事等が多くなってきている現状であります。

つきましては、（2）鹿島水源の浚渫工事770万円の進捗状況及び竣工時期はいつになるのか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷康誠） ご答弁申し上げます。

進捗状況につきましては、4月に契約をしまして工事をしてまいりましたが、12月の初旬に浚渫を終え、既に取水を開始しているところでございます。現在、揚水量の確認等、最終調整を行っております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 8番、小林議員。

〔8番 小林政次 登壇〕

○8番（小林政次） 次に、浚渫工事により能力が向上すると思われませんが、（3）その効果は着工前と比べ、どのように向上するのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷康誠） ご答弁申し上げます。

効果につきましては、まだ竣工しておりませんので正確な数字は掲示できませんが、現場立会いにおいて、水位、揚水量ともに回復していることを確認しております。浚渫の効果の事例としましては、昨年度実施しました東鹿島水源において、揚水量が浚渫前15立方メートル毎時が、浚渫後25立方メートル毎時に回復しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、小林議員。

[8 番 小林政次 登壇]

○ 8 番 (小林政次) 今の答弁ですと、実際やっていない、竣工、終わっていないんでということで、ただ先にやったのは、かなり水量が増したということなんですが、そういう見込みはありますか。

○ 議長 (角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○ 上下水道課長 (圓谷康誠) 正確な数字、計測とか今しているので、そこを申し上げられないと申しましたけれども、東鹿島水源と同様の回復を見込めるとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○ 議長 (角田真美) 8 番、小林議員。

[8 番 小林政次 登壇]

○ 8 番 (小林政次) 次に、鹿島、東鹿島、南高久田水源水位計は、使用年数としてそんなに古いとは思われませんが、このたび改修するとのことであります。

つきましては、(4) 鹿島、東鹿島、南高久田水源水位計改修工事650万円はどのような理由で施工し、その効果は着工前と比べ、どのように違うのかお尋ねいたします。

○ 議長 (角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○ 上下水道課長 (圓谷康誠) ご答弁申し上げます。

水位計改修工事を施工した理由につきましては、現在設置されている水位計ですが、平成26年に設置したものでございます。設置してから10年が経過しまして、経年劣化いたしましたので、その計測器を更新するものでございます。

交換につきましては、既存の水位計は今までは旧式と呼ばれる「静電容量方式」でございましたけれども、より精度の高い「投込圧力式」に更新しまして、正確な水位を計測できるようになるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○ 議長 (角田真美) 8 番、小林議員。

[8 番 小林政次 登壇]

○ 8 番 (小林政次) 次に、(5) 桜岡浄水場改修工事設計業務として2,500万円計上されておりますが、どのような改修内容かお尋ねいたします。

○ 議長 (角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○ 上下水道課長 (圓谷康誠) ご答弁申し上げます。

桜岡浄水場改修工事設計業務の内容につきましては、桜岡浄水場は昭和62年に建設しまし

て、38年以上経過しております。この桜岡浄水場内、全ての設備等の改修を設計しております。特に、喫緊で改修が必要である排水ポンプ、それに係る機械操作盤、自家発電機及びこれらの更新に伴う管理棟の増改築をはじめとしまして、急速ろ過器の改修と東日本大震災により破損した舗装及び外周の構造物等の修繕等を検討しているところでございます。

なお、改修工事につきましては、運転状況と経営状況を鑑み、複数年度に分けて改修したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、小林議員。

〔8番 小林政次 登壇〕

○8番（小林政次） 次に、水道事業営業収益が令和6年度決算で当初予算額より約6,000万円落ち込んでおります。率にして約17.6%となります。

つきましては、（6）営業収益の減少の理由はどのようなことかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷康誠） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和6年度決算における営業収益である給水収益、水道料金の減収につきましては、令和5年度末まで4-5月期から翌年2-3月期の6期分を1年の収益としておりました。しかし、公営企業法施行令の規定では、収益の年度所属区分については、調査決定した日の属する年度となっているため、令和6年度から2-3月期分については、調停が確定する4月を新年度とするように是正いたしました。このため、令和6年度が5期の10か月分となりまして、この1期分が減収、約4,000万円でございますが、するということになりました。

なお、令和7年度からのおきましては、2-3月期から12-1月期までの6期分、12か月分となりますので、前に戻るというようなこととなりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、小林議員。

〔8番 小林政次 登壇〕

○8番（小林政次） 次に、一般会計の言葉で話させていただきますが、収入未済額（滞納額）もあると思われませんが、詳細についてお聞きいたします。

（7）令和6年度決算での収入未済額、滞納額及び累計での額及び世帯数は幾らであるのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷康誠） ご答弁申し上げます。

令和6年度決算での水道料金の滞納額につきましては、滞納分は随時収入があることから、令和6年度決算時点に遡っての集計がシステム上、困難であります。このため、11月30日現在での数字をご報告いたします。令和6年度分の滞納額は63万8,952円、世帯数、契約件数になりますが43件、収納率は99.7%、また滞納額の累計額は、平成9年度から令和6年度までの合計額が653万8,802円で、契約件数379件となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、小林議員。

〔8番 小林政次 登壇〕

○8番（小林政次） 次に、料金の値上げ等をした苦しい財政状況の中、少しでも営業収益を上げるとは課せられた喫緊の課題と思われませんが、滞納者には電気と同じく水道を止めるとの措置もあると思われませんが、営業収益の増収のため、どのような対策を取っているのかお聞きしたいと思います。

約650万ですか、累計で。それがありますので、（8）収入未済額（滞納額）解消の対策はどのように行っているのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷康誠） ご答弁申し上げます。

水道料金の滞納額の解消の対策につきましては、まず納期限後20日以内に督促状を送付し、それでも未納の方には電話や訪問、また催告書の送付などにより納付のお願いを行っております。また、契約中の方には、2期分4か月分になりますが、未納が続いた場合は事前に予告をした上で、給水条例第37条に基づき給水の停止の措置を行う場合もございます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 8番、小林議員。

〔8番 小林政次 登壇〕

○8番（小林政次） 今、言ったように20日以内に督促とか電話、それから2か月分ですか、たまった場合、給水停止ということになってはいますが、そのようなことをやっても今の650万くらいでしたか、それが累計として滞納されているということは、ちょっとあんまり意味が、もう少し少なくなってもいいと思うんですけども、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷康誠） ご答弁申し上げます。

滞納の額の累計六百数十万ということで申し上げましたけれども、最近の収納額につきましては99.9ですとか、99.8ということで推移してございます。先ほど申しました累計額ですが、28年分の累計でございます。ですので、この中身につきましては、所在不明の方、水道料金については、住民票がないままアパート等に住んでいる方もございました。そういった方で、所在不明の方や本人が死亡しまして相続人が明らかでない者、また破産により免責が決定された方々がいらっしゃいます。そういったことからの滞納額が残っているということでございます。

また、平成16年度から、水道料金というものは私債権であるということになりましたので、時効の援用がなければ消滅しないということになっておりますので、現在残っているところでございます。

なお、将来的には、議会の議決をいただきながら不納欠損等の処理をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、小林議員。

〔8番 小林政次 登壇〕

○8番（小林政次） ただいま、それをある程度少なくするには議会の同意が必要だと、それで、かなり前からのが残っていますよね。だから、それは早急にやったほうが私はいいと思うんです。私がいた頃も、それをやらなきゃならないと思っていたんですけども、ずっとそのままになっているということでございますので、取れないやつを残しておいても何にもならないと思いますので、その辺は考慮してください。

次に、給水世帯への安全供給のためには、12水源の安定した給水能力が必要と思われませんが、現状をお伺いいたします。

（9）12水源の安定した給水能力は、維持できているのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷康誠） ご答弁申し上げます。

町の上水道12水源の給水能力につきましては、毎日、水位等を確認してございます。そういったことから、確認している内容からは、安定した給水能力は維持できているものと考えております。

なお、現在、A I解析を踏まえた漏水調査を実施中ですが、調査による無効水量の減少、浚渫による水源の健全化に努めることで、今後の給水能力の維持に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、小林議員。

[8 番 小林政次 登壇]

○ 8 番 (小林政次) 次に、駅東開発地区の企業誘致も今後進めなければならないと思われませんが、それには水道の供給が不可欠と思われま

つきましては、(10) 近い将来、駅東開発地区の企業誘致もなされると思うが、余力により対応できるのか、不可能であれば、新水源等の掘削の可能性はあるのかお尋ねいたします。

○ 議長 (角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○ 上下水道課長 (圓谷康誠) ご答弁申し上げます。

企業誘致の件につきましては、その操業において大量に水を必要とする業種でなければ対応できると考えております。また、工業用水のための新水源の掘削につきましては、検討いたしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○ 議長 (角田真美) 8 番、小林議員。

[8 番 小林政次 登壇]

○ 8 番 (小林政次) 新水源については、検討していないということを今伺いましたが、第 5 次拡張事業かな、5 抔の関係で、多分あのときには新水源の掘削というのが 1 か所入っていたと思いますが、その辺はどうなっておりますか。

○ 議長 (角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○ 上下水道課長 (圓谷康誠) 第 5 次拡張事業の認可におきましては、水源ですが、従来の水源から東鹿島水源、鹿島水源、南高久田水源を増設するというような計画でございまして、それ以上の水源については検討されていないように記憶しております。

以上でございます。

○ 議長 (角田真美) 8 番、小林議員。

[8 番 小林政次 登壇]

○ 8 番 (小林政次) 今、3 水源、それは計画には載ってありましたが、そのほかに、内部の関係で将来的にはちょっと不足というか、なかなか容易ではないということで、その辺の検討で、新たな水源の例えば航空の探査とか、それらも考えなければならないという話は出ていたんですよ。そういうことで、今後そのような考えはないのかお尋ねいたします。

○ 議長 (角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○ 上下水道課長 (圓谷康誠) ご答弁申し上げます。

ただいま議員さんおっしゃるとおり、探索等の調査はした経緯もございます。ですが、ま

だはっきりした調査までは行っていないというのが現実でございます。ただ、先ほど答弁申し上げました桜岡浄水場の改修で設計業者さんのほうからの提案がございまして、浄水場内に使わない水源が今ございます。そこから、再利用できる可能性があるという報告を受けておりまして、その水源の再整備を含め現在、桜岡浄水場の改修工事設計をしております。使えるようになれば、井戸1本分が供給できることとなりますので、その辺も含めて検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、小林議員。

〔8番 小林政次 登壇〕

○8番（小林政次） 企業誘致に当たっては、やはり企業からは、水の供給が大丈夫なのかというのは一番初めに聞かれます、私もやっていたので、その辺を聞かれました。それ、なるべく水を使わない企業ということで探すんですけども、なかなか難しいんですよ。今のハイテクとかとなっていれば、その辺は水を使うのが当たり前です。それと、あと従業員が例えば100人、200人となれば生活というか、それも使うので、ぜひとも新しい先ほど言った水源がそちらから出るように願っております。

次に、6、新年度予算についてでございますが、町長は町政を担い4回目の予算編成となります。これまでの経験から、各種政策について取捨選択の必要が生じているとも思われます。現時点での取捨選択の必要が生じている政策は、どのようなものがあるのか。

また、新年度予算に、これだけは反映させたいという強い思いを持った施策があると思われませんが、（1）令和8年度予算において、取捨選択の必要が生じている政策はどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

厳しい財政状況の中、町としましては町民生活の向上のため、多岐にわたり様々な事業を推進していかなければなりません。ただ、限られた財源の中で全てのニーズに対応することにつきましては、これは困難な状況でございます。そのような中で、議員がおっしゃるように、やはり令和8年度予算におきましても、政策の取捨選択が必要と考えておるところでございます。

今後、予算要求の政策ヒアリング査定を行いながら判断をしていきますので、現時点で具体的に確定しているものはございませんが、基本的には国が示しました骨太の方針や令和8年度の地方財政計画を踏まえながら、第6次総合計画の重点事業を基軸に、地域住民の課題対応や未来を担う子どもたちに必要な施策を優先かつ効果的な施策を中心に選択していきな

がら、予算を策定していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、小林議員。

〔8番 小林政次 登壇〕

○8番（小林政次） 次に、（2）町長は、どのような事業を反映させたいと考えているのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新年度において、どのような事業を反映させたいかのご質問でございますが、政策の中心は、現在進行中の7つの主要プロジェクトだというふうに考えております。具体的には、1つには、まず成田遊水地群の整備への対応でございます。来年度は、具体的に集団移転の造成がほぼ完了するというふうな状況にもなりますので、そちらに向けての対応を遺漏なきようにしていきたいというふうに思います。

そして、また上下水道事業の経営健全化でございます。先ほどの一般質問にもありましたが、鏡石浄水場の通水から経過3年ほど過ぎるというふうなことでありますし、下水道のインフラ整備も進んでおりますけれども、そちらについての経営の健全化を図っていかねばならないというふうに思っています。

そして、3つ目には、駅東の土地区画整理事業の推進がございます。

そして、4つ目には、地域交通ネットワークの整備促進ということで、今現在、ほがらかんの脇の牧場線への鳥見山公園線の整備を鋭意進めながら、この次の子育て環境の整備と充実にも関係しますが、そちらへの道路の整備を進め、本町のいわゆる位置的な優位性をさらに充実させていかなければならないということでもあります。

そういったことで、先ほどの4つ目の地域交通ネットワークの整備促進、5つ目には、子育て環境の整備と充実というふうなことで、少子化に向けた形ではありますが、それらを整備することで、人口の増加施策を図っていかなければならないというふうに考えております。

そして、また6つ目には、地域開発と生活環境の整備ということでございます。こちらにつきましても、区画整理事業も進めながら、新たな地域開発も新たな視点に立ちながら進めていくということで、第6次総合計画も令和8年度で前期計画の最終年度にもなります。後期の基本計画の策定に向けても、そちらに目を向けながら進めていきたいというふうに思っています。

それから、最後の7つ目になりますが、DX推進ということで、トランスフォーメーションの推進によります町民生活の向上を図っていきたいというふうな形でございます。7つ

のプロジェクトの推進を図りながら、町の将来につながるような方向性をしっかりと捉え、重点事業の反映に進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、小林議員。

〔8番 小林政次 登壇〕

○8番（小林政次） 次に、1期最終の予算編成となりますが、自分のカラーが出せる時期となっております。

つきましては、（3）自分の理想とする行政をどのように行うのか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

理想の行政をどのように行うのかについてでございますけれども、その視点は、令和4年度にスタートいたしました第6次総合計画でございまして、令和8年度は、先ほどの質問にもご答弁申し上げましたが、前期計画の最終年度として、ふるさと鏡石町が好きになる町民を一人でも多く増やし、郷土愛、いわゆるシビックプライドを育む町づくりに努めていきたいと考えてございます。

町の大きな地域資源は、唱歌「牧場の朝」にうたわれた緑豊かな自然環境と優れた立地条件であり、ランドデザインだと私は思っています。生まれ育ったふるさと鏡石町を誇りに思えるような町づくりであり、鏡石町の資源を最大限に生かし、町民が毎日を元気に笑って過ごし、「マイタウン」と言えるような安全・安心に過ごせる町を次の世代につないでいけるよう魅力ある町づくりの実現に向けて、町政を展開してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 8番、小林議員。

〔8番 小林政次 登壇〕

○8番（小林政次） 次にですけれども、今まで答弁したものと、ある程度ダブるのかなと思っておりますけれども、次に、町長の政治姿勢についてでございますが、（4）よりよい町発展のための政治姿勢はどのようなものか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私は常々申し上げますが、私の政策の基本姿勢は、「見える化」と「情報発信力」、そしてキーワードである信頼、そしてまた、「スマイル、スピード、シンプル」の3つのS

をもって進めていくというふうなことでございます。この政治姿勢と、これまでの各種事業の実績を最大限に活かしながら、さらにレベルアップできるよう「見通せる町政」を進め、町民力と行政力を合わせた町づくりを情報発信しながら、スピード感を持って進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 8番、小林議員。

〔8番 小林政次 登壇〕

○8番（小林政次） 町長を先頭に職員自ら前向きな施策を行い、町民誰もが公正公平な恩恵を受けられ、鏡石町に住んでよかったと思う政策の実現を強くご祈念申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、小林政次議員の一般質問はこれまでとします。

◎休会について

○議長（角田真美） ここでお諮りいたします。

議事運営の都合により、本日の一般質問はこれまでとし、明日12月12日午前10時から一般質問を再開したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、12月12日午前10時から一般質問を再開することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時48分

第 3 号

令和7年第10回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和7年12月12日(金)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	町島洋一	2番	熊倉正麿
3番	東悟	4番	根本廣嗣
5番	稲田和朝	6番	込山靖子
8番	小林政次	9番	畑幸一
10番	円谷寛	11番	角田真美

欠席議員(1名)

7番 吉田孝司

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊正男	副町長	小貫秀明
教育長	渡部修一	総務課長	吉田竹雄
企画財政課長	橋本喜宏	税務町民課長	根本大志
福祉こども課長	菊地勝弘	健康環境課長	大河原正義
産業課長	大木寿実	都市建設課長	小貫淳一
上下水道課長	圓谷康誠	教育課長	森尾知之
会計管理者兼出納室長	緑川憲一	農業委員会事務局長	佐藤喜伸
農業委員会	菊地栄助	選挙管理委員会	草野孝重

事務局職員出席者

議会事務局長 吉田光則 主査 藤島礼子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届出者は、7番、吉田議員の1名です。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（角田真美） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 町 島 洋 一

○議長（角田真美） 初めに、1番、町島洋一議員の一般質問の発言を許します。

1番、町島洋一議員。

〔1番 町島洋一 登壇〕

○1番（町島洋一） 皆様、おはようございます。

1番議員、町島洋一、一般質問を始めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

さて、通告に入る前段として、少し時間をいただき2つ述べさせていただきます。

まず、1つ目ですが、10月19日に開催された令和7年度県算数・数学ジュニアオリンピックにおいて、鏡石第二小学校6年の滝口さんが2位、6年生の吉田さんが3位を受賞し、鏡石第二小学校が最高学校賞を獲得し、すばらしい榮譽に輝いたことを、この場を借りてたたえたいと思います。

さて、2つ目ですが、本日12月12日は今年の漢字が発表される日と聞いております。ここで勝手ながら、私の予想を申し上げさせていただきますと、けものへんに子どもに皿、ただけしい、猛スピードの「猛」、これを予想しました。

前段はさておき、通告に入らせていただきます。

1、ネーミングライツの導入についてですが、ここで、皆さんご存じかと思いますが、ちょっと説明させていただきます。運動施設等の公共施設に愛称をつける命名権のことで、財源確保や知名度、サービス向上を図る目的とするものです。鳥見山公園内の野球場や陸上競技場、公共のトイレ等を対象にしてはいかがかと思っております。例えば、一つの例ですが、京都の清水寺境内にある公衆トイレは、はんなりトイレという名前で、皆さん誰でも知って

いるあるトイレメーカーが導入しているそうです。私の調べたところによりますと、年間10万円ということらしいです。

ちなみに、日本最初のネーミングライツ取得は、皆さんご存じの味の素スタジアム、平成13年、東京スタジアムから味の素が借り受けているネーミングライツをつけたと聞いております。郡山市では、皆様ご存じのとおり、過去にたくさんのネーミングライツを取得しておりますが、例えば屋内水泳場は郡山しんきん開成山プール、市民文化センター、けんしん郡山文化センター、総合体育館は宝来屋郡山総合体育館、陸上競技場、郡山ヒロセ開成山陸上競技場、開成山野球場は皆さんご存じのヨーク開成山スタジアムとか、そのほかに図書館などはアサカ理研、東部森林公園はタイセークリーンがネーミングライツを取得しております。その他、歩道橋や立体駐車場にも愛称がついております。郡山市においては、平成28年から令和6年の間に25か所を募集し、14か所の愛称をつけているとのことでした。

ここで、ネーミングライツのメリットとデメリットを調べてみましたので、話してみたいと思います。メリットとしては、自治体の維持費軽減、財政負担を減らし、企業側にとっても宣伝効果を高めるイメージアップを図れることから、両者大きなメリットが期待できます。デメリットを調べてみました。契約期間中に施設の人气が低下したり、企業の経営状態が悪化したりのリスクが考えられるということです。

募集の種類としては2つあるようで、特定募集型といって町などが施設を特定して募集すること。もう一つは、提案型募集、企業側から愛称をつけたい施設の提案を受ける、そういうことがあるようです。

そこで、(1)番、町内の運動施設、公共のトイレや公園内の施設に対してネーミングライツ、命名権を募集してはいかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） おはようございます。

1番議員の質問にご答弁申し上げます。

議員、勉強されて、私の答弁と大分かぶっている部分がありますが、こちらのほうも答弁としてさせていただきます。

まず、公共施設へのネーミングライツ、いわゆる命名権につきましては、歴史的には今、議員がおっしゃったように2000年代の前半から導入が全国各地で進められているところでございます。福島県内でありまして、今、議員がおっしゃられた郡山も含めまして、福島市、いわき市、二本松、南相馬などで複数の施設においてネーミングライツを導入して、その効果は上がっているというような認識でございます。

一方で、導入に関してはいろいろとリスクもございまして、募集時の企業選定につきまし

では、先ほど議員の言われたように、その企業がもしも悪いことをしちゃったらどうなるんだというところもございますし、それを未来をどう選定するかという根本的な問題もございます。施設名称が変更されることにより、混乱のリスクについては慣れの部分もありますので、あとは施設の名称の変更については、混乱のリスクも多少はあるかなと。このような課題に対しても慎重に対応する必要があります。選定の基準を上げれば企業は来ないし、下げ過ぎるとどうなのかなという企業も出てきちゃうというようなリスクもございます。

ネーミングライツの導入につきましては、以前にも同様の質問を受けておりまして、自主財源の確保にとっては財政的には非常に魅力的な手法でございますので、引き続き導入に向けて研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、町島洋一議員。

〔1番 町島洋一 登壇〕

○1番（町島洋一） ありがとうございます。ぜひ、前向きに検討していただければと思います。

次に、2番、著名人の講演や教室の開催について。

9月9日に鳥見山陸上競技場において開催されたトップアスリーの教室において、大阪ガスの朝原宣治氏を招き、大盛況でした。近隣のアスリート関係者からも羨望の的でした。大人を対象としたこととしては、10月に須賀川市で開催された岩瀬地方市町村議会議員大会で講演された、株式会社陽と人代表の小林味愛さんという方の講演を聞いたわけですが、この方はキャリア官僚から転身して、今、国見町に住んで、大変興味深い話を聞くことができました。こういうスポーツ及び知的な、そういう人の話を聞いて、町民や、また子どもたちの今後の成長の考えの中の糧になるものと思われまます。

(1) メディアで活躍中の起業家やスポーツで成功した人物を積極的に呼び、町のイメージや知名度アップ、または子どもたちの考え方の成長につなげてはいかかがか。答弁お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） おはようございます。

1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

著名人の講演や教室の開催につきましては、教育委員会といたしましては、まず文化講演会として著名人にお越しいただき実施しているところでございます。今年度は、お笑い芸人のゴルゴ松本さんをお招きし、約400名の聴講者の中で「命の授業」を演題といたしまして開催したところであります。また、高齢者への学級講座の中で寄席を開催しております。若

手や下積みの落語家さんなど芸人をお招きいたしまして、笑いと健康をメインテーマとして取り組んでおります。

スポーツ教室といたしましては、鳥見山陸上競技場リニューアル記念事業といたしまして、世界で活躍するサッカーのドリブルデザイナーをお招きし、サッカースポーツ少年団、保護者も含めまして約300名を対象とした教室を開催しているところです。また議員のおっしゃいました9月9日には、北京オリンピック銀メダリストの朝原宣治さんや、同じく北京オリンピックのオリンピックでもあります矢吹町の千葉麻美さんなどをはじめとする陸上競技のトップアスリート8名をお招きしまして、小学6年生を対象としまして陸上教室を開催したところでございます。

ご質問のとおり、著名人によります文化や教養、スポーツ教室などの開催につきましては、町のイメージアップや地域ブランド力を高めるために大変有効な手段の一つであると考えますので、今後も引き続き趣向を凝らしまして実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、町島洋一議員。

〔1番 町島洋一 登壇〕

○1番（町島洋一） 答弁ありがとうございます。ぜひ、幅広い分野の方々の話を聞ければと思います。

さて、次ですが、3番に入ります。

木賊町政について、簡単に質問いたします。

来年6月23日、任期満了日を迎え、今まで約3年半、3つのS、これを掲げて、私の知っている範囲でとか周りの話ですと、かなり評判はいいものと聞いております。それについて、端的に単刀直入に質問いたします。

任期を残り半年としての集大成と次期町長選への考えについて答弁願います。よろしくお願ひします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） おはようございます。

1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私の町長の任期も、ご質問のとおり来年6月までの残り6か月となりました。今、思うとあっという間の3年半であり、諸施策に無我夢中で取り組み、振り返る余裕がなかったように思っております。

令和4年6月の町長就任時には、私が生まれ育ったふるさと鏡石町の町づくりに町長として取り組む機会を与えられたことを大変光栄に思うと同時に、さらなる町の発展への期待の

大きさと責任の重さに身が引き締まる思いでした。

私は選挙の中で、鏡石町のグランドデザインである唱歌「牧場の朝」のまちとして、すがすがしく美しい町を次の世代につなぎ、誇りと魅力あふれる鏡石町をつくり、郷土愛を育てることを訴えてまいりました。そして、政策実現のための基本姿勢として、生活者起点の見える化と、情報発信力の向上を掲げ、信頼をキーワードに、スマイル、スピード、そしてシンプルの頭文字である3つのSを基本に政策運営に当たることを約束いたしました。

特に、就任直後は新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、鏡石町の最重要課題となっている阿武隈川緊急治水プロジェクトとしての成田地区遊水地群整備事業では、地区住民の思いに寄り添いながら、国が行う住民説明会はもちろんのこと、本町と矢吹町、玉川村の3町村との連携を図りながら、住民の不安解消と安全・安心づくりに努め、ようやく集団移転先2か所の造成工事が進められているところでございます。

また、鏡石浄水場の開通式をはじめ、健康福祉センターほがらかんのオープンと、施設の利活用と維持管理に取り組み、現在に至っております。この間、人口減少と少子高齢化の進行は進んでおりますが、以前に大手住宅メーカーが発表した住み続けたい街ランキングで福島県内第1位となるなどの高評価をチャンスとして、さらにレベルアップしていかなければならないと痛感したところでございます。

このような中、さらに本町のポテンシャルを高め、鏡石に住んでみたい、住み続けたいと思われるよう、子育て支援や高齢者対策をはじめ、産業の振興と働く場の確保など魅力ある町づくりを進め、町民の皆さんが鏡石町を好きになり、誇りに思える郷土愛、シビックプライドを育む諸施策の推進に最善を尽くして取り組みたいとの思いが強くなり、町民の皆様、そして後援会の皆様、支援者の皆様のご支持をいただけるのであれば、その負託に応えるため、来年6月以降も引き続き全力で町政を担う覚悟をいたしました次第でございます。

議員各位並びに町民の皆様、職員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、町島洋一議員。

〔1番 町島洋一 登壇〕

○1番（町島洋一） 町長はじめ執行の皆様の丁寧な説明ありがとうございます。ぜひ、前向きに施策を実行していただきたいと思います。

これで私、1番、町島洋一の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 1番、町島洋一議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 熊 倉 正 磨

○議長（角田真美） 次に、2番、熊倉正磨議員の一般質問の発言を許します。

2番、熊倉正麿議員。

〔2番 熊倉正麿 登壇〕

○2番（熊倉正麿） おはようございます。

2番議員、熊倉正麿です。これより一般質問に入ります。

その前に、先日のことですが、私、鏡石中学校に行く機会がありました。というのも、私の息子、今、中学3年生でありまして受験を控えております。そこで、担任の先生から西光寺のタラヨウの葉を譲っていただけないかというお話がありました。西光寺のタラヨウの葉は独特な葉でありまして、その葉の裏側に圧をかけると、その部分が黒く浮かび上がってきます。それにより、はがきの木というふうにも言われまして、はがきとして使ったことがあるとかないとか、そのようなお話のある葉でございます。その葉に、受験に向けて子どもたちの思い、願いを書き、それをお守り、または絵馬のように扱わせていただきたいということで、西光寺のタラヨウの葉、これを譲っていただけないかとお話をいただきました。もちろん、私は子どもたちのためになるならばということで、その葉を準備し学校へ赴きました。

その中で、担任の先生から、せっかく葉を持ってきていただいたので、ぜひ子どもたちに何かお話をしていただければというふうにも言われ、6校時目の時間を少しいただきまして、子どもたちの前でお話をする機会を得てまいりました。そこで、受験を控えております子どもたちに向けてでありますので、物事に対して集中して一生懸命続けること、これの大切さ、またその取り組む姿勢、どうせ取り組むのであれば、それに向けて一生懸命取り組むことが必要であると、そのような旨の話をしてまいりました。

今回、私が一般質問する内容の中では、町のいろいろな取組に関しましての質問があります。町の執行の方々はその取組に対してどのような思いで取り組んでいるのか、ここを聞ければうれしいなと思ひまして、このような質問を準備いたしました。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

1、八芳園との今後の展開についてであります。

八芳園に対しての質問、これは私、以前も何度かしております。また、前回の定例会では込山議員も八芳園関連の質問をしております。何度も八芳園に対してのこのような質問をしておりますけれども、それだけ八芳園との連携に対して関心があり、また期待をしているところでございます。もっと八芳園との連携でよい結果があってもいいのではないかと、私は常々考えているところでございます。

そこで、（1）八芳園と今後どのような展開を望んでいるのか、お教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） おはようございます。

2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では令和3年3月に、株式会社八芳園と包括的連携協定を結びまして、鏡石町の農産物のPRのため、商品開発や首都圏の各種イベントにおける出品を行ってまいりました。また、ご承知のとおり、本年7月から8月にかけて、ほがらかん、健康福祉センターにおきまして、八芳園プロデュースの期間限定の農家カフェを実施しまして、大変好評をいただいたところでございます。

今後につきましては、八芳園の高いブランド力、首都圏を中心とした幅広い販路を生かし、引き続き鏡石の優れた農産物のPRのため商品開発やイベントの出店、またさらには町内におきます事業展開などを複数の分野でさらに連携を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、熊倉正麿議員。

〔2番 熊倉正麿 登壇〕

○2番（熊倉正麿） まずは首都圏へのPR、これは東京でいろいろと行っているというのは前回も聞いているところでございます。それと町内に対しての事業展開、これは今まであまり大きく言われていなかったところかなというふうに思っていますので、そこにはぜひ期待したいと思っております。

それでは、（2）町は八芳園とは限ってはいないんですけれども、鳥見山公園内にカフェ等の出店を計画していると聞いておりますが、現状どうなっているのかというところでございますけれども、町が進めておりましたタウンミーティング、その中で鏡田地区でのタウンミーティングの際にこのようなお話をしておりましたので、その件について現状どうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） おはようございます。

2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では現在、鳥見山公園民間活力導入検討業務におきまして、公園利用の安全性と利便性向上及び公園管理者である町の財政負担の軽減を図るために、民間活力を活用した事業の導入可能性について調査しております。調査内容は、様々な企業や団体へサウンディング型市場調査を実施してございまして、鳥見山公園において民間企業がどのようなことができるのか、何か財政負担の軽減になるようなことはないかなどにつきまして聞き取り調査を行っております。

カフェ等の飲食施設につきましては、鳥見山公園の飲食施設を運営することの事業性の有

無や、官民連携などの可能性等を検討しているものでありまして、現在、町で出店を計画しているわけではございません。

なお、鳥見山公園民間活力導入の検討結果については、議会にも今後ご説明していきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、熊倉正麿議員。

〔2番 熊倉正麿 登壇〕

○2番（熊倉正麿） そうですか。じゃ、まだ計画段階ではなくて、調査ですとか検討をしているということであるということでございます。ぜひ、そのような施設、これは造っていただけるとよろしいのかなというふうに思っております。

（3）八芳園、また八芳園が関わったカフェやレストランなどを町に出店もらってはどうかということですが、1番と2番の質問はこの質問に係るところでございます。

これは、町に出店というふうにこの質問のところにはありますけれども、理想的なのは鳥見山公園内がよいと考えております。鳥見山公園は、遊びに来る方々ばかりではなく、サッカーや陸上関連で人が集まることが見込まれております。また、公園内にカフェ等を望む声、これは以前から聞こえているところでございます。

八芳園は、先ほど企画財政課の課長が申し上げておりましたけれども、農家が主役のカフェで、町内の野菜や果物を使った料理、その前には農家の本気クレープで果物を使ったカフェなども展開しております。

今年の夏の農家が主役のカフェについては、売り切れなど幾つか指摘を受け、改善の必要がある部分もあったかもしれませんが、視点を変えて見ればそれだけの人が来店し、好評であったとも言えます。八芳園の名は、足を運んでみたくなる魅力あるものであると証明したとも言えるのではないのでしょうか。

また、周りを見てみると、須賀川市には翠ヶ丘公園内にカフェ、玉川村には乙字ヶ滝のところに肉をメインとしたレストランですとか、開成山公園ですと喜一というラーメン屋などがあります。

町長がタウンミーティングで話していたのは、こういった前例を受けての事業計画なのかなと思っておりましたけれども、先ほど都市建のほうから計画段階ではないというお話を聞いたので、そこは検討していただきたいなというふうに思っておりますけれども、そのような、周りにもいろいろとそういう施設の中にカフェですとかレストランですとかラーメン屋ですとかあるところがあります。

八芳園を使って試験的な店舗展開などを重ねて、実績を鏡石町は上げております。そう考えると、いい機会ではないのかなというふうに思っております。欲を言えば、来年、ふくし

まデスティネーションキャンペーンというのがありまして、福島県全体に人を呼び込もうと
しているところがございますので、そのような方々が鏡石を訪れた際に、呼ばれた方が喜ぶ
場の一つとして整っていれば、町リピーターの獲得の一つにもなったのではないかなという
ふうに思ったところがございます。

そもそも、八芳園との連携の目的は、地域全体の魅力を高め、町の知名度の向上、関係人
口、交流人口の拡大であります。東京での活動や、農家が主役のカフェなど、一時的なもの
にとどまっていたら、そのときしか人の動きはありません。通年動いてほしいと考えたとき、
一つのお勧めスポットとして必要であると考えています。人を呼ぼうとするとき、来てくれ
た人が満足し、また来たいと思ってくれるのが必要だと私は考えております。

そこで改めて伺います。（3）八芳園、八芳園が関わったカフェやレストランなど、町に
出店してもらうのはどうでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

これまで八芳園との連携により、令和6年度の「鏡石を味わうカフェ」、今年度の「農家
が主役のカフェ VEGE T A B L E L I F E」をはじめ、首都圏でのポップアップイベ
ントなどにおいて鏡石町の農産物を活用したメニューの開発や、カフェ、レストランの設
置・運営を実施してまいりました。

これらの事業の結果としましては、鏡石町の農産物の魅力と八芳園の持つ高い技術力によ
って、利用者の方々から非常に高い評価をいただくことができ、町の特産品のPRを始め、
交流人口の拡大や農の魅力の発信、さらには、岩瀬農業高校の生徒に対する実習の場の提供
など、様々な成果を得ることができました。

町としましては、これらの成果を踏まえまして、食を中心とした拠点の整備を行うこと
によりまして、町内外の交流・関係人口の拡大、地産地消促進、新たな観光の創出、町の農産
物の魅力発信など、様々な効果が期待できるものと考えております。今後は、年間を通した
事業実施の可能性や具体的な事業規模、ニーズの調査、費用対効果や採算性、地域への波及
効果など、より具体的な検討・検証を進め、鏡石町における常設の農家カフェ設置に向けた
調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、熊倉議員。

〔2番 熊倉正麿 登壇〕

○2番（熊倉正麿） 今、非常に心強い答弁をいただきました。そのように考えていただいて、
ぜひ鏡石町にそのような施設を設置していただきたいなというふうに思っております。

ただ、1つお願いしたいのが、先ほど来、町長が言っております3つのSのうちの一つのスピード感、いつかできればいいなというふうに考えていると、やっぱり機というのを逃す、そのようになってしまう場合がありますので、今は先ほど私、言いましたように、いろいろなことがうまくかみ合って、機としてはいい状態であるのではないかというふうに考えておりますので、その機を逃さないように、八芳園さんも今、鏡石町に対しまして非常に興味を持って連携してくださっていると思っておりますけれども、それがいつまで続くかというのは、見通しはどのようになっているのか分かりませんので、ぜひ機をきちんと捉えて、スピード感を持って取り組んでいただきたいなというふうに思っております。これはお願いといたしまして、この質問は以上といたします。

では、次にまいります。

2、あやめ全国サミットについてでございます。

(1) あやめ全国サミットとはどのようなものなのか、改めてご説明いただきたいと思えます。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

全国市町村あやめサミット、正式名称は全国市町村あやめサミット連絡協議会で、通称あやめサミットというような名で呼ばれているところでございます。この全国市町村あやめサミットにつきましては、あやめの花を市町村の花としている自治体があやめの調査研究及び市町村相互の交流を促進しまして、あやめを通じた個性豊かな町づくりに寄与することを目的として、平成7年度に現在の会則が整備されたものでございます。

現在のサミットは、加盟する11町村の持ち回りで実施しており、本町につきましては過去、平成14年と平成29年に開催しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、熊倉議員。

〔2番 熊倉正麿 登壇〕

○2番（熊倉正麿） 今、答弁いただきましたけれども、11町村ということでございます。私、自分でインターネットで調べたときには、13市町村出てまいりましたので、2市町村はどこか外れたのかなというふうに考えておりますけれども、どちらにしてもそれだけ全国各地からというところでございます。

私、13市町村だと思っていましたので、ちょっと今はそこに加盟していないところがあるかもしれませんけれども、北海道ですとか宮城県、山形県、福島県、千葉県、茨城県、新潟県などが加盟しているというふうに調べております。その中で、どこか2つの町村が今、外

れているのかというのはちょっと私、調べておりませんでしたけれども、それだけの方々が集まってサミットということになるということでございます。

そこで、(2) 町は令和9年に開催されるあやめ全国サミット、これを町はどのように捉えているか、町の事業としてどのような立ち位置、あるいは重要度としてはどのように捉えているか、これを教えていただきたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

あやめサミットにつきましては、先ほどのとおりでございますけれども、令和9年度に開催する全国市町村あやめサミットは、全国の自治体に鏡石町をさらに知ってもらう好機であるとともに、令和9年度は町制施行65周年の節目でもありますので、「“牧場の朝”のまち かがみいし」の魅力を広く発信する極めて重要な事業であると捉えているところでございます。さらに、あやめによる町づくりを進めていく中で、あやめを市町村の花としている自治体の首長と情報交換を行っていききたいというふうに考えております。

今現在、全国の市町村を取り巻く人口減少による問題であったり、子育て、そして高齢化の問題、そういった共通の問題等について、お互いに出し合いながらどう解決していくか、そんな情報交換も考えているところでございます。そしてまた、町民の皆様にも町の花あやめを改めて見てもらいながら、あやめをはじめとして花に囲まれた美しい鏡石町と一緒に築き上げる契機と考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、熊倉議員。

〔2番 熊倉正磨 登壇〕

○2番（熊倉正磨） よく分かりました。

今、町長の答弁の中で、鏡石町を全国に知ってもらういい好機であると、また町制65周年を迎えるに当たり、極めて重要な位置づけであるというふうなお話をいただきました。

そこで、(3) であります。令和9年に開催するあやめ全国サミットを町はどのようなものになりたいと考えているかということでございますけれども、これは具体的にどのようなおもてなしをするのか、どのような内容を考えているのかということでございます。

前回、2017年、平成29年にあやめサミットを鏡石で開催した際には、あやめ祭りと同じ日で行っております。今度も同じようにあやめ祭りとあやめサミット、これを同じ日に行うように考えているのでしょうか。そのあたりも含めて、教えていただければと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

あやめサミットを通じまして、あやめという美しい花を介し、市町村同士の友好と連携を深めるというのがサミットの目的でもございます。そうした中で、先ほども申し上げましたが、全国的に行政課題となっている人口減少、少子高齢化の問題、そして郷土愛を育む方策などを取り上げながら、お互いに情報交換をするというのが大きなところでございますが、平成29年のあやめサミットは本町で開催されました。その中では、首長同士の意見交換の中では、私、当時、あやめ株式会社の事務局としてサミットのほうに参加させていただき、あやめでの町づくりについての事例を発表させていただいた経験もございます。

そんなことで、来年度は北海道の厚岸町で開催の予定でありまして、9年度はその次になりまして本町でありますけれども、8年度の中でもそういった次回のテーマについても話があると思います。そして、開催時期もその際に協議されますので、大方はお互いの中でのあやめの季節に開催をし、あやめの町づくりの状況も視察をしながら、そして周辺地域への状況として、平成29年度には隣村の天栄村のブリティッシュヒルズをご覧になっていただきながらお帰りになっていただいたという状況もありますので、そんなことをこれから計画を検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、熊倉議員。

〔2番 熊倉正磨 登壇〕

○2番（熊倉正磨） 今後検討していくと、まだ少し時間があるというふうに見ているのかなというふうに感じました。

また、来年のあやめサミット、その中でいろいろと決まってくるのではないかというお話でありましたので、そうすると次の（4）のあやめ全国サミットでどのような成果を望んでいるのかというところの質問でありますけれども、これもまだ見通しが立っていないのかと思われましても、質問として伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

令和9年度のあやめサミットを契機といたしまして、一般的であります参加自治体間の友好を深めまして、相互の交流促進というふうなことがまず大きな目的にもなります。そしてそれぞれにおける交流人口の拡大、そして観光振興による地域の活性化、さらには平成28年に締結いたしました災害時における相互応援協定を確固たるものにしていくというふうなことも、今現在自然災害が全国で起きている状況を踏まえながら、確認をしていきたいというふうに思っております。

そして、また先ほど申し上げましたように、町の花あやめを改めて町民の皆様に認知していただきながら、花の咲き誇る美しい町につなげていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、熊倉議員。

〔2番 熊倉正麿 登壇〕

○2番（熊倉正麿） 分かりました、ありがとうございます。

それでは、（5）あやめ全国サミットに向け、新たな取組を考えているのかというところでございますけれども、前回、鏡石町で行いましたあやめサミットの際には、記念植栽をしたというふうに調べたところ載っておりました。そのように今回、また何か考えているのかというところと、私からの1つ提案といいますか、鏡石町独自の新たな品種なんかというのは、あやめというのはできるのか。私、植物に関して特別明るいわけではないので、無責任な発言かもしれませんが、町独自のあやめなんかがもしできれば、それは非常に町のPRにもなるのではないかなというふうに考えたところでございます。そのような新たな取組などは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

サミットに向けました新たな取組についてでございますが、現段階では検討に着手したところでございますが、具体的にこれをやるというような内容についてはまだ決定しておりませんが、議員がおっしゃった先ほど言った記念植栽のほうにつきましては、毎回サミットでは行われている定番のことですので、そのほうは行われる予定でございます。

独自の品種、我々、町花あやめについては、独自品種をなかなか作っていききたいなというふうに思っておりまして、長井市さんとかいろんなどころでは独自のものを持っていますので、そちらのほうにつきましては長年やっているんですが、なかなか受け手がいないというか、やっていただくところを見つけられていないと。多分全国のレベルではあるとは思いますが、見つけれられていないので、そういうところについても、このあやめサミットには例えば今年発注してもなかなか間に合いませんが、長い目を持ちながら、ちょっとそちらのほうにも傾注していききたいなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、熊倉議員。

〔2番 熊倉正麿 登壇〕

○2番（熊倉正麿） 今、課長から非常に心強いというか、希望が持てる答弁をいただきまし

た。ぜひ、鏡石町独自のあやめ、これを作っていただいて、町の自慢にさせていただきたいなというふうに思っております。なかなか簡単ではないというところがございますけれども、その思いを持って、町民皆さんに知らしめていただいて、みんなで考えていい知恵を出し合っ、鏡石町の新たなあやめ、これができることを非常に私も楽しみにしておりますので、ぜひそれに向けても今後とも取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

それでは、(6)でございます。あやめ全国サミットに向け、公園内の環境設備を考えているのかというところがございます。

これは先ほどの八芳園のところでのお話、これにもつながってくるところがございますけれども、公園内にカフェやレストランなど、こういうのができていればあやめサミットのとき、またあやめ祭りのときにも、非常にこれから町にとってPRできるのではないかなというふうに思っております。

また、これをきっかけに公園内のトイレ、これは新しくしてもらいたいなというふうに思っております。これは、以前私、産業厚生委員会で鳥見山公園内のトイレを視察したところでございます。非常に丁寧に使って、きれいにしてあるんですけども、経年劣化が見られまして、そろそろ新しくすることも考える必要があるのではないかという見解でした。せっかく全国各地、遠方から鏡石町に、鳥見山公園に来てくれるのでありますから、先ほども言いましたけれども、来てもらったからにはいい印象を与えて、そして帰ってもらいたい。こういう機会をよいきっかけとして、ぜひ使ってほしいなというふうに考えております。

仮に、鳥見山公園内のトイレ、これに関しまして、例えば四、五年内のうちに新しくしようと考えているとか、そのようなものがあるのであれば、こういう機会に行ったほうが今後の町のさらなる好感度アップにつながるのではないかというふうに思っております。

それともう一つ、あやめを見られる箇所というんですか、場所というか、それをもう少し増やすことはできないのかなというふうに考えております。もっと公園内にあってよいのではないかなというふうに思っております。以前、私の子どもが幼稚園のとき、鏡石幼稚園に通っていたんですけども、その際にあやめを公園内に植えたことがあります。これが町の企画なのか、幼稚園の企画だったのか、それは分かりませんが、園児たちがあやめを植えるところを私は見に行ったので覚えております。

しかし、今そこは公園内にもかかわらず、整備はされているようにはとても思えません。荒れていて、どんな理由でそういうふうになったのか分かりませんが、とても残念です。自分の子どもが植えたところのあやめ、そこからあやめが出ていない状態が今あるわけです。場所は非常によい場所だなと思うところにあやめをそのときは植えていました。そこもまた手を加えて、あやめを復活させてほしいな、なんていうふうにも思っております。そのようなところも含めて、あやめを増やして見る場所、こういうのを増やすこと、このよ

うなことを考えてはどうかなというふうに思っております。

今、言ったように、トイレの整備ですとか、あやめを見せる場所を増やす、このような環境整備、こういうのを町としては考えているのかお教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

公園内の環境整備でございますが、令和9年度にあやめサミットが開催を決定したことに併せまして、本番に向けました環境を整えるために、本年9月の補正予算におきまして、環境のあやめ園のほうの整備に係る予算を計上し、着手はしているところでございます。

そのほかにつきましては、今後関係団体と協議して、先ほど議員がおっしゃいましたトイレの改修というか、きれいにする面と、あとあやめの咲いている面積の拡張、公園内のとこなので、公園外にはなかなか難しいと思いますが、公園外でもグリーンロードとか駅前にもありますので、そちらのほうも含めまして関係団体と協議しながら、実施計画を作成した中でいろいろと検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ここで、10分間の休議をいたします。

休議 午前10時52分

開議 午前11時03分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

2番、熊倉正麿議員。

〔2番 熊倉正麿 登壇〕

○2番（熊倉正麿） 課長から前向きな答弁をいただきまして、非常にうれしく思っております。ぜひ、公園内の環境整備をしていただきたいなというふうに思っております。

また、先ほども言いましたけれども、何かをするときにはそのきっかけ、機会、これが重要だと私は思っております。このような機会、これを逃さずに、この機会にぜひトイレの整備、またあやめに関しては、私の子どもが幼稚園のときにやったものですから、それから今、咲いてはいないんですが、それがいつから咲いていない状態になっているかというのは私もちょっと確認はしていないんですけれども、ただ、あそこの場所が今、咲いていないというのは何年前からご存じであると思うわけでございます。

ということは、そこに分かっていながら手を出していなかったということになります。分かっても優先順位としてあまり高くないと、そこに手を出すことは難しいと。これは町としてもやるのが山積しておりますので、しょうがないとは思いますが、今回この

ようなこと、これを1つきっかけとしてもらって、きっかけ、機を逃さずに環境整備していただければうれしいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、次にまいります。

3、レンタサイクルについて。

(1) 現在のレンタサイクルの周知方法、これはどのようなものがあるのかお教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

かんかんてらすにおいて貸出しをしておりますレンタサイクルについては、昨年11月から町民の皆様の日常利用や健康増進、また観光客の利便性の向上などのため事業を実施しており、今年10月までの1年間で合計81人の方にご利用をいただいております。

レンタサイクルの周知方法としましては、貸出し場所である駅コミュニティセンターに周知用の看板の設置やかんかんてらすにおいてチラシの配布、こちらでございしますが、配布を行っております。広報かがみいしにおいても、これまでレンタサイクルについて4回掲載し、周知を行っております。また、利用者はスマートフォン等による検索や情報収集もされていると考えておりますので、町のホームページ、町公式SNSのLINE、フェイスブック、Xによるレンタサイクルの配信も活用しております。今後もレンタサイクルの効果的な周知、PRに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、熊倉議員。

〔2番 熊倉正麿 登壇〕

○2番（熊倉正麿） 今回の答弁を聞きますと、非常に周知の方法は多彩であって、いろいろなところで周知しているというところではございました。

ただ、私の生活リズムの中では、レンタサイクルが鏡石町にあるというのはなかなか目につきません。せっかくあるのですから、もう少し分かりやすく目立つ方法でぜひ周知してほしいと思っております。さらには看板ですとか、かんかんてらすにチラシが置いてあるというふうに今、言っていましたけれども、かんかんてらすのどこにそのチラシがあるのか、私はちょっと分かりません。どれだけ目立つところに置いてあるのか、ちょっと分かりませんけれども、そのあたりもいろんなところで周知をしているというお話でしたけれども、目にどれだけつきやすいか、そしてどれだけ分かりやすいか、そのような形での周知の方法もぜひ考えていただきたいなというふうに思っております。

それでは次、(2)であります。

レンタサイクル受付場所となるかんかんてらすに、お勧めコース、観光名所、飲食店、コンビニ、スーパーなどの書いてある地図があるといいと思うんですけども、どうでしょうか。もしかしたらもう既にあるのかもしれませんが、私はかんかんてらすに行ったときにそれには気づかないというか分からなかったので、もしあればと思いまして伺います。よろしく願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 2番議員の質問にご答弁を申し上げます。

かんかんてらすでは、サイクリングのお勧めコースが掲載されている「もーっとかがみいしガイドマップ」、こちらになります。観光名所やコンビニが掲載されている鏡石観光ガイド、「鏡石おでかけ巡りたび」、これでございますが、かがみいしガイドブックのほか、町内の飲食店紹介やテイクアウト情報、町の見どころを掲載した町商工会が発行している「かがみいしグルメマップ」、こちらでございますが、などを配布をして、観光案内を実施しております。

ご質問のお勧めコース、観光名所、飲食店、コンビニ、スーパーなどをまとめた地図の作成につきましては、利用者等からのご意見をお聞きしまして、観光担当課等と協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、こちらのパンフレット等、あまり目立たないというようなご指摘でもございますので、置く場所であるとか、そういうものについても今後ちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、熊倉議員。

〔2番 熊倉正麿 登壇〕

○2番（熊倉正麿） 今回もいろいろな形で、私が望んでいたものは既にできているというお話でしたけれども、実は先月ですか、せっかくレンタサイクルがあるので利用してみたいと思って、レンタサイクルを利用してきました。

これにはちょっと前段があるんですけども、西光寺では夏に寺子屋というものを開いております。子どもたちにいろいろな体験を楽しんでもらう、そのようなイベントなんですけれども、その際、いつも私の友人なんかが寺子屋を手伝ってくれます。その中で、今回、町島議員も手伝いに来てくれました。そのとき、メンバーの会話の中で、町にあるレンタサイクルを利用してみたいなというふうな話になりました。そこで、ぜひ町島議員さんをお願いして、一緒に走っていただけませんかというふうをお願いをしました。

そして、それが実現したというところなんですけれども、そのとき受付の方、かんかんて

らすの方ですよね、その方に今、私が言ったような、以前に聞いたことがあるんです、お勧めコースが1つか2つあるというのを。なので、どういうコースなのかなと思ひまして、それが示されている地図のようなものがあるのだろうかというふうに思ひまして、私は受付の方に聞きました。「こういうのがありますか」と言ったら、「ありません」と言われたんです、かんかんてらすの受付の方に。ああ、ないんだと思ひまして、ここが受付場所なのに、ここに置いておかないのはどういうことなのかなというふうに私、思ひました。

ただ、今、課長の答弁ですと、そういうのを記載されたものはあると。ただ、受付の方はそれを多分知っていなかったんじゃないでしょうかね、そう考えると。それはそれでちょっとご指導していただいたほうがいいのではないかなというふうに思ひしております。

そのような経緯もありまして、ぜひかんかんてらすにそのようなものを置いてほしいというふうに思ひ、この質問をしたところでございます。

また、課長の答弁では、レンタサイクル、サイクリングに特化したというか、それ専門の地図というか、サイクリングコースが書かれた1枚の地図と申しますか、そういうものではないですよね。ほかのいろんなものがある中で、そこにサイクリングコースもありますよというのかなというように、ちょっと私、すみません、それまだじっくりと見ていませんので分かりませんが、そのようなもの、手軽に見られるものですよね、それを準備していただくとありがたいなというふうに感じておりますので、ぜひそういう地図も準備していただければなと思ひしております。

課長の答弁の中で、ニーズに合わせてということで、そういう声が多ければ今後考えますということでありましたので、それはぜひ検討していただきたいなと思ひしております。それと含めて、受付の方にぜひそのところを周知していただいて、そういうお声があった場合は、こちらを見てもらえるといいですよというふうなことを言ってもらえるようにしていただければうれしいなというふうに思ひしております。

それでは、次に（3）レンタサイクルを利用して町の観光名所を紹介するPR動画、こういうのを作って見たらどうかというふうに考えておりますが、どうでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町の観光名所を紹介するPR動画としては、令和6年度交付金事業の風評払拭のためのデジタルコンテンツ発信事業を活用して作成し、町ホームページにおいて「ちょっと寄り道、鏡石町 観光/グルメ編」等を公開しております。PR動画は視聴者の視覚等、聴覚に訴えるため静止画や文章よりも内容が記憶に残りやすく、音と映像の組合せで写真や文字だけでは伝わりにくい町の魅力を分かりやすく表現できると考えております。

新たにレンタサイクルを利用しての町の観光名所を紹介するPR動画の作成については、観光担当課等と協議を進めるとともに、かがみいし振興公社、かんかんてらす等とも連携して、レンタサイクル及び観光のPRに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、熊倉議員。

〔2番 熊倉正麿 登壇〕

○2番（熊倉正麿） 今、課長から答弁いただきました町のPR動画ですけれども、あのPR動画、まこ旅編というやつですよ。あれ、何かユーチューバーの動画というふうに感じてしまいます。町が町のためにつくったというよりは、ユーチューバーがこういうところに来て、この町を紹介していますよというふうな感じがどうしても否めないで、町が町のためにつくったPR動画、そういうのをぜひつくっていただきたいなというふうに思っております。

レンタサイクルを町で始めているわけですから、鏡石町にはこういうレンタサイクルがあって、こういうコースで、こういう名所を紹介していく、そういうほうが町のPR動画としていいのではないかなと。また、子どもたちに自転車に乗ってもらったり、それこそ町島議員さんに自転車で子どもたちと一緒に町を走ってもらったりと、そのようなPR動画のほうが、町の手作り感といいますか、町をよりPRできるような動画になるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ検討していただいて、そのようなPR動画をつくっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次でございます。

4、鳥見山体育館内の熱中症対策についてというところでございます。

こちらは、町民から私に届きました切なるお願いというところでございます。

近年、夏の暑さは厳しくて、毎年熱中症になった方々をニュースで知るところであります。皆が対策を講じて、なお防ぎ切れない場合があり、学校などでは子どもたちが集団で熱中症になったという話も珍しくありません。文部科学省の学校衛生基準では、31度以上は運動は原則禁止、またそれ以下でも28度から31度は激しい運動は中止、25度から28度だと積極的に休憩、21度から25度、これは積極的に水分補給を定め、運動するに当たり18度から28度が望ましい温度というふうに示しております。

我が町でも、この基準にのっとり、活動やスポ少の活動などがされていると、私もそれは知っているところでございますけれども、そんな中、閉め切った室内での競技となるバドミントンですとか卓球ですとか、そういう難しい環境の中で活動をしている競技もございませぬ。また、バドミントン部でいいますと、基本、鳥見山体育館で練習をしているというところであり、激しい動きの競技のため、夏などは少しでもよい環境の中で練習をさせてあげたいな

というふうに考えております。

鏡石中学校のバドミントン部は、今年の中体連で東北大会に出場するなど優秀な成績を修めている部であります。子どもたちが一生懸命練習に打ち込める環境を整えてあげてほしいというふうに思っておるところでございます。

また先日、国会陳情に行った際、根本拓衆議院議員と木賊町長の話の中で、鏡石一小、二小、また中学校の体育館にエアコンをつけるという話が進んでいることを聞きました。これは、災害時に避難所となる建物であるというのが条件の一つであるということでありますけれども、それならば鳥見山体育館はどういうふうな、基準に合っているのかどうか、これも含めて改めて伺いたいと思います。

鳥見山体育館内の熱中症対策として、何か打てる手だてはないのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

近年の猛暑による熱中症への対策につきましては、各自治体や各種目のスポーツ団体など、全国的に苦慮されている案件だと認識しております。その中で、社会体育施設を管理する教育委員会といたしましては、熱中症対策をする中において、ソフト面とハード面の両方の視点からの対応が必要であると考えております。

ソフト面では、全ての体育施設の管理人に対しまして、熱中症発生時の対応フローの確認や、利用者におきましては大型扇風機による空気の循環によります対策などをしております。また、熱中症指数計を設置いたしましたので、利用者に対して気温や暑さ指数をタイムリーにお知らせするなどを講じているところでございます。

ハード面といたしましては、鳥見山体育館をはじめ、社会体育施設の事務室や医務室への順次エアコンの設置、機器更新を行っておりまして、体調不良などの応急対応が必要となった場合には、一次処置や休憩場所としての開放をしているところでございます。また、アリーナへの大型空調設備を設置するなどとの対応が考えられますが、現時点におきまして設置の予定はございません。

ただ、鳥見山体育館につきましては、町地域防災計画において避難所に指定されている施設でもありますので、空調設備の設置につきましては、補助のメニューがあるかどうかなど確認しながら、老朽化対策と併せまして、また大型空調設備、予算のほうもかなり大きくかさむことにもなりますので、そういったものも十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、熊倉議員。

〔2番 熊倉正麿 登壇〕

○2番（熊倉正麿） 今の答弁をいただきますと、今後検討していきたい、そして何か手だては打ってくれるのではないかというふうにこちらとしては聞こえたんですけども、先ほど来、私、申し上げておりますように、スピード感といいますか、来年も再来年も鳥見山体育館を練習場として使うわけであります。その中で、二、三年のうちでは無理だとか、そういうものでは困るわけですね。

来年が夏が暑くない年になるとか、そのようなことは分かりませんが、昨今の夏の事情を考えると、夏は非常に暑くて、熱中症の危険にさらされることが多いのではないかというふうに考えたときに、そう悠長なことは言っていられないと。ただ、今、答弁がありましたように、金銭面ですとか、いろいろな面できちんとクリアしていかなければならないことがあるので、すぐには対応できないということでございます。それは私も重々承知であります。

であれば、簡易的なものでも構いませんので、現状よりもよい環境になる、そのような方法、これをぜひ考えていただきたい。私も一緒に考えます。子どものためにも少しでも改善できるもの、それに向けて何か取り組んでほしいというふうに思います。

このようなことに町が応え、子どもたちや父兄のために願いをかなえてあげる、そういう事実が子どもたち、また父兄の心には深く刻まれていって、感謝の念とともに、それこそシビックプライドを育んでいくのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ大きなことは難しいと思います。ただ、簡易的なことでもいいので、少しでも今よりも環境がよくなるような手だて、これをぜひ一緒に考えていって、子どもたちのために実現させてほしいなというふうに思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

○町長（木賊正男） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私も今年の夏にはバウンドテニスの大会がありまして、招待を受けて参加しております。その中で、大変暑い環境の中で頑張られている方、高齢者では80過ぎの方もいまして、あと若い方と大分年齢の差もありました。そういった中で開催している状況を見ながら、今、議員さんがおっしゃられたような状況を把握しております。まさに生命の危機というふうな状況もありますので、そちらのほうの改善に向けては町として最大限努力をしていきながら、できるだけ早めに進めていきたいというふうに思っております。

また、先ほどの質問の中にもありましたように、子どもたちのいわゆる教育施設としての小中学校の体育館も、いわゆるこちらの中である避難所として指定になっております。そちらは学校教育の中でもありますので、子どもたちのまず環境をつくり上げながらというようなこともありますし、社会体育施設の部分については、鳥見山体育館と併せまして、構造改善センターもございます。そんなところも順次考えていきますので、そちらについては財源的な

部分もあります。財政と生命どちらだといえ、答えはおのずと出てくるんだとは思いますが、そんなことで議員の質問要旨、しっかり捉えながら進めていきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、熊倉議員。

〔2番 熊倉正麿 登壇〕

○2番（熊倉正麿） 町長からの心強い答弁、ありがとうございました。

ぜひ、子どもたちのために、私も一緒に考えますので、対策を講じていただければと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次に5、県算数・数学ジュニアオリンピックについて。

(1) 令和7年度の県算数・数学ジュニアオリンピックにおいて、鏡石二小は最高学校賞、個人としても銀賞、銅賞を受賞いたしました。先ほど町島議員さんからも、この件について触れておりましたけれども、これにつきまして町はどう捉えているか、お答えください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

第二小学校の児童が参加しました福島県算数・数学ジュニアオリンピックにつきまして、これにつきましては学習の進度、あるいは受験の目安となるような、そういったテストではございませんで、県内の小学生、中学生の才能発見、発言の場として思考力や独創性を競い合う算数、数学のイベントとして開催されておるものです。算数、数学という万国共通の教科をスポーツ、ゲームと同様に楽しみながら、ひらめきと考え抜く力、限られた時間の中で問題解決力が試される大変難度の高い大会として知られております。

その中で、二小の児童2名が銀賞と銅賞を受賞したことは、子どもたちの優れた思考力と粘り強さの表れでありますし、そのことについては大変喜ばしく思っております。また、その点数から二小がお言葉のとおり最高学校賞をいただきました。今回の成果につきましては、教育委員会といたしまして、子どもたちの大きな励みになるとともに、毎日の教育活動の中で、日頃より創意工夫を凝らして教育活動に当たっておられる先生方に対しても、心から称賛するものでありまして、さらには町の学校教育全体についても大変意義深いものと感じております。

今後も子どもたちが得意分野を伸ばして、自由な発想で何事にも前向きに挑戦できる環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えているところです。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 2番、熊倉議員。

〔2番 熊倉正麿 登壇〕

○2番（熊倉正麿） 今、教育長からの答弁をいただきまして、なおさら素晴らしい賞を受賞したんだなというふうに思いました。鏡石二小の子どもたちへの教育に向けた対応というか勉強方法、これはぜひ私も二小に伺って、その話を伺いたいなというふうに感じました。

それでは次、（2）鏡石一小、二小、中学校それぞれ何人の生徒がこちらには参加したんでしょうか。

○議長（角田真美） 執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

福島県の算数・数学ジュニアオリンピックにつきましては、任意、個人参加型の大会となっております。つまり、学校単位として参加するのではないため、当日の会場までの送迎等については保護者の協力が必ず必要となりまして、参加人数につきましては子どもたち、保護者のほうの希望によってでございますので、なかなか大人数が集まるということは難しいかと思えます。

今年度につきましては、一小で3名、二小では7名でした。中学校につきましては、先ほど申しましたように、なかなか受験に結びつくような内容ではございませんので、部活動、あるいは習い事等との兼ね合いがありまして、今回は中学校での参加生徒はおりませんでした。これについては今後、中学校とも話を進めていきたいと考えているところです。

なお、大会の案内につきましては、教育委員会から学校へチラシを配布し、希望する児童生徒が誰でも参加するように周知を図っているところですが、これについてももう少し積極的な方法を考えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、熊倉議員。

〔2番 熊倉正麿 登壇〕

○2番（熊倉正麿） 参加人数ということで、これは任意のものであるというのは私も知っておったので、人数として少ないか多いかというのは、子どもたちがこれに関してどれだけ興味を持っているかということによるところだと思います。

ただ、こういうことに興味のある子どもを増やしてほしいなというふうには感じております。ふだん学校で習っている授業、勉強、そればかりでなくて、それを活かしていろいろなことを考える、自分の創造性ですとか、そういうのを育む子ども、そしてそれに興味を持つ子ども、そういう子どもを育てていく、それが1つ町のためにもなるのではないかなと思いますので、今回はこのような人数でありましたけれども、もっと多くの子がこういうものに興味を持って、私もここに参加したという子が増えるような教育もぜひしていただきたいな

というふうに思っております。

それでは、(3) 今回の結果を受け、今後の学校教育にどう生かしていこうとお考えでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員のおっしゃるとおりでございます。今回の結果を受けまして、子どもたちが自分の得意分野の力を伸ばして学びに自信を持つこと、また自由な発想で何事にも挑戦できる環境づくりに努めていきたいというふうに考えております。

算数ジュニアオリンピックは、ふだんの学習と少し違ひまして、ひらめき、発想力が問われる場です。私も昨年の小学校の問題をやってみました。全く歯が立ちませんでした。

こうした経験は、子どもたちにとって考えることっておもしろい、もっと挑戦してみたいといった前向きな気持ちを育てるいい機会になると思います。積極性、意欲などのそういった気持ちを育てる、そのために今回の参加状況や成果を踏まえまして、学校間でよい取組を共有して、日々の授業にも生かしていくことで、子どもたちの思考力や発想力、問題に粘り強く取り組む力等を伸ばしていくことが大事であると痛感しております。

こういった力を他教科でも育成していけるように、毎日の授業を充実させて、今後も子どもたち一人一人が自分の可能性に気づきながら楽しく学んでいけるように、学校と連携して一層の町の教育の充実を図ってまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、熊倉議員。

〔2番 熊倉正麿 登壇〕

○2番（熊倉正麿） ぜひ、教育長の今の考え、これを学校に浸透させていただきたいというふうに思っております。

町の基本目標にも、「未来を拓き、次代を担う人づくり」とありますように、単発的なものではなく、鏡石の子どもは算数、数学に強いと言わしめるような教育政策、こういうのも打ち出してもいいのかなというふうに考えております。それは、角度を変えれば今後の町の人口を増やすことにももしかしたらつながるかもしれません。住みよい、そのような町として評価されている鏡石、それにプラスアルファ、こういうものを備えれば、子育て世代の方々は鏡石町により興味を持ってこちらに住みたいというふうになっていくのではないかなというふうに思っております。

子どもの教育や環境に力を入れている町があるならば、町づくりの基本理念にもある新し

い人の流れ、必ず移住希望者、こういうのも増えてくるのではないかなというふうに考えております。子育て環境や教育こそが町の発展に何より大きく関わるのだと思います。鏡石の学校に定着し始めたジュニアオリンピックを生かし、鏡石の強みとなるべく、これからの教育に力を入れてほしいと思っております。

以上、私の一般質問はこれまでとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 2番、熊倉正磨議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 稲 田 和 朝

○議長（角田真美） 次に、5番、稲田和朝議員の一般質問の発言を許します。

5番、稲田和朝議員。

〔5番 稲田和朝 登壇〕

○5番（稲田和朝） 時間が時間ですので、おはようございますでなくて、こんにちはです。

5番、稲田和朝です。通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

早速ですが、1番、世田谷ボロ市についてです。

世田谷ボロ市は、各地の戦国大名が自分の領地を繁栄させるために行った経済政策です。現在、700軒以上の人たちが店を出しております。また、出店していないと出店枠がなくなる可能性があります。かなりの枠待ちの市町村がたくさんあるとのことなんです。

そこで、（1）に入ります。毎年恒例で、12月15、16日と1月15、16日に行われている世田谷ボロ市に、我が町からも出店している方々が全員高齢者になりつつある。あと何年継続していけるか分からないが、町としてこのような縁、つながりを継承していく考えはあるのかお聞かせください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） おはようございます。

5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

世田谷のボロ市につきましては、東京都の無形民俗文化財に指定されておりまして、先ほど議員さんおっしゃられましたとおり、毎回700店舗が出店いたしまして、1日に20万人の人出で賑わう世田谷を代表する行事でございます。

このボロ市は出店枠が限られていることから、希望をしてもなかなか参加が困難なイベントであると承知しております。鏡石町の農業者でつくるはなみづき会の皆様が約20年間にわたって継続的に参加されており、鏡石町の農産物の販売をはじめ、観光PRやふるさと納税の紹介などにもご協力をいただいているところでございます。

町では、農産物PRや風評被害払拭に寄与する事業であることから、平成24年度から、

「がんばろう かがみいし！」農産物イメージ回復助成金を交付いたしまして支援を行っているほか、過去には職員も参加して販売やPR活動を行った実績もございます。

はなみづき会の方々の高齢化等により、今後参加が困難になる可能性があるとのことをお話を伺っております。首都圏において効果的に町のPRを行う貴重な機会を失うことにつながってしまうものではないかというように危惧しているところではございます。今後、首都圏における町のPRを行う貴重な機会を維持していけるよう、関係団体と連携しながら協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、稲田議員。

〔5番 稲田和朝 登壇〕

○5番（稲田和朝） 前向きに検討をお願いします。

（2）ポロ市に参加していれば、ふるさと納税にもつながると思われるので、ぜひとも前向きに検討してはいかがか。これはふるさと納税だけでなく、行く行くは友好都市も結べるんじゃないかと期待しておりますので、ぜひともその辺を前向きに検討していただきたいと思えます。

○議長（角田真美） 今の（2）番でいいんですね。

〔「（2）番です、申しわけない」の声あり〕

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

先ほどご質問にお答えしたとおりでございますけれども、ポロ市に参加し二十数年の歴史の中で、農産物、そして特産品のPR含め、観光等のPR、多くの効果があったものというふうに考えております。その1つは縁、そしてつながりだというふうに思いますが、そちらを大事にしながら、今後問題視されておるいわゆる継承者の問題、それからどうしていくのかというような状況につきましては、町としてもご支援をしていきたいというふうに思っているところでございます。

ご答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、稲田議員。

〔5番 稲田和朝 登壇〕

○5番（稲田和朝） ぜひともいい結果が出るように期待しております。

次に、2番、町道鏡田・仁井田線についてですが、鏡田・仁井田線から町道3086、3087号線について、砂利道の維持管理の頻度はどのようになっているのかお聞かせください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町内には、市街地内にある砂利道や、農道として利用する砂利道がございます。また、砂利道には町が管理する道路と個人で管理する私道と大きく2つございます。農道の砂利道については、営農のための道路として地元保全会等により道普請で砂利敷や路肩除草を年数回行っている状況もありますが、組織がない地域については要望により砂利を町から支給し、必要に応じて町の作業員により砂利敷を行っています。

市街地内にある砂利道や、個人や宅地開発で整備された私道が多い状況です。町所有の砂利道については、住民や行政区からの要望により適宜維持管理を行っています。私道については個人の所有物ですので、個人管理となります。

議員がおっしゃる砂利道については私道と認識はしておりますが、私道の整備につきましては、4月の全員協議会でもご説明したとおり、私道整備事業の補助制度がございますので、その制度活用も1つでございます。議員のおっしゃる砂利道がどの場所なのか特定されているのであれば、後ほど都市建設課の窓口でご相談していただければと思います。

以上、ご答弁いたします。

○議長（角田真美） 5番、稲田議員。

〔5番 稲田和朝 登壇〕

○5番（稲田和朝） じゃ、後ほどこの場所を確認しにまいりたいと思います。

それで、維持管理の頻度を増やすことはできないのかということをお聞かせください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

農道の砂利道の維持管理については、地元保全会等の組織によりご協力いただいておりますが、その他の町所有の砂利道については、住民や行政区要望や町職員による道路パトロールにより、適宜、町作業員等により対応していきます。

なお、町から砂利を支給してほしいという要望がある場合は支給が可能かどうか……

○議長（角田真美） ここで、一時休議いたします。

地震のようですので、少々お待ちください。

休議 午前11時46分

開議 午前11時47分

○議長（角田真美） ご協力ありがとうございました。

休議前に引き続き会議を開きます。よろしく願いいたします。

○都市建設課長（小貫淳一） それでは先ほどの続きから、すみません。

なお、町から砂利を支給してほしいという要望がある場合は、支給が可能かどうか、町に相談していただければと思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、稲田和朝議員。

〔5番 稲田和朝 登壇〕

○5番（稲田和朝） ありがとうございます。

これで、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 5番、稲田和朝議員の一般質問はこれまでといたします。

以上をもちまして、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（角田真美） お諮りいたします。

議事運営の都合により、明日12月13日から12月15日までの3日間を休会としたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、12月13日から12月15日まで3日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時48分

第 4 号

令和7年第10回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和7年12月16日（火）午前10時開議

- 日程第 1 議案第186号 成田保健センター解体工事請負契約の締結について
- 日程第 2 議案第171号 鏡石町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
産業厚生常任委員長報告
- 日程第 3 議案第172号 鏡石町町営墓地条例の制定について
産業厚生常任委員長報告
- 日程第 4 請願・陳情について
所管常任委員長報告
- 日程第 5 各常任委員会閉会中の継続調査の申出について
- 日程第 6 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで議事日程に同じ

- 追加日程第 7 意見書案第10号 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書（案）
- 追加日程第 8 意見書案第11号 院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書（案）
-

出席議員（10名）

1番	町島洋一	2番	熊倉正麿
3番	東悟	4番	根本廣嗣
5番	稲田和朝	6番	込山靖子
8番	小林政次	9番	畑幸一
10番	円谷寛	11番	角田真美

欠席議員（1名）

7番 吉田孝司

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木 賊 正 男	副町長	小 貫 秀 明
教育長	渡 部 修 一	総務課長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大河原 正 義
産業課長	大 木 寿 実	都市建設課長	小 貫 淳 一
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教育課長	森 尾 知 之
会計管理者 兼出納室長	緑 川 憲 一	農業委員会 事務局長	佐 藤 喜 伸
農業委員会 会長	菊 地 栄 助	選挙管理 委員会委員長	草 野 孝 重

事務局職員出席者

議会事務局長	吉 田 光 則	主 査	藤 島 礼 子
--------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届出者は、7番、吉田孝司議員の1名です。

◎議会運営委員長報告

○議長（角田真美） 初めに、追加議案1件及び各常任委員会閉会中の継続調査の申出が提出されておりますので、本日の議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

10番、円谷寛議員。

〔議会運営委員長 円谷 寛 登壇〕

○10番（円谷 寛） 議事日程の追加がございますので報告をいたします。

第10回鏡石町議会定例会議事日程（第4号の追加1）。

令和7年12月16日火曜日、午前10時開議。

〔以下、議事日程「第4号の追加1」により報告する。〕

○議長（角田真美） 議会運営委員長の報告のとおり、追加議案1件及び各常任委員会閉会中の継続調査の申出を本日の日程に追加して審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、追加議案1件及び各常任委員会閉会中の継続調査の申出を本日の日程に追加して審議することに決しました。

◎議事日程の報告

○議長（角田真美） 本日の議事は、議事日程第4号の追加1により運営いたします。

◎議案第186号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第1、議案第186号 成田保健センター解体工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

健康環境課長。

〔健康環境課長 大河原正義 登壇〕

○健康環境課長（大河原正義） おはようございます。

ただいま上程されました議案第186号 成田保健センター解体工事請負契約の締結について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

このたびの請負契約につきましては、公共施設集約計画に基づき、成田保健センターの解体工事を行うため、9月2日に5社の参加により入札を執行し、4,752万円で契約しました成田保健センター解体工事におきまして、契約業者が法令に基づき実施しましたアスベスト調査におきまして、解体工事実施設計の段階において調査していた箇所に加え、床材に使用されていた接着剤にアスベストが含有していることが判明し、当該アスベストの除去箇所の追加が必要になったことから、請負額1,373万200円を増額して変更請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的、成田保健センター解体工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、6,125万200円。

4、契約の相手方、福島県岩瀬郡鏡石町中町25番地、株式会社渡辺建設鏡石支店、支店長古川武弘。

以上、議案第186号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） これをもって討論を終了いたします。

これより議案第186号 成田保健センター解体工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎産業厚生常任委員長報告（議案第171号）及び報告に対する質疑、
討論、採決

○議長（角田真美） 日程第2、議案第171号 鏡石町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

5番、稲田和朝議員。

[産業厚生常任委員長 稲田和朝 登壇]

○5番（産業厚生常任委員長 稲田和朝） 令和7年12月16日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

産業厚生常任委員会委員長、稲田和朝。

議案審査報告書。

本委員会は、令和7年12月10日に付託された議案の審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則72条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順で説明します。

令和7年12月15日。時刻、午前10時から。閉会時刻、午前11時36分。出席者、委員全員。

開催場所、議会会議室。

説明者、福祉こども課、菊地参事兼課長、灘山主幹兼副課長。

付託件名、議案第171号 鏡石町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

審査結果、議案第171号は、可決すべきものと決した。

審査の経過、議案第171号については、担当課（福祉こども課）の意見・説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見、なし。

以上です。

○議長（角田真美） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第171号 鏡石町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎産業厚生常任委員長報告（議案第172号）及び報告に対する質疑、
討論、採決

○議長（角田真美） 日程第3、議案第172号 鏡石町町営墓地条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

5番、稲田和朝議員。

〔産業厚生常任委員長 稲田和朝 登壇〕

○5番（産業厚生常任委員長 稲田和朝） 議案第172号について報告します。

令和7年12月16日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

産業厚生常任委員会委員長、稲田和朝。

議案審査報告書。

本委員会は、令和7年12月10日に付託された議案の審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順で読み上げます。

令和7年12月15日、10時から午前11時36分まで。出席者、委員全員。議会議室。

説明者、健康環境課、大河原課長、影山主幹兼副課長、舘川副課長。

付託件名、議案第172号 鏡石町町営墓地条例の制定について。

審査結果、議案第172号は可決すべきものと決した。

審査経過、議案第172号については、担当課（健康環境課）の意見・説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見。なし。

以上です。

○議長（角田真美） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第172号 鏡石町町営墓地条例の制定について、本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第4、請願・陳情についての件を議題といたします。

初めに、発議第5号 大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書を県に対して提出することについて、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

5番、稲田議員。

〔産業厚生常任委員長 稲田和朝 登壇〕

○5番（産業厚生常任委員長 稲田和朝） 発議第5号についてお話しします。

令和7年12月16日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

産業厚生常任委員会委員長、稲田和朝。

議案審査報告書。

本委員会は、令和7年9月17日に付託された発議を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順でございます。

令和7年12月15日、午前10時から11時36分まで。委員全員。議会会議室。

説明者、健康環境課、大河原課長、影山主幹兼副課長、舘川副課長。

付託件名、発議第5号 大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書を県に対して提出することについて。

審査結果、発議第5号は継続審査とすべきものと決した。

審査経過、発議第5号については、担当課（健康環境課）の意見・説明を求め審査をした結果、全会一致で継続審査とすべきものと決した。

意見、なし。

以上です。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

発議第5号 大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書を県に対して提出することについて、本件に対する委員長の報告は、継続審査とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第14号 「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書」の提出について、産業厚生常任委員長の報告を求めます。
5番、稲田議員。

〔産業厚生常任委員長 稲田和朝 登壇〕

○5番（産業厚生常任委員長 稲田和朝） 令和7年12月16日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

産業厚生常任委員会委員長、稲田和朝。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和7年12月10日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順で報告します。

令和7年12月15日。午前10時、午前11時36分。委員全員。議会会議室。

説明者、産業課、大木課長、渡辺副課長。

付託件名、陳情第14号 「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書」の提出について。

審査結果、陳情第14号は採択とすべきものと決した。

審査経過、陳情第14号については、担当課（産業課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択とすべきものと決した。

意見、なし。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第14号 「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書」の提出について、本件に対する委員長の報告は、採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第15号 「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書」の提出について、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

5番、稲田議員。

〔産業厚生常任委員長 稲田和朝 登壇〕

○5番（産業厚生常任委員長 稲田和朝） 令和7年12月16日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

産業厚生常任委員会委員長、稲田和朝。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和7年12月10日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順に報告します。

令和7年12月15日。午前10時から午前11時36分。委員全員。議会会議室。

説明者、福祉こども課、菊地参事兼課長、灘山主幹兼副課長。健康環境課、大河原課長、影山主幹兼副課長、館川副課長。

付託件名、陳情第15号 「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書」の提出について。

審査結果、陳情第15号は採択とすべきものと決した。

審査経過、陳情第15号については、担当課（福祉こども課、健康環境課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択とすべきものと決した。

意見、なし。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第15号 「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書」の提出について、本件に対する委員長の報告は、採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第16号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

9番、畑幸一議員。

〔総務文教常任委員長 畑 幸一 登壇〕

○9番（総務文教常任委員長 畑 幸一） おはようございます。

令和7年12月16日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

総務文教常任委員会委員長、畑幸一。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和7年12月10日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和7年12月15日。開議時刻、午前9時57分。閉会時刻、午前11時49分。出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者、税務町民課、根本課長、北畠主幹兼副課長。

付託件名、陳情第16号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について。
審査結果、陳情第16号は継続審査とすべきものと決した。

審査経過、陳情第16号については、担当課（税務町民課）の意見・説明を求め審査をした
結果、挙手少数で継続審査とすべきものと決した。

意見、なし。

以上、報告いたします。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第16号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について、本件に対する
委員長の報告は、継続審査とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

◎各常任委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田真美） 日程第5、各常任委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題と
いたします。

委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました閉会中の継続調査の
申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田真美） 日程第6、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前10時29分

開議 午前10時30分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（角田真美） ただいま意見書案2件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案を日程に追加し、意見書案第10号を日程第7として、意見書案第11号を日程第8として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎意見書案第10号及び意見書案第11号の上程、説明、質疑、討論、

採決

○議長（角田真美） 日程第7、意見書案第10号 最低賃金を引き上げやすい環境整備のため、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書（案）及び、日程第8、意見書案第

11号 院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書（案）の2件を一括議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、議案2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から、提案理由の一括説明を求めます。

5番、稲田和朝議員。

〔産業厚生常任委員長 稲田和朝 登壇〕

○5番（産業厚生常任委員長 稲田和朝） 意見書案第10号。

令和7年12月16日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

提出者、鏡石町議会議員、稲田和朝。賛成者、畑幸一、熊倉正麿、円谷寛。

最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書（案）。

次の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第10号 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書（案）。

福島県最低賃金は、令和8年1月1日から、時間額1,033円に引き上げられる。

福島地方最低賃金審査会では、今年度の最低賃金の引き上げが過去に例を見ない大きな引き上げであり、これまで以上に準備期間が必要であることから、発効日を例年より約3か月遅らせた。また、同審議会の「答申」では、「福島県における中小企業・小規模事業者の経営は、エネルギー、原材料価格の高騰等により、依然として非常に厳しい実態にあることを踏まえ、最低賃金を引き上げやすい環境整備のために」、政府と福島県に対する要望をまとめている。

〔「朗読省略」の声あり〕

○5番（産業厚生常任委員長 稲田和朝） 省略の声が出ましたので。

記。

1、最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者への支援策を抜本的に拡充・強化すること。

2、中小企業・小規模事業者の強い要望である社会保険料事業主負担分の減免や給付型支援などを実施すること。

令和7年12月16日。

鏡石町議会。

内閣総理大臣様。

厚生労働大臣様。

経済産業大臣様。

衆議院議長様。

参議院議長様。

以上です。

次に、意見書案第11号。

令和7年12月16日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

提出者、鏡石町議会議員、稲田和朝。賛成者、畑幸一、熊倉正麿、円谷寛。

院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第11号 院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書（案）。

物価高騰は、国民生活を圧迫し、中小企業・小規模事業者に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。中でも、医療、介護、障害福祉、保育などの現場で働くケア労働者の労働実態が深刻さを増している。低水準に抑え込まれた賃金が人手不足を加速させ、現場の体制維持に大きな支障をきたし、事業所の倒産や休廃業もひろがっている状況である。

〔「朗読省略」の声あり〕

○5番（産業厚生常任委員長 稲田和朝） 省略の声が出ましたので。

記。

1、診療報酬や介護報酬などの公定価格について、物価高騰や人件費増を賄うことができる水準までただちに引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

鏡石町議会。

内閣総理大臣様。

厚生労働大臣様。

こども家庭庁長官様。

衆議院議長様。

参議院議長様。

以上です。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

初めに、意見書案第10号 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書（案）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第10号 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書（案）についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第11号 院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書（案）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第11号 院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書（案）についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（角田真美） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

第10回鏡石町議会定例会におきまして提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり承認、議決を賜り、誠にありがとうございました。

令和7年度も残り3か月余りとなり、各種事業も総仕上げの段階に入っております。今定例会で議決いただきました補正予算を含めまして、本年度予算の適切な執行に努めてまいります。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

年末年始の何かと慌ただしい季節でもありますが、議員の皆様にはご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（角田真美） これにて第10回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時42分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 角 田 真 美

署 名 議 員 根 本 廣 嗣

署 名 議 員 稲 田 和 朝

署 名 議 員 込 山 靖 子